

衛星コンステレーションの整備・運営等事業

事業契約書

(案)

本事業契約書（案）は、事業者が SPC を設立することを想定して作成しています。事業者が SPC を設立しないことを提案した場合には、必要な範囲で変更を行います。

衛星コンステレーションの整備・運営等事業に関する事業契約書

- 1 事業名 衛星コンステレーションの整備・運営等事業
- 2 調達要求番号 7-07-2007-026A-J-0034
品名・数量 衛星コンステレーションの整備・運営等事業 1式
- 3 事業場所 本契約別紙1「事業場所」に定めるとおり
- 4 事業期間 契約締結日から令和13年3月31日まで
- 5 契約代金額 ¥ XXX,XXX,XXX,XXX-
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額¥ XX,XXX,XXX,XXX-)
(ただし、その内訳金額は本契約別紙2「契約代金額の内訳」に記載
するところによる。)
- 6 契約保証金 本契約第9条に定めるとおり。

上記の事業について、支出負担行為担当官 防衛装備庁 XXXXXXXX (以下「発注者」という。)と XXXXXXXXXX (以下「事業者」という。)とは、別添の条項による公正な事業契約 (以下「本契約」という。)を締結し、信義に従って誠実にこれを履行する。

本契約締結の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和XX年XX月XX日

発注者 住所 東京都新宿区市谷本村町5-1
支出負担行為担当官
防衛装備庁 XXXXXXXX XXXX XXXX

事業者 住所 XXXXXXXXXX
商号 XXXXXXXXXX
代表者 代表取締役 XXXXXXXXXX

[支出負担行為認証・登録年月日及び番号：令和XX年XX月XX日・第XXXXX号]
認証する。

支出負担行為認証官
防衛装備庁長官官房監察監査・評価官 XXXX XXXX

目次

前文 本契約の前提.....	7
第1章 総則.....	8
第1条 (契約の目的)	8
第2条 (用語の定義)	8
第3条 (事業の趣旨の尊重及び遵守事項)	8
第4条 (契約書類及び規定の適用関係)	8
第5条 (秘密の保持)	9
第6条 (共通事項)	9
第2章 本事業の実施に関する事項.....	10
第7条 (契約の期間)	10
第8条 (事業の概要)	10
第9条 (契約の保証)	10
第10条 (権利義務の譲渡等)	11
第11条 (事業者の責任)	11
第12条 (事業工程表及びサービス対価内訳書)	11
第13条 (本事業衛星等及び成果物の著作権)	11
第14条 (第三者の知的財産権等の侵害)	12
第15条 (選定企業の使用等)	12
第16条 (選定企業の一括委任又は一括下請負の禁止)	13
第17条 (各業務等における第三者の使用等)	13
第18条 (使用人等に関する事業者の責任)	13
第19条 (本事業の従事者)	14
第20条 (監視職員)	14
第21条 (事業者の総括代理人)	15
第22条 (総括代理人等に関する措置請求)	15
第23条 (業績等の監視及び改善要求措置)	15
第24条 (事業者に対する支払)	16
第25条 (遅延利息)	16
第26条 (費用負担等)	16
第27条 (租税公課の負担)	17
第28条 (許認可等の取得等)	17
第29条 (保険の付保等)	17
第30条 (要求水準の変更)	18
第31条 (要求水準の変更による措置)	18

第32条	(損害賠償責任)	19
第33条	(第三者に生じた損害)	19
第34条	(法令等の変更等による措置)	20
第35条	(不可抗力による措置)	21
第36条	(中止による措置)	21
第37条	(環境対策)	22
第3章	画像データ取得業務及び専用地上施設運用等業務に関する共通事項	22
第38条	(画像データ取得業務及び専用地上施設運用等業務の実施)	22
第39条	(段階的運用及び本格的運用の開始)	22
第40条	(発注者による確認等)	23
第41条	(提出書類)	24
第42条	(実施計画管理)	24
第43条	(活動報告書及び撮像明細書の提出等)	24
第44条	(実施体制の整備)	24
第45条	(国の施設への立入り)	25
第46条	(物品の貸与)	25
第47条	(緊急時の措置)	25
第4章	画像データ取得業務に関する事項	26
第48条	(画像データ取得業務の実施)	26
第49条	(本事業衛星)	26
第50条	(投入軌道及び再訪頻度)	26
第51条	(撮像優先権)	27
第52条	(撮像計画の作成)	27
第53条	(撮像計画の受付及び実行)	27
第54条	(撮像要求、撮像計画及び撮像指示の変更等)	27
第55条	(その他地上局)	27
第56条	(画像データの提供)	27
第57条	(納入不能時の通知)	28
第58条	(品質保証)	28
第59条	(画像データ取得業務に関する責任分担)	29
第5章	専用地上施設運用等業務に関する事項	29
第1節	専用地上施設運用等業務に関する共通事項	29
第60条	(専用地上施設運用等業務に伴う近隣対策)	29
第61条	(専用地上施設運用等業務に関する責任分担)	30
第2節	本事業専用地上施設の整備に関する事項	31
第62条	(本事業専用地上施設の整備)	31

第63条	(端末の提供)	31
第64条	(端末の撤去)	31
第65条	(操作説明)	31
第66条	(飯岡地上局)	32
第67条	(統合運用システムの従系)	32
第68条	(事業用地の確保等)	32
第69条	(事業用地の調査)	32
第70条	(登記)	33
第3節	本事業専用地上施設の運用・維持管理に関する事項	33
第71条	(本事業専用地上施設の運用・維持管理)	33
第72条	(運用要員等の教育・訓練)	33
第73条	(本事業専用地上施設の所有)	33
第74条	(本事業専用地上施設の更新)	33
第75条	(本事業専用地上施設の損傷等)	34
第6章	全般管理に関する事項	34
第76条	(全般管理業務に関する責任分担)	34
第7章	民間商用事業	35
第77条	(民間商用事業)	35
第8章	サービス対価の支払に関する事項	35
第78条	(サービス対価の支払)	35
第79条	(サービス対価の改定)	36
第80条	(資金の確保)	36
第9章	本契約の解除及び終了に関する事項	37
第1節	解除権等	37
第81条	(発注者の解除権)	37
第82条	(発注者の任意による解除)	38
第83条	(事業者の解除権)	38
第84条	(法令等の変更等又は不可抗力による解除)	39
第2節	契約解除の効力	39
第85条	(事業者の帰責事由による契約解除の効力)	39
第86条	(発注者の任意又は発注者の帰責事由による契約解除の効力)	40
第87条	(法令等の変更等又は不可抗力による契約解除の効力)	40
第88条	(発注者による本事業専用地上施設関連資産の取得)	42
第89条	(事業者による本事業専用地上施設関連資産の処分)	43
第90条	(事業者による本事業専用地上施設関連資産の使用)	43
第91条	(解除精算金(専用地上施設整備費)の算定)	43

第3節	本契約の終了	43
第92条	(貸与品の返還)	43
第93条	(関係書類の引渡し等)	44
第94条	(統合運用システム等の処分)	44
第95条	(事業期間の延長)	44
第10章	表明保証及び誓約等	44
第96条	(事業者による事実の表明保証及び誓約)	44
第97条	(提出書類)	45
第98条	(その他特約条項)	45
第11章	雑則	45
第99条	(本契約の変更)	45
第100条	(準拠法及び裁判管轄)	45
第101条	(解釈)	46
附則		47
別紙 1	事業場所	48
別紙 2	契約代金額の内訳	49
別紙 3	用語の定義	52
別紙 4	装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項	62
別紙 5	情報システムの調達に係るサプライチェーン・リスク対応に関する特約条項	97
別紙 6	事業者等が付す保険等	107
別紙 7	業績等の監視及び改善要求措置要領	108
別紙 8	サービス対価の算定及び支払方法	109
別紙 9	不可抗力の定義等	110
別紙 10	暴力団排除に関する特約条項	112
別紙 11	談合等の不正行為に関する特約条項	114
別紙 12	解除精算金の算定方法	116
別紙 13	解除違約金の算定方法	119

前文 本契約の前提

衛星コンステレーションの整備・運営等事業（以下「本事業」という。）は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号。以下「PFI 法」という。）の定めるところにより「選定事業」として実施するものである。

「本事業」における「公共施設等の管理者等」は、防衛大臣である。また、「支出負担行為」に関する事務を行う者をもって「発注者」とする。

防衛省は、「本事業」について、令和 7 年 4 月 8 日に「PFI 法」第 5 条第 1 項に定める特定事業の実施に関する方針を公表し、令和 7 年 7 月 4 日に「PFI 法」第 7 条の定めるところにより「本事業」を「選定事業」とした。

「発注者」は、「PFI 法」第 8 条第 1 項の定める民間事業者の選定について、会計法（昭和 22 年法律第 35 号）第 29 条の 6 第 2 項及び予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 91 条第 2 項に定める方法により行った。その結果、「発注者」は、令和 XX 年 XX 月 XX 日に「本事業」の実施を担う民間事業者を特定し、令和 XX 年 XX 月 XX 日に当該民間事業者との間で「基本協定書」を締結した。

「発注者」及び「事業者」は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針の趣旨を踏まえ、「本事業」の適正かつ確実な実施を図るために相互に協力し、円滑な遂行に努める。

第1章 総則

(契約の目的)

第1条 本契約は、「発注者」及び「事業者」が相互に協力し、「本事業」を円滑に実施するために必要な事項について定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 本契約において用いられる引用符付きの用語の定義は、本契約別紙3「用語の定義」に定めるところによる。

(事業の趣旨の尊重及び遵守事項)

第3条 「事業者」は、本契約の定めるところにより、「本事業」が、「本事業衛星によるコンステレーション」を整備した上で「画像データ」を取得するとともに、「本事業専用地上施設」を整備、運用及び維持管理する事業であることを十分に理解し、「本事業」の実施にあたっては、その趣旨を尊重する。

2 「発注者」は、「本事業」が民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用し、民間事業者の自主性と創意工夫を尊重することにより、効率的かつ効果的に実施するものであることを十分に理解し、その趣旨を尊重する。

3 「発注者」及び「事業者」は、本契約の履行にあたり、「法令等」を遵守する。

4 「事業者」は、「事業契約書」及び「入札説明書等」並びに「提案書類」に従い、善良な管理者の注意義務をもって、「本事業」を実施しその他本契約上の義務を履行する。

(契約書類及び規定の適用関係)

第4条 本契約は、次の各号に掲げる書面により構成される。

一 「事業契約書」

二 「入札説明書等」

三 「提案書類」

2 「事業契約書」、「入札説明書等」及び「提案書類」の記載内容に矛盾又は相違がある場合には、「事業契約書」、「入札説明書等」、「提案書類」の順に優先して適用される。

3 「事業契約書」又は「入札説明書等」それぞれに含まれる書類間で疑義が生じた場合は、「発注者」と「事業者」との間において協議の上、かかる記載内容に関する事項を決定する。

4 第2項の規定にかかわらず、「要求水準書」と「提案書類」の内容に差異がある場合には、「提案書類」に記載された提案内容が「要求水準書」に記載された水準を上回るときに限り、「提案書類」に記載された提案内容に基づく水準が優先して適用され、当該水準が「要求水準」となる。

(秘密の保持)

第5条 「発注者」及び「事業者」は、「事業期間」中及び本契約終了後も、「秘密情報」につき、本契約の相手方当事者の事前の同意を得ずして第三者に開示せず、かつ本契約の目的以外の目的には使用しない。ただし、「発注者」が、司法手続若しくは「法令等」に基づき開示する場合、「本事業」に関連して業務を委任したアドバイザーに対して、本契約と同等の秘密保持義務を課して必要な範囲で開示する場合、若しくは「事業者」から「本事業」を引き継ぐ若しくは引き継ぐことを検討する第三者に対して必要な範囲で開示する場合、又は本契約に基づき開示することが認められる場合はこの限りでない。

- 2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する情報については適用されない。
 - 一 開示の時点で公知となっており、又は開示を受けた当事者による本契約上の義務違反によることなく公知となった情報
 - 二 開示の時点で開示を受けた当事者が既に保有していた情報
 - 三 開示を受けた当事者が、第三者から秘密保持義務を負うことなく入手した情報
- 3 前二項の規定に加え、「事業者」は、本契約別紙4「装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項」、別紙5「情報システムの調達に係るサプライチェーン・リスク対応に関する特約条項」及び「要求水準書」の定めるところにより、秘密の保全を確実にしなければならない。
- 4 「事業者」は、「秘密情報」の扱いに関して「要求水準書」に定める履行体制を確保し、これを変更した場合には、遅滞なく「発注者」に通知する。

(共通事項)

第6条 本契約に定める請求、勧告、通知、報告、申出、確認、承認、承諾、指示、要請、質問、回答及び解除は、書面により行わなければならない。ただし、「発注者」が書面によらないことを認めた場合には、この限りではない。

- 2 本契約の履行に関して「発注者」及び「事業者」間で用いる言語は、日本語とする。
- 3 本契約に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 4 本契約に基づく金銭債務の額は、円を最低額の単位として算定し、当該単位に満たない端数はこれを切り捨てる。
- 5 本契約の履行に関して「発注者」及び「事業者」間で用いる計量単位は、特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるところによる。
- 6 本契約の履行に関する期間の定めについては、特別の定めがある場合を除き、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによる。
- 7 本契約の履行に関して「発注者」及び「事業者」間で用いる時刻は日本標準時とする。
- 8 本契約で定められている「法令等」が改正（新たな制定を含む。）された場合には、当該改正された「法令等」が本契約に適用される。

第2章 本事業の実施に関する事項

(契約の期間)

第7条 本契約は、その締結日からその効力を生じ、「事業期間」の満了日に終了する。

(事業の概要)

第8条 「本事業」は、「事業契約書等」に定める「各業務」、これらの業務の実施に係る資金調達及びこれらに付随し、又は関連する一切の業務により構成されるものとし、「事業者」はその他「本事業」に関連のない事業を行ってはならない。

2 「本事業」の予定スケジュールは、以下のとおりとする。

令和8年4月1日～令和8年9月30日 : 「段階的運用期間（簡易システム導入前）」

令和8年10月1日～令和10年3月30日 : 「段階的運用期間（簡易システム導入後）」

令和10年3月31日～令和13年3月31日 : 「本格的運用期間」

令和13年3月31日 : 「本事業」の終了日

(契約の保証)

第9条 「事業者」は、本契約の締結日から「本格的運用」の開始日の前日までの期間、次の各号に掲げるいずれかの保証を付すものとし、当該保証に係る契約保証金額又は保険金額は、次項に掲げる金額としなければならない。

一 会計法第29条の9第1項に基づく契約保証金の納付

二 会計法第29条の9第1項ただし書きに基づく、契約保証金の納付に代わる債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

三 会計法第29条の9第2項に基づく、契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供又は債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、防衛省が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証

2 前項の契約保証金額、保険金額又は保証金額は、「専用地上施設整備費」に相当する額の10分の1以上とする。

3 「事業者」が第1項第二号に掲げる保証を付したときは、保証金の納付を免除することとし、同項第三号に掲げる保証を付したときは、当該保証は保証金に代わる担保の提供として行われたものとする。

4 「専用地上施設整備費」の変更があった場合には、保証の額が変更後の当該項目の金額の10分の1に達するまで、「発注者」は保証の額の増額を請求することができ、「事業者」は保証の額の減額を請求することができる。

(権利義務の譲渡等)

- 第10条** 「事業者」は、「発注者」の事前の承諾を得た場合を除き、本契約上の地位又は本契約に基づく権利若しくは義務を、第三者に譲渡し、担保の目的に供し、又はその他の方法による処分をしてはならない。
- 2 「事業者」は、「発注者」の事前の承諾を得た場合を除き、第三者に対し新株を割り当ててはならない。
 - 3 「事業者」は、「発注者」の事前の承諾を得た場合を除き、各「選定企業」を変更してはならない。
 - 4 「発注者」は、「選定企業」、「再受任者」、又は「下請負人」が、「事業者」の経営若しくは「本事業」の安定性を阻害し、又は「本事業」に関与することが適当でない者となった場合には、「事業者」に対して当該者が「本事業」に関与しないようにするために必要な措置をとるよう求めることができる。

(事業者の責任)

- 第11条** 「事業者」は、本契約において別途規定されている場合を除き、「事業契約書等」に従い「本事業」を履行するために必要な一切の手段を自らの責任において定め、「本事業」を適正かつ確実に実施し、「本事業」の実施に係る一切の責任を負う。
- 2 本契約に別途規定されている場合を除き、「発注者」の「本事業」に関する確認若しくは立会又は「事業者」から「発注者」に対する報告、通知若しくは説明を理由として、「事業者」はいかなる本契約上における「事業者」の責任をも免れず、当該確認若しくは立会又は報告、通知若しくは説明を理由として、「発注者」は何ら責任を負担しない。

(事業工程表及びサービス対価内訳書)

- 第12条** 「事業者」は、本契約の締結後 10 営業日以内に、「事業契約書等」に基づき、本契約の締結日から「本格的運用期間」の終了日までの「事業工程表」を作成し、「発注者」に提出し、確認を受けなければならない。
- 2 「事業者」は、「本事業」を「事業工程表」に従い実施し、「事業工程表」に基づく工程の管理を、自らの責任において、適正に行わなければならない。
 - 3 「事業者」は、「事業工程表」について変更があった場合には、速やかに「発注者」に当該変更後の「事業工程表」を提出し、確認を受ける。
 - 4 「事業者」は、本契約締結後 30 日以内に、「発注者」が別途指示する様式により「サービス対価」の内訳書を作成し、「発注者」に提出の上、確認を受けなければならない。

(本事業衛星等及び成果物の著作権)

- 第13条** 第 4 項及び第 5 項に別途定める場合を除き、「本事業衛星」、「本事業専用地上施設」及び「成果物」が著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 2 条第 1 項第 1 号に定める著作物に該当する場合には、同法第 2 章及び第 3 章に規定する著作権者の権利の帰属は、同法の定めるところによる。

- 2 (i)「事業者」が「本事業」の実施に当たり作成した各種計画書、ソフトウェアその他の著作権、(ii)「事業者」が従来より権利を有していたもの及び(iii)「本事業」の実施により新たに作成した、同種の著作物に共通に利用されるノウハウ等に係る著作権は、「事業者」に留保され、「事業者」は「発注者」に対して当該著作物等の無期限かつ無償の使用権を付与し、自ら又は著作者（「発注者」を除く。）をして、著作権法第19条第1項又は第20条第1項に定める権利を行使し、又は行使させてはならない。
- 3 「事業者」は、「発注者」の事前の書面による承諾なく、前項に規定する著作物等を自ら又は「選定企業」をして、第三者へ譲渡してはならない。「発注者」の事前の書面による承諾を得て前項に定める著作物等を第三者に譲渡する場合には、「事業者」は、「発注者」がその第三者から前項に定める条件でその著作物等の使用権の付与が受けられることを保証する。
- 4 「事業者」は、「発注者」が「撮像データ」及び「画像データ」を使用できる無期限かつ無償の使用権及びこれらの使用許諾権を「発注者」に提供する。
- 5 「本事業」により取得した「画像データ」を利用して「発注者」が製作した「二次的製品」の著作権、所有権及び使用許諾権は、「発注者」に帰属する。
- 6 「その他衛星」が「本事業」に用いられる場合において、前二項に基づく取扱いが困難となる場合、「発注者」及び「事業者」は対応について協議する。

(第三者の知的財産権等の侵害)

第14条 「事業者」は、本契約の履行にあたり、第三者の有する「知的財産権等」を侵害しないこと、並びに「本事業衛星」、「本事業専用地上施設」その他「各業務」において利用される施設、設備及び機器等及び「成果物」の作成又は利用が第三者の有する「知的財産権等」を侵害していないことを、「発注者」に対して保証する。

- 2 「事業者」が、本契約の履行にあたり、第三者の有する「知的財産権等」を侵害し、又は「本事業衛星」、「本事業専用地上施設」その他「各業務」において利用される施設、設備及び機器等及び「成果物」の作成又は利用が第三者の有する「知的財産権等」を侵害する場合には、「事業者」は、「事業者」の責めに帰すべき事由の有無の如何にかかわらず、当該侵害により生じた損害を補償及び賠償し、又は「発注者」が指示する必要な措置を行う。ただし、「事業者」の当該侵害が、「発注者」の特に指定する材料、設計方法、施工方法又は維持管理方法若しくは運用方法等を使用したことに起因する場合は、この限りでない。

(選定企業の使用等)

第15条 「事業者」は、「各業務」を、各「選定企業」に委任し、又は請け負わせるものとし、「発注者」の承諾がある場合を除き、「各業務」の全部又は一部を各「選定企業」以外の第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

- 2 「事業者」は、「各業務」を「選定企業」に委任し、又は請け負わせようとするときは、当該業務の委任又は請負に係る契約において、本契約に基づいて「事業者」が負うべき秘密保持義務と同等の義務を負わせる。

- 3 「事業者」は、「各業務」を「選定企業」に委任し、又は請け負わせたときは、当該業務の委任又は請負に係る締結済み契約書の写しを遅滞なく「発注者」に提出しなければならない。
- 4 前項の規定は、契約書の内容が変更された場合及び第10条第3項又は第4項の規定に基づき契約の相手方が変更された場合について準用する。
- 5 「事業者」は、「選定企業」の使用に関する一切の責任を負うものとし、「選定企業」の責めに帰すべき事由は、その原因及び結果の如何を問わず、「事業者」の責めに帰すべき事由とみなす。
- 6 本契約に別段の定めがある場合を除き、「事業者」は、前項に定める場合のほか、「選定企業」をその当事者又は関係者とする紛争、訴訟等に起因して、本契約に定める業務が遅延した場合その他の増加費用及び損害の一切を負担しなければならない。

(選定企業の一括委任又は一括下請負の禁止)

第16条 「事業者」は、「事業者」から直接受任し、又は請け負って業務を実施する各「選定企業」をして、当該業務の全部又はその主たる部分全体を一括して第三者に再委任させ、又は下請負させてはならない。

(各業務等における第三者の使用等)

- 第17条** 「事業者」は、各「選定企業」をして、「各業務」の一部を第三者に再委任し若しくは下請負させたときは、遅滞なく「発注者」に対してその旨通知し、「発注者」の請求があった場合には、当該業務の委任又は請負に係る締結済み契約書の写しを遅滞なく「発注者」に提出しなければならない。また、当該契約書の内容が変更されたときも同様とする。
- 2 「事業者」は、各「選定企業」をして、前項に基づく再委任又は下請負を行わせるときは、当該業務の再委任又は下請負に係る契約において、本契約に基づいて「事業者」が負うべき秘密保持義務と同等の義務を「再受任者」又は「下請負人」に負わせなければならない。
 - 3 「事業者」は、「各業務」の実施に係る「再受任者」又は「下請負人」の使用に関する一切の責任を負うものとし、これらの責めに帰すべき事由は、その原因及び結果の如何を問わず、「事業者」の責めに帰すべき事由とみなす。
 - 4 「発注者」は、「選定企業」が本条に基づいて使用する「再受任者」又は「下請負人」について、「各業務」の実施につき不相当と認められるものがあるときは、「事業者」に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
 - 5 「事業者」は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を速やかに「発注者」に通知しなければならない。

(使用人等に関する事業者の責任)

第18条 「事業者」は、自ら、「選定企業」、「事業者」から直接受任し、又は請け負って業務を実施する「再受任者」又は「下請負人」が用いた使用人等による業務上

の行為に関する一切の責任を負うものとし、これらの責めに帰すべき事由は、その原因及び結果の如何を問わず、「事業者」の責めに帰すべき事由とみなす。

(本事業の従事者)

- 第19条** 「事業者」は、「各業務」を行うにあたって必要な有資格者を「各業務」の従事者として配置しなければならない。
- 2 「事業者」は、前項に定める「各業務」の従事者のうち、「事業者」が直接「各業務」を委任し又は請け負わせた者については、各「事業年度」終了日から30日以内に、「発注者」に対してその商号等を届け出る。また、「事業者」は、前項に定める「各業務」の従事者のうち、「再受任者」及び「下請負人」における従事者については、「発注者」から要求があった場合には速やかに、「発注者」に対してその商号等を届け出る。
 - 3 「事業者」は、「情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置について」（防装庁（事）第3号。平成31年1月9日）及び「情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置の細部事項について」（装武第188号。平成31年1月9日）に従って「発注者」に対して届出を行った者でなければ、「各業務」の従事者（「再受任者」及び「下請負人」における従事者を含む。）として使用してはならない。

(監視職員)

- 第20条** 「発注者」は、「監視職員」を置いたとき又は変更したときは、その日から14日以内に、その氏名を「事業者」に通知する。
- 2 「監視職員」は、本契約の他の条項に定めるもの及び本契約に基づく「発注者」の権限とされる事項のうち、「発注者」が必要と認めて「監視職員」に委任する次の各号に掲げる権限を有する。
 - 一 「本事業」の適正かつ確実な実施についての「事業者」又は「事業者」の「総括代理人」に対する請求、勧告、通知、確認、承認、承諾、指示、要請又は協議
 - 二 「事業者」により提供される「本事業」の実施に係る「要求水準」の達成状況の監視
 - 三 本契約の義務の履行に係る「本事業」の実施状況の監視
 - 四 「事業者」の財務状況及び「選定企業」との契約内容の監視
 - 五 「事業者」が作成及び提出した資料の確認
 - 六 「各業務」を実施するうえで必要となるすべてのデータ、文書、図面、仕様、工程計画書、ソフトウェア等及び情報を提供させ、又は閲覧すること。
 - 七 試験又は検査
 - 3 「発注者」は、2人以上の「監視職員」を置き、前項に掲げる権限を分担させた場合には、それぞれの「監視職員」の有する権限の内容を「事業者」に通知する。また、本契約に基づく「発注者」の権限の一部を「監視職員」に委任した場合には、当該委任した権限の内容を「事業者」に通知する。
 - 4 第2項の規定に基づく「監視職員」の請求、勧告、通知、確認、承認、承諾、指示、要請又は協議は、原則として書面により行わなければならない。

- 5 「発注者」が「監視職員」を置いた場合には、本契約に定める「発注者」に対する請求、通知、報告、申出、要請等は、「監視職員」を経由して行う。この場合において、「監視職員」に請求、通知、報告、申出、要請等が到達した日をもって「発注者」に到達したものとみなす。
- 6 「発注者」が「監視職員」を置かない場合には、本契約に定める「監視職員」の権限は、「発注者」に帰属する。

(事業者の総括代理人)

第21条 「事業者」は、「総括代理人」を置くものとし、その氏名その他必要な事項を直ちに「発注者」に通知しなければならない。「総括代理人」を変更したときも同様とする。

- 2 「総括代理人」は、本契約の履行に関し、次の各号に掲げる権限を除く、本契約に基づく「事業者」の一切の権限を行使することができる。
 - 一 「サービス対価」の変更
 - 二 「サービス対価」の請求及び受領
 - 三 次条第1項の請求の受理
 - 四 次条第2項の決定及び通知
 - 五 契約の解除
- 3 「事業者」は、本契約に定める請求、通知、報告、申出、要請及び解除等を、「総括代理人」を経由して行うものとし、「発注者」は、本契約に定める請求、勧告、通知、確認、承認、承諾、指示、要請又は協議を、「総括代理人」を経由して行う。

(総括代理人等に関する措置請求)

第22条 「発注者」は、「総括代理人」がその職務の執行につき、「本事業」の適正かつ確実な実施を確保するために著しく不相当と認められる場合には、「事業者」に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

- 2 「事業者」は、前項の請求があった場合には、当該請求に係る事項について決定し、その結果について請求を受けた日から10営業日以内に「発注者」に通知しなければならない。
- 3 「事業者」は、「監視職員」がその職務の執行につき著しく不相当と認められる場合には、「発注者」に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 4 「発注者」は、前項の請求があった場合には、当該請求に係る事項について決定し、その結果について請求を受けた日から10営業日以内に「事業者」に通知しなければならない。

(業績等の監視及び改善要求措置)

第23条 「事業者」は、「提案書類」に従い、自らの「業績等」を確認し、「発注者」に報告する。

- 2 「発注者」は、本契約別紙7「業績等の監視及び改善要求措置要領」の定めるところにより、「事業者」の報告によるほか、必要に応じて実地にて確認を行い、「本事業」に関する「業績等」の監視を行う。
- 3 「事業者」は、本契約に定めがある場合、又は「発注者」の請求があるときは、「事業者」及び「選定企業」が実施する業務の実施状況並びに本契約の履行状況について、「発注者」に説明及び報告しなければならない。
- 4 「発注者」は、随時に、「事業者」及び「選定企業」が実施する「本事業」の実施状況並びに本契約の履行状況について、実地にて確認することができる。
- 5 「発注者」は、前四項の結果、「本事業」に関して「事業者」の責めに帰すべき事由により「業務不履行」があると認める場合は、本契約別紙7「業績等の監視及び改善要求措置要領」の定めるところにより改善要求措置をとる。

(事業者に対する支払)

- 第24条** 「発注者」は、本契約第78条及び本契約別紙8「サービス対価の算定及び支払方法」の定めるところにより「サービス対価」を「事業者」に支払う。
- 2 「発注者」は、本契約に基づいて生じた「事業者」に対する債権及び債務を「法令等」の範囲内において対当額で相殺することができる。

(遅延利息)

- 第25条** 「発注者」が、本契約に基づく支払を遅延した場合には、未払額につき履行すべき日の翌日(同日を含む。)から当該金銭債務の支払が完了した日(同日を含む。)までの期間の日数に応じ、当該未払発生時における政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める告示(昭和24年大蔵省告示第991号)に定める率を乗じて計算した額の遅延利息を「事業者」に支払わなければならない。当該遅延利息の額が100円未満であるとき又はその額に100円未満の端数があるときは、その全額又はその端数を切り捨てる。
- 2 「事業者」が、本契約に基づく支払を遅延した場合には、未払額につき履行すべき日の翌日(同日を含む。)から当該金銭債務の支払が完了した日(同日を含む。)までの期間の日数に応じ、当該未払発生時における国の債権の管理等に関する法律施行令第29条第1項本文に規定する財務大臣が定める率を定める告示(昭和32年大蔵省告示第8号)に定める率を乗じて計算した額の遅延利息を「発注者」に支払わなければならない。

(費用負担等)

- 第26条** 「事業者」による「本事業」の実施その他本契約上の義務の履行に必要な一切の費用及び「本事業」に関して「事業者」に生じる損失、損害又は費用(追加費用及び増加費用を含む。)は、本契約別紙8「サービス対価の算定及び支払方法」に従った「サービス対価」の支払及び調整並びに本契約において「発注者」が負担する義務を負うと規定されているものを除き、すべて「事業者」が負担する。

- 2 「事業者」による「本事業」の実施その他本契約上の義務の履行に必要な「事業者」の資金の調達は、本契約において「発注者」が負担する義務を負うと規定されている費用を除き、すべて「事業者」が自らの責任と費用で行う。
- 3 「発注者」は、本契約において別途規定されている場合を除き、「事業者」に対する保証、出資、その他資金調達に対する財政上又は金融上の支援を行わない。
- 4 本契約において該当する事由に応じて費用負担を定める場合において、該当する事由が複数あると認められる場合には、「発注者」及び「事業者」の間で協議の上、当該費用の分担を定める。

(租税公課の負担)

第27条 本契約及び「本事業」に関連して生じる租税公課は、本契約において別途規定されている場合を除き、すべて「事業者」が負担する。

(許認可等の取得等)

第28条 「事業者」は、「本事業」を実施するために必要となる一切の許認可の取得又は届出の提出（以下、当該許認可及び届出を総称して「許認可等」という。）を自らの責任及び費用負担により行わなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、「発注者」が「許認可等」の取得若しくは維持又は届出をする必要がある場合には、「発注者」が自らの費用で必要な措置を講ずる（ただし、当該「許認可等」の取得若しくは維持又は届出の費用が、「事業者」の責めに帰すべき事由に起因して発生した場合は、「事業者」がその費用を負担する。）。当該措置について「事業者」に協力を求めた場合には、「事業者」は、「要求水準書」に記載されているものについてはすべてこれに応じ、また、「要求水準書」に記載されていないものであっても、業務上の著しい負担及び過大な費用が発生しない限り、これに応じる。
- 3 「事業者」は、前項に定める場合を除き、「許認可等」の取得又は維持に関する責任及び損害（「許認可等」取得の遅延から生じる増加費用を含む。以下同じ。）を負担する。
- 4 「発注者」は、第1項に定める「事業者」による「許認可等」の取得若しくは維持又は届出の提出について、「事業者」から協力を要請された場合には、「法令等」の範囲内において必要に応じて協力する。
- 5 「事業者」は、「許認可等」（第2項により「発注者」が取得等したものを除く。）の原本を保管し、「発注者」の要請があった場合には原本を提示し、又は原本証明付き写しを「発注者」に提出する。

(保険の付保等)

第29条 「事業者」は、自らの責任及び費用負担により、「本事業」に関して、本契約別紙6「事業者等が付す保険等」第1項に定める保険に加入する。

- 2 「事業者」は、本契約別紙6「事業者等が付す保険等」第1項に定めるもののほか、自らの責任及び費用負担により、「本事業」の実施に必要となる保険に加入することができる。

- 3 「事業者」は、自らが保険契約者であるか否かを問わず、前二項による保険に関する証券及び保険約款（特約がある場合には、当該特約に関する書類を含む。）又はこれらに代わるものを、当該保険が付保された後速やかに「発注者」に提示し、原本証明付き写しを提出しなければならない。
- 4 本契約に基づき「発注者」が「事業者」の損失、損害又は費用の全部又は一部を負担する場合において、「事業者」が当該損失、損害又は費用について保険金を受領するときは、当該損失、損害又は費用の金額から当該保険金の金額を控除した金額に基づき「発注者」が負担する金額を算定する。

（要求水準の変更）

- 第30条** 「発注者」は、「要求水準」の変更が必要であると認めるときには、「要求水準」の変更内容を記載した書面を「事業者」に通知し、その変更を請求することができる。この場合において、「事業者」は、「発注者」から当該書面を受領した日から10営業日以内に、当該変更に伴う措置、「運用期間の変更」の有無、「サービス対価」の変動の有無を検討し、「発注者」に通知するとともに「発注者」と協議を行う。
- 2 「発注者」又は「事業者」は、技術革新等により「サービス対価」の減額を目的とした「要求水準」の変更又は業務遂行方法の採用が可能であると認めるときは、相手方に対して「サービス対価」の減額方法を通知し、当該方法の採用の可否について協議を行う。
 - 3 前二項における「発注者」と「事業者」との間における協議が調わない場合は、「発注者」が合理的な「要求水準」の変更、当該変更に伴う措置、「運用期間の変更」及び「サービス対価」の変更を定め、「事業者」はこれに従わなければならない。
 - 4 「事業者」は、「要求水準」の変更が必要であると認めるときには、「要求水準」の変更内容を記載した書面を「発注者」に通知し、その変更に関する協議を求めることができる。この場合において、「事業者」は、当該変更に伴う措置、「運用期間の変更」の有無、「サービス対価」の変動の有無を検討し、「発注者」に通知するとともに「発注者」と協議を行う。
 - 5 前項における「発注者」と「事業者」との間における協議が調わない場合、「要求水準」の変更、当該変更に伴う措置、「運用期間の変更」及び「サービス対価」の変更はなされない。

（要求水準の変更による措置）

- 第31条** 「事業者」は、前条第1項及び第4項に定める変更の協議において、当該変更に伴う措置を検討するにあたり、「運用期間の変更」、「サービス対価」の増加が予想される場合にあっては、これらの変更の期間及び費用の増加が最小限となる対応策を検討し、「発注者」に通知するとともに「発注者」と協議しなければならない。
- 2 「事業者」の責めに帰すべき事由により、「要求水準」の変更がなされる場合は、「事業者」は当該変更により「本事業」の実施に関して「事業者」に発生する増加費用及び損害を負担する。

- 3 前項の規定は、次条に基づく「発注者」の権利を制限するものと解してはならない。
- 4 「発注者」の責めに帰すべき事由により、「要求水準」の変更がなされる場合は、「発注者」が当該変更により「本事業」の実施に関して「事業者」に発生する合理的な増加費用及び損害のうち「サービス対価」の内容に含まれていないと合理的に認められる部分を負担し、「事業者」はそれ以外の部分を負担する。この場合、「発注者」は、「事業者」との協議により当該合理的な増加費用及び損害の金額及び支払方法を定める（なお、「事業者」は当該協議において、当該金額の明細及び当該金額の合理性に関する「発注者」の満足する疎明資料を「発注者」に提出することを要する。）。また、当該変更により「運用期間の変更」が避けられない場合は、「発注者」は、「事業者」と協議の上、「運用期間の変更」を行うことができる。
- 5 「事業者」又は「発注者」の責めに帰すべき事由により、「要求水準」の変更がなされる場合であって、当該変更により「本事業」に係る「事業者」の費用が減少するときは、「発注者」は、「事業者」と協議の上、合理的な金額の範囲内で「サービス対価」を減額することができる。
- 6 「法令等の変更等」又は「不可抗力」により「要求水準」の変更がなされる場合に、「本事業」の実施に関して「事業者」に発生する増加費用及び損害、「サービス対価」及び「運用期間の変更」については、第34条又は第35条がそれぞれ適用される。
- 7 「法令等の変更等」又は「不可抗力」により、「要求水準」の変更がなされる場合であって、当該変更により「本事業」に係る「事業者」の費用が減少するときは、第34条第5項又は第35条第4項がそれぞれ適用される。
- 8 「要求水準」の変更がなされる場合であって、「要求水準書」で「事業者」が作成するものと規定されている各書面の変更が必要なときは、「事業者」は、速やかに必要な範囲内で、当該書面を変更する。

(損害賠償責任)

第32条 本契約に別段の定めがある場合を除き、本契約の当事者が本契約に定める義務に違反したことにより相手方当事者に損害が発生したとき、相手方当事者は当該当事者に対し損害賠償を請求することができる。

(第三者に生じた損害)

第33条 「事業者」は、「本事業」の実施に関して第三者に人的損害又は物的損害を及ぼした場合（通常避けることのできない騒音、振動、光害、地盤沈下、地下水の断絶、大気汚染、水質汚染、悪臭、電波障害又は交通渋滞等の理由により第三者に損害を及ぼした場合を含む。）には、直ちに「発注者」に報告し、当該第三者に対して、当該損害を賠償する。

- 2 前項で規定された第三者の損害に関して「発注者」が当該第三者に対して金銭を支払った場合には、「事業者」は、当該金銭に相当する金額を「発注者」に対して補償する。

- 3 宇宙物体により引き起こされる損害についての国際的責任に関する条約（昭和 58 年条約第 6 号）に基づき「発注者」が第三国に損害を賠償した場合であって、当該損害が「事業者」の責めに帰すべき事由により生じたときは、「発注者」は、「事業者」に対して、その補償を求めることができる。
- 4 「事業者」が「本事業」に関して「発注者」の責めに帰すべき事由により第三者が被った損害を賠償する「法令等」上の義務を負った場合には、「発注者」は、「事業者」が当該賠償義務を負ったことにより「事業者」に生じた合理的な増加費用を負担する。ただし、「事業者」は、当該増加費用の明細及び当該増加費用の金額の合理性に関する「発注者」の満足する疎明資料を「発注者」に提出することを要する。

（法令等の変更等による措置）

- 第34条** 「発注者」及び「事業者」は、「法令等の変更等」により、本契約若しくは「要求水準」の変更が必要になる場合は、その内容の詳細を速やかに相手方当事者に通知する。
- 2 前項の通知が送付された場合、「発注者」及び「事業者」は、本契約若しくは「要求水準」の変更について協議する。
 - 3 当該「法令等の変更等」の公布日から 60 日以内に前項の協議が調わない場合は、「発注者」が合理的な範囲での対応方法を「事業者」に通知することとし、「事業者」はこれに従わなくてはならない。なお、この場合における増加費用の負担等については第 4 項による。
 - 4 本契約の締結後において、「法令等の変更等」が発生した場合には、次の各号に定めるとおりとする。また、「消費税等」の税率変更により「サービス対価」に係る増加費用の負担が発生した場合には、次の各号にかかわらず「発注者」が当該費用を負担する。
 - 一 「発注者」及び「事業者」は、本契約の締結後において、「法令等の変更等」により「本事業」に関して自らに発生した増加費用及び損害を負担する。
 - 二 「サービス対価」の調整については、本契約別紙 8 「サービス対価の算定及び支払方法」に従う。
 - 5 「発注者」は、「法令等の変更等」により「本事業」に係る「事業者」の費用が減少すると合理的に見込まれる場合には、合理的な金額の範囲内で「サービス対価」を減額することができる。
 - 6 「発注者」は、「法令等の変更等」により「運用期間の変更」が避けられない場合には、変更又は遅延の期間が最小限となる対応策を「事業者」と協議の上定め、「運用期間の変更」を行う。
 - 7 前各項の規定は、「法令等の変更等」により「事業者」が「本事業」を継続することが不能となったと「発注者」が判断する場合、又は「発注者」が「本事業」の継続に過分の費用を要する場合において、「発注者」が第 84 条に基づき、第 87 条に規定する措置をとることを妨げるものではない。

(不可抗力による措置)

- 第35条** 「発注者」及び「事業者」は、「不可抗力」により本契約に基づく義務の全部又は一部の履行ができなくなると認められるときは、その内容の詳細を速やかに相手方当事者に通知する。当該通知に記載される内容が次項に従い「不可抗力」に該当することが証明された場合、当該通知を行った者は、当該「不可抗力」が発生した日以降、当該「不可抗力」により履行不能となった義務について、本契約に基づく履行義務を免れる。ただし、当該通知を行った本契約の当事者は、当該「不可抗力」により本契約の相手方当事者に発生する損失を最小限にするよう努めなければならない。
- 2 前項において「不可抗力」の発生を通知する者は、相手方に対し、「不可抗力」と考える事象に関するすべての情報を提供するとともに、「発注者」及び「事業者」の双方と利害関係を有しない者であって「発注者」が認める第三者により、当該事象が「不可抗力」に該当することの証明を受けなければならない。ただし、「本事業衛星」の「損壊等」については、当該「損壊等」の原因不明が「発注者」が認める第三者により証明された場合には、「不可抗力」の証明があったものとみなす。
 - 3 「不可抗力」が発生した場合には、次の各号に定めるとおりとする。
 - 一 「発注者」及び「事業者」は、本契約の締結後において、「不可抗力」により「本事業」に関して自らに発生した増加費用及び損害を負担する。
 - 二 「サービス対価」の調整については、本契約別紙8「サービス対価の算定及び支払方法」に従う。
 - 4 「発注者」は、「不可抗力」により「本事業」に係る「事業者」の費用が減少すると合理的に見込まれる場合には、合理的な金額の範囲内で「サービス対価」を減額することができる。
 - 5 「発注者」は、「不可抗力」により「運用期間の変更」が避けられない場合には、変更又は遅延の期間が最小限となる対応策を「事業者」と協議の上定め、「運用期間の変更」を行う。
 - 6 前各項の規定は、「不可抗力」により「事業者」が「本事業」を継続することが不能となったと「発注者」が判断する場合、又は「発注者」が「本事業」の継続に過分の費用を要する場合において、「発注者」が第84条に基づき、第87条に規定する措置をとることを妨げるものではない。
 - 7 前各項その他の本契約の規定にかかわらず、「事業者」は、戦争、暴動その他これらに類似の事象が発生し、「本事業」を実施することが困難な状況が生じた場合でも、自らの責任及び費用負担において、「発注者」が「撮像指示」を行い、必要な「画像データ」の取得が実施できるよう処置を講じなければならない。

(中止による措置)

- 第36条** 「発注者」は、合理的に必要があると認めた場合には、その理由を「事業者」に通知した上で、「本事業」の全部又は一部の実施を一時中止させることができる。
- 2 「発注者」は、前項により、「運用期間の変更」が避けられない場合には、変更の期間が最小限となる対応策を「事業者」と協議の上定め、「運用期間の変更」を行う。ただし、前項に定める一時中止が「事業者」の責めに帰すべき事由によるときは「運用期間の変更」を行わない。

- 3 第1項に定める一時中止が「発注者」の責めに帰すべき事由による場合、「サービス対価」の調整については本契約別紙8「サービス対価の算定及び支払方法」に従うものとし、これ以外に「発注者」は当該一時中止により「本事業」に関して「事業者」に発生する増加費用及び損害を負担しない。
- 4 前項の場合において、「事業者」は当該費用の増加が最小限となる対応策を検討し、「発注者」に通知するとともに、対応策について「発注者」と協議しなければならない。
- 5 第1項に定める一時中止が「事業者」の責めに帰すべき事由による場合に、当該一時中止により「本事業」の実施に関して「事業者」に発生する増加費用及び損害については、「事業者」がこれをすべて負担する。
- 6 第1項に定める一時中止が「法令等の変更等」又は「不可抗力」による場合に、当該一時中止により「本事業」の実施に関して「事業者」に発生する増加費用及び損害並びに「サービス対価」については第34条第4項又は第35条第3項がそれぞれ適用される。

(環境対策)

第37条 「事業者」は、自らの責任及び費用負担において、「法令等」に従い、「本事業」を実施する上で必要となる環境対策（公害対策、自然環境の保全等）を行う。

第3章 画像データ取得業務及び専用地上施設運用等業務に関する共通事項

(画像データ取得業務及び専用地上施設運用等業務の実施)

第38条 「事業者」は、自ら又は「衛星運用企業」及び「地上施設運用企業」をして、「画像データ取得業務」及び「専用地上施設運用等業務」を実施させなければならない。

(段階的運用及び本格的運用の開始)

第39条 「事業者」は、以下の条件が充足された場合、当該充足を証する資料を添えて「発注者」に通知するものとし、「発注者」が当該条件の充足を確認した時点で「段階的運用（簡易システム導入前）」を開始したものとみなされる。

- 一 「事業者」が、「実施計画書」及び「撮像計画」等の情報保全及びデータの保護に係る措置が確実に実施されることを「発注者」が確認できる書類を、本契約別紙5「情報システムの調達に係るサプライチェーン・リスク対応に関する特約条項」に従って「発注者」に提出していること。
- 二 「本事業」に使用される衛星が、いずれも「発注者」が「撮像優先権」を有する「国産衛星」であること。
- 三 「要求水準」を満たす「専用の端末」が「発注者」に設置されており、当該「専用の端末」の運用が開始できる状態であること。

- 2 「事業者」は、以下の条件が充足された場合、当該充足を証する資料を添えて「発注者」に通知するものとし、「発注者」が当該条件の充足を確認した時点で「段階的運用（簡易システム導入後）」を開始したものとみなされる。
 - 一 「事業者」が、「実施計画書」及び「撮像計画」等の情報保全及びデータの保護に係る措置が確実に実施されることを「発注者」が確認できる書類を、本契約別紙5「情報システムの調達に係るサプライチェーン・リスク対応に関する特約条項」に従って「発注者」に提出していること。
 - 二 「本事業」に使用される衛星が、いずれも「発注者」が「撮像優先権」を有する「国産衛星」であること。
 - 三 「要求水準」を満たす「簡易システム」に係る「簡易システム端末」が「発注者」に設置されており、当該「簡易システム」の運用を開始できる状態であること。
- 3 「事業者」は、以下の条件が充足された場合、当該充足を証する資料を添えて「発注者」に通知するものとし、「発注者」が当該条件の充足を確認した時点で「本格的運用」を開始したものとみなされる。ただし、第三号については、令和10年9月30日までを猶予期間とし、当該日までは不充足として構成しないことができる。
 - 一 「事業者」が、「実施計画書」及び「撮像計画」等の情報保全及びデータの保護に係る措置が確実に実施されることを「発注者」が確認できる書類を、本契約別紙5「情報システムの調達に係るサプライチェーン・リスク対応に関する特約条項」に従って「発注者」に提出していること。
 - 二 「本事業」に使用される衛星が、いずれも「発注者」が「撮像優先権」を有する「国産衛星」であること。
 - 三 「本事業衛星」の「再訪頻度」が「要求水準」を満たしていること。
 - 四 「本事業」に利用可能であり、かつ、「要求水準」を満たす「本事業衛星」のうちの「国産衛星」の基数が、「要求水準」を満たすこと。
 - 五 「要求水準」を満たす「統合運用システム」に係る「統合運用システム端末」が「発注者」に設置されており、当該「統合運用システム」の運用を開始できる状態にあること。
 - 六 「専用地上施設運用等業務」に利用可能であり、かつ、「要求水準」を満たす「専用地上局」の基数が、「要求水準」を満たすこと。

（発注者による確認等）

- 第40条** 「発注者」は、必要と認められた場合、「各業務」に関する確認（「選定企業」、「再受任者」又は「下請負人」等の事業所又は「各業務」が実施される場所への立入りによる確認を含む。）を行うことができる。「事業者」は、「発注者」の確認作業等に適切に協力し、必要な便宜を図るものとし、業務実施場所への「発注者」の立入り、視認等に制約を設けてはならない。
- 2 「事業者」は、前項に基づく「発注者」の確認において、「発注者」から「選定企業」、「再受任者」又は「下請負人」等における設計、製造又は試験に係る文書等について開示の要求があった場合には、当該「選定企業」、「再受任者」又は「下請負人」等をしてこれを「発注者」に開示させなければならない。

(提出書類)

第41条 「事業者」は、「要求水準書」別紙2及び別紙3に定める期限までに、「本事業衛星によるコンステレーション」及び「本事業専用地上施設」に関する「要求水準書」別紙2及び別紙3に定める各提出書類を、「発注者」の確認を受けた上で提出する。ただし、各提出書類について本契約に別途の規定がある場合には当該規定に従う。

(実施計画管理)

第42条 「事業者」は、本契約を締結後速やかに「実施計画書」を作成し、「発注者」に提出の上、承認を受けなければならない。なお、「実施計画書」の詳細は「要求水準書」による。

- 2 「事業者」は、「各業務」を「実施計画書」に従い実施し、「実施計画書」に基づく工程の管理を、自らの責任において、適正に行わなければならない。
- 3 「事業者」は、「実施計画書」のいずれかについて変更があった場合には、速やかに「発注者」の承認を得た上で、当該変更後の「実施計画書」を「発注者」に提出する。

(活動報告書及び撮像明細書の提出等)

第43条 「事業者」は、「本契約」締結日以降、各四半期に係る「活動報告書」を作成し、当該四半期の最終月の翌月の第5営業日（初回は令和8年7月の第5営業日とする。）までに「発注者」に提出し、「発注者」の確認を受ける。なお、「段階的運用期間（簡易システム導入前）」の開始日が属する四半期以降の各四半期に係る「活動報告書」には、当該四半期に係る「撮像明細書」を含めるものとする。

- 2 「事業者」は、「本契約」締結日以降、各「事業年度」に係る「活動報告書」を作成し、当該「事業年度」の最終月の翌月の第5営業日（初回は令和9年4月の第5営業日とする。）までに「発注者」に提出し、「発注者」の確認を受ける。なお、「段階的運用期間（簡易システム導入前）」の開始日が属する「事業年度」以降の各「事業年度」に係る「活動報告書」には、当該「事業年度」に係る「撮像明細書」を含めるものとする。
- 3 「事業者」は、前二項に基づき作成される「撮像明細書」に加えて、(i)「段階的運用期間（簡易システム導入前）」においては毎週分の「撮像明細書」を作成し、翌週中に「撮像指示・画像表示端末」を通じて「発注者」に共有し、(ii)「段階的運用期間（簡易システム導入後）」及び「本格的運用期間」においては「簡易システム」及び「統合運用システム」において「撮像明細書」を管理し、随時「発注者」に共有する。

(実施体制の整備)

第44条 「事業者」は、「本事業」の実施にあたり、「要求水準書」に定める体制を確保し、当該体制を証明するために必要な事項（資格の保有状況や実績等が確認できる書類を含む。）を「実施計画書」において示す。

- 2 「事業者」は、「本事業」の実施体制を変更する場合、事前に「発注者」と協議を行い、「発注者」の承諾を得るものとする。
- 3 「発注者」は、「本事業」の実施体制について「要求水準書」又は「提案書類」を満たしていないと認められる場合は、「事業者」に対して是正を求めることができる。

(国の施設への立入り)

第45条 「事業者」は、「本事業」の実施に関して国の施設に立入り、物品の搬入又は持出し等をする場合、当該施設の管理者が定める手続を遵守するとともに、その指示に従わなければならない。

(物品の貸与)

- 第46条** 「事業者」は、「本事業」の履行において「発注者」が必要と認めた物品を、「発注者」から無償で貸与を受けることができる。
- 2 「事業者」は、国が「知的財産権等」を有していない物品についてはその全部又は一部の貸与を受けることができない場合があることについて本契約をもって予め承諾する。
 - 3 「事業者」は、第1項に基づき「発注者」から貸与を受けた物品について、第三者の「知的財産権等」を侵害することのないよう必要な措置を講じる。
 - 4 第1項に基づき「事業者」が貸与を受けた物品の利用に係る一切の責任は、「事業者」が負担する。
 - 5 「事業者」は、第1項に基づき貸与を受けた物品を善良な管理者の注意をもって管理し、当該物品の内容等に誤り、欠如及び不明瞭等の事実を発見した場合には、その旨を直ちに「発注者」に通知し、その確認を求めなければならない。

(緊急時の措置)

- 第47条** 「事業者」は、「運用期間」中、「本事業専用地上施設」の損傷、「本事業衛星」の損傷又は消失、宇宙空間での災害その他「本事業衛星」の運用に支障を来たす事態が生じた場合には、直ちにその状況を「発注者」に通知しなければならない。
- 2 前項に定める事態が生じた場合、「事業者」は、「発注者」と協議の上、直ちに調査を行い必要な緊急の措置を採るとともに、当該協議及び調査の結果に基づく措置を講じ、その結果を「発注者」に報告しなければならない。
 - 3 「事業者」は、第1項に定める事態が生じた場合には、前項に定める措置をとるほか、「発注者」の指示に従って、「各業務」の変更その他の必要な措置を講ずる。
 - 4 前二項の処置に要した費用（ただし、「サービス対価」の内容に含まれていないと合理的に認められる部分に限る。）のうち、「事業者」が負担することが明らかに適当でないと「発注者」が認めたものの費用は「発注者」の負担とし（ただし、「事業者」は、当該費用の明細及び当該費用の金額の合理性に関する「発注者」の満足する疎明資料を「発注者」に提出することを要する。）、それ以外は「事業者」の負担とする。

第4章 画像データ取得業務に関する事項

(画像データ取得業務の実施)

第48条 「事業者」は、「衛星運用企業」をして、「要求水準」、「提案書類」及び「実施計画書」に従い「本事業衛星によるコンステレーション」を整備させた上で、「運用期間」において、「実施計画書」に従い「画像データ取得業務」を実施させる。

(本事業衛星)

第49条 「本事業衛星」には「国産衛星」を用いる。

- 2 前項の規定にかかわらず、「段階的運用期間」において「事業者」が用意できる「本事業衛星」が不足し、「要求水準書」に定める要求数量の「画像データ」を「発注者」に提供するために「その他衛星」の使用以外に手段がない場合、「事業者」は、事前に「発注者」の承認を得た上で、「要求水準書」に従って「本事業」において「その他衛星」を用いることができる。
- 3 第1項の規定にかかわらず、令和10年3月31日から令和11年3月31日までの期間において、「本事業衛星」の整備及び打上げ等に起因する事象により「本事業衛星」のみで「要求水準」を満たす「本事業衛星によるコンステレーション」が整備できず、「要求水準」を満たすために「その他衛星」の使用以外に手段がないと「発注者」が認めた場合、「事業者」は、事前に「発注者」の承認を得た上で、「要求水準書」に従って「本事業」において「その他衛星」を用いることができる。
- 4 第1項の規定にかかわらず、令和10年3月31日から令和13年3月31日までの期間において、「本事業衛星」の不具合等により「本事業衛星」のみで「要求水準」を満たす「本事業衛星によるコンステレーション」が整備できず、「要求水準」を満たすために「その他衛星」の使用以外に手段がないと「発注者」が認めた場合、「事業者」は、事前に「発注者」の承認を得た上で、「要求水準書」に従って「本事業」において「その他衛星」を用いることができる。
- 5 「事業者」は、自ら又は「衛星運用企業」をして「本事業衛星」を所有させる。

(投入軌道及び再訪頻度)

第50条 「事業者」は、「衛星運用企業」をして、「要求水準書」に定める「再訪頻度」を満たす軌道に「本事業衛星」を投入させる。

- 2 「事業者」は、「衛星運用企業」をして、「要求水準書」に定める「再訪頻度」に偏りが出ないよう可能な範囲で均一に間隔を空けて「本事業衛星」を配置させる。
- 3 「事業者」は、「段階的運用期間（簡易システム導入前）」の開始日が属する四半期以降の四半期毎に「本事業衛星」の「再訪頻度」に関するシミュレーションを実施し、当該四半期の最終月の翌月の第5営業日までに「発注者」に報告する。

(撮像優先権)

第51条 「事業者」は、「運用期間」を通じて、「発注者」からの「撮像要求」及び「撮像指示」における「要求水準書」に定める対象領域に対する「本事業衛星」の「撮像優先権」を100%とする。但し、当該対象領域以外に対する「撮像要求」及び「撮像指示」については、この限りではない。

(撮像計画の作成)

第52条 「発注者」が「事業者」に対して「定常観測」の「撮像要求」を行った場合、「事業者」は速やかに「要求水準書」に従って「撮像計画」を立案し、「発注者」に通知する。

- 2 「発注者」が「事業者」に対して「緊急観測」の「撮像要求」を行った場合、「事業者」は直ちに、最も早く撮像することが可能な「本事業衛星」、当該「本事業衛星」の性能及び「要求水準書」に定める「撮像計画」等を「発注者」に通知する。

(撮像計画の受付及び実行)

第53条 「事業者」は、「撮像計画」を踏まえた「発注者」からの「定常観測」の「撮像要求」及び「撮像指示」を、それぞれ「要求水準書」に定める時刻まで受け付け、撮像を実行する。ただし、「撮像要求」又は「撮像指示」が受付時刻を過ぎた場合であっても、可能な限り当該「撮像要求」又は「撮像指示」を受け付け、速やかに撮像を実行する。

- 2 「発注者」は、「要求水準書」に従い「緊急観測」の「撮像指示」を行う。

(撮像要求、撮像計画及び撮像指示の変更等)

第54条 「発注者」が「撮像要求」を変更した場合、「事業者」はその都度速やかに、当該変更後の「撮像要求」を踏まえた最適な「撮像計画」を立案し、「発注者」に通知する。

- 2 「事業者」は、「発注者」による「撮像要求」の取消し及び「撮像指示」の変更を受け付ける。
- 3 「発注者」が「事業者」に対して「撮像指示」の取消しを指示した場合、「事業者」は可能な限り当該指示に対応する。

(その他地上局)

第55条 「事業者」は、「要求水準書」に定める「撮像指示」の受付時間及び画像取得時間を満たし、「発注者」の「撮像指示」から「画像データ」の提供までの時間を可能な限り短くするため、「飯岡地上局」及び「専用地上局」に加えて、「その他地上局」を「要求水準書」に従って「本事業」のために活用する。

(画像データの提供)

第56条 「事業者」は、「発注者」の「撮像指示」に基づき撮像を実施し、「撮像データ」を「飯岡地上局」若しくは「専用地上局」又は「その他地上局」に送信し、画像化処理を行った上で、速やかに「発注者」に「画像データ」を提供する。

- 2 前項の場合において「撮像データ」が「専用地上局」又は「その他地上局」において受信された場合、「事業者」は、「事業者」の通信回線を使用し、「画像データ」をD I H - C G - 1 3 0 0 1の画像データ転送装置へ送信する。
- 3 「事業者」は、「画像データ」を取得した場合には「発注者」が認知できる形で「撮像指示・画像表示端末」に通知する。
- 4 「事業者」は、「撮像指示・画像表示端末」に「要求水準」を満たす「処理レベル」の「画像データ」を配信し、かつ、D I H - C G - 1 3 0 0 1の画像データ転送装置に転送する方法により、「発注者」に「画像データ」を提供する。

(納入不能時の通知)

- 第57条** 「事業者」は、「本事業衛星」、「本事業専用地上施設」その他の設備等の障害等により「画像データ」を提供できない場合又は提供できないことが見込まれる場合、当該時点においてかかる状況について把握し得る限りの情報を直ちに「発注者」に通知し、その後速やかにその詳細を「発注者」に報告する。
- 2 「事業者」は、設備等の点検、維持整備又は改修・換装等により「画像データ」を提供できない場合又は提供できないことが見込まれる場合、直ちに「発注者」に対して通知する。
 - 3 「事業者」は、撮像条件及び衛星等の不備により「要求水準」を満たす「処理レベル」の「画像データ」を提供できない場合又は提供できないことが見込まれる場合、直ちに「発注者」に対して通知する。
 - 4 前三項に定める場合において、「事業者」は、自らの責任及び費用負担により、代替手段を用いて「発注者」に「画像データ」を提供できるよう必要となる処置を行う。

(品質保証)

- 第58条** 「事業者」は、「発注者」に提供する「画像データ」について、「要求水準」を満たす品質が維持されるように定期的に品質を確認する。
- 2 「事業者」は、「発注者」に提供した「画像データ」について、「発注者」の「撮像指示」との符合や欠損等の異常又は「要求水準」を満たす品質の未達があると「発注者」から連絡を受けた場合、当該「画像データ」の異常又は品質の未達の内容について「発注者」から情報提供を受けた上で、異常又は品質の未達の原因を特定するよう最大限努める。
 - 3 前項の場合において、異常又は品質の未達の生じた「画像データ」に係る「撮像データ」が「飯岡地上局」にて受信されたものである場合、「事業者」は、「発注者」から当該「撮像データ」の提供を受けた上で、前項に定める異常又は品質の未達の原因の特定に最大限努める。
 - 4 前二項の場合において、「事業者」が異常又は品質の未達の原因を特定できない場合、「発注者」との間で対応について協議する。

(画像データ取得業務に関する責任分担)

- 第59条** 「実施計画書」及び「撮像計画」等に定めるスケジュールに従って「画像データ取得業務」を実施することができないことにより、「本事業」に関して「事業者」に増加費用及び損害が発生した場合の措置は、次の各号のとおりとする。
- 一 「発注者」の責めに帰すべき事由により増加費用及び損害が発生した場合には、「サービス対価」の調整については本契約別紙8「サービス対価の算定及び支払方法」に従うものとし、「事業者」はその他の増加費用及び損害を負担する。また、当該スケジュール逸脱により「運用期間の変更」が避けられない場合は、「発注者」は、「事業者」と協議の上、「運用期間の変更」を行うことができる。
 - 二 「事業者」の責めに帰すべき事由により増加費用及び損害が発生した場合には、「事業者」は当該増加費用及び損害を負担する。
 - 三 「法令等の変更等」又は「不可抗力」により増加費用及び損害が発生し、又は「運用期間の変更」が避けられない場合は、第34条又は第35条に従う。
- 2 前項に定める場合のほか、「画像データ取得業務」に関して「事業者」に増加費用及び損害が発生した場合（「本事業衛星によるコンステレーション」の運用上の障害（「本事業衛星」及び「本事業専用地上施設」の損傷及び不具合、人為的ミス等に起因する衛星画像の取得不能、取得時間の遅延並びに衛星画像の不良を含む。）による場合を含む。）の措置は、次の各号のとおりとする。
- 一 「発注者」の責めに帰すべき事由により増加費用及び損害が発生した場合には、「サービス対価」の調整については本契約別紙8「サービス対価の算定及び支払方法」に従うものとし、「事業者」はその他の増加費用及び損害を負担する。
 - 二 「事業者」の責めに帰すべき事由により増加費用及び損害が発生した場合には、「事業者」は当該増加費用及び損害を負担する。
 - 三 「法令等の変更等」又は「不可抗力」により増加費用及び損害が発生した場合は、第34条第4項又は第35条第3項に従う。
- 3 前二項の規定は、第32条に基づく「発注者」の権利を制限するものと解してはならない。

第5章 専用地上施設運用等業務に関する事項

第1節 専用地上施設運用等業務に関する共通事項

(専用地上施設運用等業務に伴う近隣対策)

- 第60条** 「事業者」は、必要に応じて、「統合運用システム等」及び「専用地上局」の整備に先立ち、自らの責任及び費用負担において、近隣住民に対し、整備計画（「統合運用システム等」及び「専用地上局」の配置、整備時期、整備方法等の計画をいう。）等の説明を行わなければならない。「事業者」は係る説明の内容につき、あらかじめ「発注者」に対して説明を行う。「発注者」は、必要と認める場合には、「事業者」が行う説明に協力する。

- 2 「事業者」は、前項に定める説明の実施に加えて、自らの責任及び費用負担において、騒音、振動、光害、地盤沈下、地下水の断絶、大気汚染、水質汚染、悪臭、電波障害又は交通渋滞その他の「専用地上施設運用等業務」が近隣住民の生活環境に与える影響を勘案し、合理的な範囲内で近隣対策を実施する。「事業者」は、「発注者」に対し、事前及び事後に近隣対策の内容及び結果を報告する。
- 3 「事業者」は、あらかじめ「発注者」の承諾を受けない限り、近隣対策の不調を理由として整備計画を変更することはできない。
- 4 近隣対策の結果、「統合運用システム等」又は「専用地上局」の整備が遅延することが合理的に見込まれる場合には、「発注者」は、「事業者」と協議の上、合理的な期間、「運用期間の変更」を行うことができる。
- 5 「事業者」は、近隣対策の結果、「事業者」に発生した増加費用を負担する。
- 6 前各項の規定にかかわらず、「発注者」は、「専用地上施設運用等業務」に関する近隣対策について、一切の責任を負わない。

(専用地上施設運用等業務に関する責任分担)

第61条 「実施計画書」に定めるスケジュールに従って「本事業専用地上施設」の整備を実施することができないことにより、「本事業」に関して「事業者」に増加費用及び損害が発生した場合の措置は、次の各号のとおりとする。

- 一 「発注者」の責めに帰すべき事由により増加費用及び損害が発生した場合には、「サービス対価」の調整については本契約別紙8「サービス対価の算定及び支払方法」に従うものとし、「事業者」はその他の増加費用及び損害を負担する。また、当該スケジュール逸脱により「運用期間の変更」が避けられない場合は、「発注者」は、「事業者」と協議の上、「運用期間の変更」を行うことができる。
 - 二 「事業者」の責めに帰すべき事由により増加費用及び損害が発生した場合には、「事業者」は当該増加費用及び損害を負担する。
 - 三 「法令等の変更等」又は「不可抗力」により増加費用及び損害が発生し、又は「運用期間の変更」が避けられない場合は、第34条又は第35条に従う。
- 2 前項に定める場合のほか、「専用地上施設運用等業務」に関して「事業者」に増加費用及び損害が発生した場合の措置は、次の各号のとおりとする。
 - 一 「発注者」の責めに帰すべき事由により増加費用及び損害が発生した場合には、「サービス対価」の調整については本契約別紙8「サービス対価の算定及び支払方法」に従うものとし、「事業者」はその他の増加費用及び損害を負担する。
 - 二 「事業者」の責めに帰すべき事由により増加費用及び損害が発生した場合には、「事業者」は当該増加費用及び損害を負担する。
 - 三 「法令等の変更等」又は「不可抗力」により増加費用及び損害が発生した場合は、第34条第4項又は第35条第3項に従う。
 - 3 前二項の規定は、第32条に基づく「発注者」の権利を制限するものと解してはならない。

第2節 本事業専用地上施設の整備に関する事項

(本事業専用地上施設の整備)

第62条 「事業者」は、「地上施設運用企業」をして、「要求水準」、「提案書類」及び「実施計画書」に従い「本事業専用地上施設」を整備させる。

(端末の提供)

第63条 「事業者」は、以下の各期間において、以下に定める端末を「要求水準書」に従って「発注者」に提供する。

- 一 「段階的運用期間（簡易システム導入前）」
 - ア 「発注者」が「定常観測」の「撮像要求」及び「撮像指示」を実施するための「本事業」専用の端末
 - イ 「発注者」が直接「衛星運用企業」に対して「緊急観測」の「撮像要求」及び「撮像指示」を実施するための専用の端末
 - 二 「段階的運用期間（簡易システム導入後）」

「発注者」が「定常観測」及び「緊急観測」の「撮像要求」及び「撮像指示」を実施するための「簡易システム」に対応した「本事業」専用の端末
 - 三 「本格的運用期間」

「発注者」が「定常観測」及び「緊急観測」の「撮像要求」及び「撮像指示」を実施するための「統合運用システム」に対応した「本事業」専用の端末
- 2 前項第1号乃至第3号に定める端末は、「要求水準」を満たす機能及び性能を有するものであることを要する。

(端末の撤去)

第64条 「事業者」は、令和8年10月1日から同年12月31日までの間に、「専用の端末」を、「発注者」と調整した上で設置場所から撤去する。ただし、令和8年9月30日までに「簡易システム」の稼働が開始しなかった場合、「簡易システム」の稼働が開始するまでの間、「事業者」は「専用の端末」を撤去せずに「発注者」に対して無償で利用させる。

- 2 「事業者」は、令和10年3月31日から令和10年6月30日までの間に、「簡易システム端末」を、「発注者」と調整した上で設置場所から撤去する。ただし、令和10年3月30日までに「統合運用システム」の稼働が開始しなかった場合、「統合運用システム」の稼働が開始するまでの間、「事業者」は「簡易システム端末」を撤去せずに「発注者」に対して無償で利用させる。
- 3 「事業者」は、「本事業」の終了後、「統合運用システム端末」を、「発注者」と調整した上で設置場所から速やかに撤去する。

(操作説明)

第65条 「事業者」は、「実施計画書」に従って、各「撮像指示・画像表示端末」の利用開始前に、当該「撮像指示・画像表示端末」に関する教育（システム、運用方法、機材の操作方法及び障害対処方法の伝授を含むが、これらに限られない。）を「発注

者」の担当者に対して実施する。なお、当該教育の実施において必要となる機材等は「事業者」が準備する。

- 2 「事業者」は、前項に基づき教育を受けた「発注者」の担当者について異動等により変更があった場合は、「発注者」の要請に従い、前項に定める教育を実施する。
- 3 「事業者」は、各「撮像指示・画像表示端末」が「発注者」に設置される1ヶ月前までに、「撮像指示・画像表示端末」の操作説明書を作成して「発注者」に提出する。

(飯岡地上局)

第66条 「事業者」は、「要求水準書」に従い、国の保有する「飯岡地上局」を「本事業」に係る「撮像データ」を受信する「地上局」として利用する。ただし、「飯岡地上局」が「本事業」に用いる「地上局」として最適ではない場合、「飯岡地上局」を利用することを要しない。

(統合運用システムの従系)

- 第67条** 「事業者」は、「統合運用システム」の構築にあたり、構成品が故障しても運用が継続できるよう冗長構成をとることとし、同時に非稼働とならないように主系（運用系）及び従系（待機系）は設置場所を離して日本国内に置く。
- 2 「統合運用システム」の従系（待機系）は、主系（運用系）と同一機能を有することを要する。

(事業用地の確保等)

- 第68条** 「事業者」は、自ら又は「地上施設運用企業」をして、その責任により、「実施計画書」に定める時期までに「統合運用システム等」及び「専用地上局」に係る「事業用地」（「飯岡地上局」に係る「事業用地」を除く。）、建物及び設備の使用権原（第三者に対抗できるものその他「入札説明書等」に含まれるものに限る。以下同じ。）を確保し、かつ、「事業期間」中、「要求水準」に従って、当該「事業用地」、建物及び設備の使用権原を確保しなければならない。
- 2 「事業者」は、「専用地上施設運用等業務」の実施にあたり、「事業用地」以外に仮設及び資機材置場等が必要な場合には、自らの責任及び費用負担においてこれを確保しなければならない。

(事業用地の調査)

- 第69条** 「事業者」は、必要に応じて、自ら、又は「地上施設運用企業」をして、「事業用地」（「飯岡地上局」に係る「事業用地」を除く。）における測量、地盤調査その他の「専用地上施設運用等業務」の実施に係る調査を実施することができる。
- 2 「事業者」は、前項に定める調査又はその調査結果に係る一切の責任及び費用並びに当該調査の不備及び誤り等から生じる一切の責任及び増加費用を負担する。
 - 3 「事業者」は、第1項の規定に従って調査を行った結果、新たな事情が判明した場合には、その対策費を負担する。

- 4 「事業者」は、第1項に定める調査の実施後、「発注者」に対して「事業用地」（「飯岡地上局」に係る「事業用地」を除く。）、建物及び設備に係る立地や形状等を示した書面を提出する。

（登記）

第70条 「事業者」は、自ら又は「地上施設運用企業」をして、「統合運用システム等」及び「専用地上局」の完成後、自らの責任及び費用負担において、「事業用地」（「飯岡地上局」に係る「事業用地」を除く。）に整備された「統合運用システム等」及び「専用地上局」（登記が可能なものに限る。）の所有権保存登記又は所有権移転登記を行い、登記簿謄本の写し又は全部事項証明書を「発注者」に提出しなければならない。

第3節 本事業専用地上施設の運用・維持管理に関する事項

（本事業専用地上施設の運用・維持管理）

第71条 「事業者」は、「地上施設運用企業」をして、「要求水準」、「提案書類」及び「実施計画書」に従い「本事業専用地上施設」を運用させ、維持管理（定期点検を含むが、これに限られない。）させる。

（運用要員等の教育・訓練）

第72条 「事業者」は、「段階的運用期間」の開始前に、「専用地上施設運用等業務」に従事する者をして、自ら又は「地上施設運用企業」による訓練を受けさせ、「専用地上施設運用等業務」に習熟させなければならない。

（本事業専用地上施設の所有）

第73条 「事業者」は、自ら又は「地上施設運用企業」をして、本契約が終了するまで、「事業用地」（「飯岡地上局」に係る「事業用地」を除く。）又は「本事業専用地上施設」（「飯岡地上局」を除く。）を所有し、「発注者」の事前の承諾を得た場合を除き、当該「本事業専用地上施設」の譲渡、担保権の設定その他一切の処分をしてはならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、「発注者」の承諾を得て「事業者」が自ら又は「地上施設運用企業」をして、リースの方法により調達した物品その他の「発注者」の承諾を得たものについては、「事業者」以外の者に所有させ、又は債権者のために担保権を設定できる。
- 3 「発注者」は、前項の承諾を与えるにあたり、必要と認める条件を付すことができる。

（本事業専用地上施設の更新）

第74条 「事業者」が、「運用期間」中、「提案書類」及び「実施計画書」に記載のない「本事業専用地上施設」の修繕又は更新を行う場合には、緊急の措置を要するときを除き、あらかじめ「発注者」の承諾を受けなければならない。

- 2 「事業者」は、「本事業専用地上施設」の修繕又は更新を行う場合には、当該修繕又は更新の完了について「発注者」の確認を受ける。
- 3 「運用期間」中、「本事業専用地上施設」が陳腐化し、「要求水準」等の内容を満たさない場合であって、その陳腐化が「事業者」の「提案書類」作成時には合理的に予測不可能であることを「事業者」が証明した場合には、その陳腐化に対応するために発生した増加費用（ただし、「サービス対価」の内容に含まれていないと合理的に認められる部分に限る。）の負担については、「発注者」と「事業者」の間で協議して決定する。ただし、「事業者」は当該協議において、当該増加費用の明細及び当該増加費用の金額の合理性に関する「発注者」の満足する疎明資料を「発注者」に提出することを要する。

（本事業専用地上施設の損傷等）

- 第75条** 「事業者」は、「運用期間」中に「本事業専用地上施設」に、損傷、損壊、滅失又は機能喪失が発生した場合、直ちにこれを「発注者」に通知し、「発注者」と協議の上、「本事業専用地上施設」を復旧させなければならない。
- 2 前項に基づき「本事業専用地上施設」を復旧する場合、当該復旧に要する増加費用及び「本事業専用地上施設」の損壊に起因する損害の負担は以下のとおりとする。
 - 一 「発注者」の責めに帰すべき事由により増加費用及び損害が発生した場合には、「サービス対価」の調整については本契約別紙8「サービス対価の算定及び支払方法」に従うものとし、「事業者」はその他の増加費用及び損害を負担する。
 - 二 「事業者」の責めに帰すべき事由により増加費用及び損害が発生した場合には、「事業者」は当該増加費用及び損害を負担する。
 - 三 「法令等の変更等」又は「不可抗力」により増加費用及び損害が発生した場合は、第34条第4項又は第35条第3項に従う。
 - 3 前二項の規定は、第32条に基づく「発注者」の権利を制限するものと解してはならない。

第6章 全般管理に関する事項

（全般管理業務に関する責任分担）

- 第76条** 「全般管理業務」に関して「事業者」に増加費用及び損害が発生した場合の措置は、次の各号のとおりとする。
- 一 「発注者」の責めに帰すべき事由により増加費用及び損害が発生した場合には、「サービス対価」の調整については本契約別紙8「サービス対価の算定及び支払方法」に従うものとし、「事業者」はその他の増加費用及び損害を負担する。
 - 二 「事業者」の責めに帰すべき事由により増加費用及び損害が発生した場合には、「事業者」は当該増加費用及び損害を負担する。
 - 三 「法令等の変更等」又は「不可抗力」により増加費用及び損害が発生した場合は、第34条第4項又は第35条第3項に従う。

- 2 前項の規定は、第 32 条に基づく「発注者」の権利を制限するものと解してはならない。

第 7 章 民間商用事業

(民間商用事業)

- 第77条** 「事業者」は、「事業期間」中、「衛星運用企業」又は「地上施設運用企業」をして、「要求水準書」、「提案書類」及び「実施計画書」に基づき、「画像データ取得業務」又は「専用地上施設運用等業務」における「事業者」の義務履行に支障を及ぼさない範囲において、「本事業衛星によるコンステレーション」、「専用地上局」及び「その他地上局」により、「民間商用事業」を実施させることができる。
- 2 「事業者」は、「発注者」が「本事業」により取得した「撮像データ」及び「画像データ」について、「発注者」が許可した場合を除き、「衛星運用企業」をして、「事業者」又は「衛星運用企業」のホームページ等で公開及び商用販売をさせない。「発注者」がこれを許可した場合であっても、「事業者」は、「衛星運用企業」をして、「撮像データ」及び「画像データ」が「発注者」の要求で撮像したデータであることを秘匿させる。
 - 3 「事業者」は、「衛星運用企業」をして、「民間商用事業」において「本事業衛星」及び「本事業衛星」により取得した画像（「撮像データ」及び「画像データ」を含む。）の販売先について氏名、商号、住所、電話番号その他「発注者」が要求する事項を記載したリストを作成及び管理させ、当該販売先への販売を開始する前及び「発注者」が提出を求めた場合に「発注者」に提出させる。
 - 4 「事業者」は、自ら、「衛星運用企業」及び「地上施設運用企業」をして、「民間商用事業」について「発注者」から協議を求められた場合にはこれに応じさせる。
 - 5 「民間商用事業」が実施される場合、「事業者」は、「衛星運用企業」及び「地上施設運用企業」をして、「衛星運用企業」及び「地上施設運用企業」の責任及び費用において実施させるものとし、「民間商用事業」に起因して「事業者」、「衛星運用企業」、「地上施設運用企業」若しくは「発注者」又は第三者に生じた一切の損害又は増加費用をすべて負担させる。また、「民間商用事業」の実施により得られる収入については、全て「事業者」、「衛星運用企業」又は「地上施設運用企業」に帰属する。疑義を避けるために付言すると、当該収入の多寡によって「サービス対価」は変更されない。

第 8 章 サービス対価の支払に関する事項

(サービス対価の支払)

- 第78条** 「発注者」は、本契約別紙 8 「サービス対価の算定及び支払方法」に従い、「支払対象期間」ごとに「事業者」から「発注者」に対する適法な請求書を受理した日から 30 日以内に「サービス対価」を「事業者」に支払う。なお、支払の期限日が閉庁日の場合はその前日までに支払う。

- 2 「発注者」は、本契約の定めるところにより「事業者」に発生した合理的な増加費用及び損害について「発注者」が負担するものとされているときは、その合理的な増加費用及び損害のうち「サービス対価」の内容に含まれていないと合理的に認められる部分を負担する（ただし、「事業者」の逸失利益は負担しない。）。この場合、「発注者」は、「事業者」との協議により当該合理的な増加費用及び損害の金額及び支払方法を定める。ただし、「事業者」は当該協議において、当該増加費用及び損害の明細及び当該増加費用及び損害の金額の合理性に関する「発注者」の満足する疎明資料を「発注者」に提出することを要する。
- 3 「発注者」は、本契約の定めるところにより「サービス対価」を減額する場合には、本契約履行に係る費用のうち減少費用を「サービス対価」から減額する。ただし、本項の減額の場合において、「事業者」が負担を免れない合理的な費用に相当する金額について、「発注者」と「事業者」が協議を行い、「発注者」はこれを負担する。
- 4 「発注者」は、「アベイラビリティ」又は「パフォーマンス」に関する「業務不履行」があった場合は、本契約別紙8「サービス対価の算定及び支払方法」に従い、同別紙に記載の「サービス対価」の返納等措置を行うことができる。
- 5 「発注者」は、「アベイラビリティ」又は「パフォーマンス」以外の事項に関して「事業者」の責めに帰すべき事由により「業務不履行」があった場合は、本契約別紙7「業績等の監視及び改善要求措置要領」に従い、同別紙に記載の減額の対象となる「サービス対価」の減額の請求を行うことができる。
- 6 「発注者」は、「事業者」の責めに帰すべき事由により「業務不履行」があった場合において、前二項に基づく返納等措置及び減額とは別に、当該「業務不履行」に伴い本契約に基づき「発注者」に発生した損害の賠償を「事業者」に請求することができる。

(サービス対価の改定)

第79条 物価変動に応じた「サービス対価」の改定は、本契約別紙8「サービス対価の算定及び支払方法」の定めるところによる。

(資金の確保)

- 第80条** 「事業者」は、「段階的運用期間（簡易システム導入前）」の開始日から、
- (i) 「事業者」が令和12年度に係る「サービス対価」について本契約別紙7「業績等の監視及び改善要求措置要領」及び別紙8「サービス対価の算定及び支払方法」に従った「サービス対価」の減額に係る措置及び返納等措置を全て完了した日又は(ii) 当該措置が実施されないことが確定した日のいずれか早い日までの間、当該措置が必要となった場合に「事業者」の資金が不足することのないよう「発注者」が合理的に満足する措置を講じる。
- 2 「事業者」は、前項に定めた措置を講じた場合又は当該措置の内容を変更した場合、速やかに「発注者」に報告する。

第9章 本契約の解除及び終了に関する事項

第1節 解除権等

(発注者の解除権)

第81条 「発注者」は、次の各号の一に該当する事由が発生した場合には、「事業者」に対して本契約を解除する旨を通知することにより、本契約の全部を解除することができる。

- 一 「事業者」に関して、特定調停、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始その他これに類似する倒産手続開始の申立（日本国外における同様の申立を含む。）があったとき、「事業者」の取締役会若しくはその他の権限ある機関で当該申立を決議したとき、又はこれらの手続が開始されたとき。
- 二 「事業者」が解散の決議を行い又は解散命令を受けたとき。
- 三 「事業者」が「本事業」の全部又は一部の遂行を放棄したとき。
- 四 「事業者」が電子交換所の取引停止処分、差押え、仮差押え、仮処分、租税滞納処分その他公権力の処分を受けたとき。
- 五 「事業者」が、本契約上の義務の履行に重大な影響を及ぼす、又は及ぼす可能性のある「法令等」の違反をしたとき。
- 六 「事業者」の責めに帰すべき事由により、本契約上の「事業者」の重大な義務の履行が不能となったとき。
- 七 「代表企業」又は「構成員」のいずれかが「基本協定書」第7条第4項各号に該当したとき。
- 八 「基本協定書」第5条第3項の規定に基づき「本事業」の落札者が「発注者」に対して差し入れた、「基本協定書」別紙3の様式による「出資者誓約書」に規定されたいずれかの「出資者」が表明及び保証した内容のいずれかが、真実若しくは正確でなかったとき、又はいずれかの「出資者」が当該「出資者」の責めに帰すべき事由により同誓約書に規定された誓約に違反したとき。
- 九 「事業者」が、正当な理由がなく、本契約に定める「事業者」の義務を履行せず、「発注者」が相当の期間を定めて催告したにもかかわらず履行しないとき又は履行する見込みがないと明らかに認められるとき（第11号に該当する場合を除く。）。
- 十 「事業者」が、第83条によらないで本契約の全部又は一部の解除を申し出たとき。
- 十一 「違約金調整対象解除事由」が発生したとき。
- 十二 「事業者」の財務状況が著しく悪化した場合等において、その結果により「本事業」の継続的履行が困難と認められるとき。
- 十三 本契約別紙4「装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項」、別紙5「情報システムの調達に係るサプライチェーン・リスク対応に関する特約条項」、別紙10「暴力団排除に関する特約条項」又は別紙11

「談合等の不正行為に関する特約条項」の特約条項に基づく本契約の解除事由に該当するとき。

十四 「アベイラビリティ」に関する「業務不履行」があったことにより本契約別紙8

「サービス対価の算定及び支払方法」に従って「事業者」が支払義務を負う「未達調整金」の金額の合計額が、「未達調整金上限金額」に達したとき。

十五 前各号に掲げる場合のほか、「事業者」の責めに帰すべき事由により「事業者」が本契約上の「事業者」の重大な義務を履行しないとき。

- 2 「発注者」は、「専用地上施設運用等業務」又は「地上施設運用企業」に関して前項各号の一に該当する事由が発生した場合には、「事業者」に対して通知することにより、本契約のうち、「専用地上施設運用等業務」に関する部分の全部又は一部を解除することができる。この場合、「発注者」及び「事業者」は、協議の上、解除の対象となった「専用地上施設運用等業務」以外の「各業務」について本契約を継続させるために必要な本契約の変更を行う。

(発注者の任意による解除)

第82条 「発注者」は、「本事業」の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合又はその他「発注者」が必要と認める場合には、180日以上前に「事業者」に対してその理由を書面にて通知することにより、本契約の全部を解除することができる。

- 2 「発注者」は、「専用地上施設運用等業務」の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合又はその他「発注者」が必要と認める場合には、180日以上前に「事業者」に対してその理由を書面にて通知することにより、本契約のうち、「専用地上施設運用等業務」に関する部分の全部又は一部を解除することができる。この場合、「発注者」及び「事業者」は、協議の上、解除の対象となった「専用地上施設運用等業務」以外の「各業務」について本契約を継続させるために必要な本契約の変更を行う。

(事業者の解除権)

第83条 「事業者」は、次の各号の一に該当する事由が発生した場合には、「発注者」に対して本契約を解除する旨を通知することにより、本契約の全部を解除することができる。

- 一 「発注者」が本契約に従って支払うべき「サービス対価」を、支払期限到来後60日を過ぎても支払わないとき。
 - 二 (i)「発注者」の責めに帰すべき事由により「発注者」が本契約上の「発注者」の義務を履行せず、かつ、「事業者」が相当の期間を定めて催告したにもかかわらず履行しないとき又は履行する見込みがないと明らかに認められ、(ii)これらにより「本事業」の継続が著しく困難となったとき。
- 2 「事業者」は、「専用地上施設運用等業務」に関して前項各号の一に該当する事由が発生した場合には、「発注者」に対して通知することにより、本契約のうち、「専用地上施設運用等業務」に関する部分の全部又は一部を解除することができる。この場合、「発注者」及び「事業者」は、協議の上、解除の対象となった「専用地上施設

運用等業務」以外の「各業務」について本契約を継続させるために必要な本契約の変更を行う。

(法令等の変更等又は不可抗力による解除)

第84条 「発注者」は、「法令等の変更等」又は「不可抗力」により、次の各号の一に該当する事態に至った場合には、「事業者」との協議の上、本契約の全部を解除することができる。

- 一 「事業者」による「本事業」の継続が不能又は著しく困難なとき。
- 二 「事業者」が「本事業」を継続するために、「発注者」が過分の費用を負担するとき。

2 前項に基づく協議が60日以内に調わない場合、「発注者」及び「事業者」は、相手方に対して本契約の全部を解除する旨を通知することにより、本契約の全部を解除することができる。

3 「発注者」は、「法令等の変更等」又は「不可抗力」により、「専用地上施設運用等業務」又は「地上施設運用企業」に関して第1項各号の一に該当する事態に至った場合には、「事業者」と協議の上、本契約のうち、「専用地上施設運用等業務」に関する部分の全部又は一部を解除することができる。この場合、「発注者」及び「事業者」は、協議の上、解除の対象となった「専用地上施設運用等業務」以外の「各業務」について本契約を継続させるために必要な本契約の変更を行う。

4 前項に基づく協議が60日以内に調わない場合、「発注者」及び「事業者」は、相手方に対して本契約の一部を解除する旨を通知することにより、本契約のうち、「専用地上施設運用等業務」に関する部分の全部又は一部を解除することができる。この場合、「発注者」及び「事業者」は、協議の上、解除の対象となった「専用地上施設運用等業務」以外の「各業務」について本契約を継続させるために必要な本契約の変更を行う。

第2節 契約解除の効力

(事業者の帰責事由による契約解除の効力)

第85条 第81条第1項又は第2項により本契約の全部又は一部が解除された場合、「発注者」は、次の各号の措置をとる。

- 一 「発注者」は、本契約別紙12「解除精算金の算定方法」に従い、「解除精算金」を「事業者」に対して支払う。
- 二 「発注者」は、「本事業専用地上施設関連資産」について、以下をそれぞれ決定する。
 - ア 「取得可能資産」の範囲
 - イ 「処分対象資産」の範囲
 - ウ 「使用対象資産」の範囲

2 「事業者」は、前項の場合において、「解除違約金」を、本契約別紙13「解除違約金の算定方法」に従って「発注者」から契約解除の通知を受けてから直ちに「発注者」に支払わなければならない。

- 3 「発注者」は、前項の場合において、第9条の保証金又はこれに代わる担保を「解除違約金」に充当することができる。
- 4 「発注者」は、第2項に定める「解除違約金」の額を超過する損害を被った場合には、当該損害の超過額を「事業者」に請求することができる。
- 5 「発注者」は、第1項柱書に定める解除がなされた場合、「契約解除通知日」における「サービス対価」（第81条第2項に基づき本契約の一部が解除された場合には、解除の対象となった「専用地上施設運用等業務」に係る「サービス対価」に限る。）の未払額（もしあれば）に相当する金額を、「契約解除通知日」から最初に到来する当初定められたスケジュールに基づく支払日に支払う。

（発注者の任意又は発注者の帰責事由による契約解除の効力）

第86条 第82条第1項若しくは第2項又は第83条第1項若しくは第2項により本契約の全部又は一部が解除された場合、「発注者」及び「事業者」は、次の各号の措置をとる。

- 一 「発注者」は、本契約別紙12「解除精算金の算定方法」に従い、「解除精算金」を「事業者」に対して支払う。
 - 二 「事業者」は、「本事業専用地上施設関連資産」について、以下をそれぞれ決定する。ただし、「事業者」が「契約解除通知日」から30日以内に当該決定を行わない場合、「発注者」が当該決定を行う。
 - ア 「取得可能資産」又は「処分対象資産」のいずれかに含まれる資産の範囲
 - イ 「使用対象資産」の範囲
 - 三 前号の決定がなされた場合、「発注者」は、前号アに該当する「本事業専用地上施設関連資産」について、以下をそれぞれ決定する。
 - ア 「取得可能資産」の範囲
 - イ 「処分対象資産」の範囲
- 2 「事業者」は、前項第1号に定める「解除精算金」の額を超過する損害を被った場合には、当該損害の超過額を「発注者」に請求することができる。ただし、「事業者」は、当該損害の明細及び当該損害の金額の合理性に関する「発注者」の満足する疎明資料を「発注者」に提出することを要する。
 - 3 「発注者」は、第1項柱書に定める解除がなされた場合、「契約解除通知日」における「サービス対価」（第82条第2項又は第83条第2項に基づき本契約の一部が解除された場合には、解除の対象となった「専用地上施設運用等業務」に係る「サービス対価」に限る。）の未払額（もしあれば）に相当する金額を、「契約解除通知日」から最初に到来する当初定められたスケジュールに基づく支払日に支払う。

（法令等の変更等又は不可抗力による契約解除の効力）

第87条 第84条第1項乃至第4項により本契約の全部又は一部が解除された場合、「発注者」及び「事業者」は、次の各号の措置をとる。

- 一 「発注者」は、本契約別紙12「解除精算金の算定方法」に従い、「解除精算金」を「事業者」に対して支払う。

- 二 「直接的妨害等」以外の事由に起因して本項柱書に定める解除がなされた場合、「発注者」及び「事業者」は協議を行い、「本事業専用地上施設関連資産」について、合意によって以下をそれぞれ決定する。ただし、「契約解除通知日」から60日以内に当該合意が成立しない場合、「発注者」が当該決定を行う。
 - ア 「取得可能資産」又は「処分対象資産」のいずれかに含まれる資産の範囲
 - イ 「使用対象資産」の範囲
 - 三 「直接的妨害等」に起因して本項柱書に定める解除がなされた場合、「事業者」は、「本事業専用地上施設関連資産」について、以下をそれぞれ決定する。ただし、「事業者」が「契約解除通知日」から30日以内に当該決定を行わない場合、「発注者」が当該決定を行う。
 - ア 「取得可能資産」又は「処分対象資産」のいずれかに含まれる資産の範囲
 - イ 「使用対象資産」の範囲
 - 四 第2号又は前号の決定がなされた場合、「発注者」は、第2号ア又は前号アに該当する「本事業専用地上施設関連資産」について、以下をそれぞれ決定する。
 - ア 「取得可能資産」の範囲
 - イ 「処分対象資産」の範囲
- 2 「法令等の変更等」に起因して第84条により本契約が解除され、「事業者」が前項第1号に定める「解除精算金」の額を超過する損害を被った場合、次の各号に定めるとおりとする。
- 一 「直接的な法令等の変更等」に起因して第84条により本契約が解除された場合には、「発注者」が当該損害を負担する（ただし、「事業者」は、当該損害の金額に関する明細及び当該金額の合理性に関する「発注者」の満足する疎明資料を「発注者」に提出することを要する。）。
 - 二 「直接的な法令等の変更等」以外の「法令等の変更等」に起因して第84条により本契約が解除された場合には、「事業者」が当該損害を負担する。ただし、「本事業」の遂行上重大な支障があると認められる場合には、「発注者」及び「事業者」は当該損害の負担について協議する。なお、「事業者」は当該協議において、当該増加費用及び損害の明細及び当該増加費用及び損害の金額の合理性に関する「発注者」の満足する疎明資料を「発注者」に提出することを要する。
- 3 「不可抗力」に起因して第84条により本契約が解除され、「事業者」が第1項第1号に定める「解除精算金」の額を超過する損害を被った場合、「発注者」及び「事業者」は、当該損害を本契約別紙9「不可抗力の定義等」に規定された負担割合に応じて負担する。
- 4 「発注者」は、第1項柱書に定める解除がなされた場合、「契約解除通知日」における「サービス対価」（第84条第3項又は第4項に基づき本契約の一部が解除された場合には、解除の対象となった「専用地上施設運用等業務」に係る「サービス対価」に限る。）の未払額（もしあれば）に相当する金額を、「契約解除通知日」から最初に到来する当初定められたスケジュールに基づく支払日に支払う。

(発注者による本事業専用地上施設関連資産の取得)

- 第88条** 第85条第1項第2号、第86条第1項第2号及び第3号又は第87条第1項第2号乃至第4号に基づき「取得可能資産」の範囲が決定された場合、「発注者」は、自ら又は「発注者」の指定する者をして、「取得対象資産」を検査させ、そのうち「発注者」又は「発注者」の指定する者が必要と認める部分（以下「取得対象資産」という。）をそれぞれ取得する。ただし、「取得可能資産」（「飯岡地上局」に係る部分を除く。）のうち、当該取得にあたり移設が必要となる資産については、「事業者」又は「地上施設運用企業」が当該資産を「発注者」の指定する場所に移設することが可能であることを条件として、「取得対象資産」とすることができる。この場合、当該資産の原状回復費用、撤去費用、運搬費用及び設置費用その他「発注者」の指定する場所への移設に要する一切の費用は「事業者」の負担とする。
- 2 「発注者」又は「発注者」の指定する者が前項に従い「取得対象資産」の取得を行う場合、次の各号に定めるとおりとする。
- 一 当該取得の対価は、「解除精算金（専用地上施設整備費）」に含まれる。
 - 二 「取得対象資産」に「事業者」以外の第三者が所有する資産が含まれる場合、「事業者」は当該第三者をして当該「取得対象資産」を「発注者」又は「発注者」の指定する者に取得させる。
 - 三 「取得対象資産」に未完成の資産が含まれる場合において、「発注者」が希望する場合には、「事業者」は、自ら又は「地上施設運用企業」をして、当該資産を完成させた上で「発注者」に取得させる。当該完成に要する費用は、「事業者」又は「地上施設運用企業」の負担とする。
 - 四 「事業者」は、自ら又は「地上施設運用企業」をして、当該取得に関して必要となる一切の手続（「取得対象資産」に係る「知的財産権」の移転を含むが、これに限られない。）を行わせる。
- 3 第1項に従い「取得可能資産」のうち「取得対象資産」に含まれない資産（以下「取得対象外資産」という。）が確定した場合、次の各号に定めるとおりとする。
- 一 第81条第1項又は第2項により本契約の全部又は一部が解除された場合
「発注者」は、「取得対象外資産」について、以下をそれぞれ決定（以下「処分決定」という。）する。
 - ア 「処分対象資産」の範囲
 - イ 「使用対象資産」の範囲
 - 二 (i)第82条第1項若しくは第2項又は第83条第1項若しくは第2項により本契約の全部又は一部が解除された場合、又は(ii)「直接的妨害等」に起因して第84条第1項乃至第4項により本契約の全部又は一部が解除された場合
「事業者」が「処分決定」を行う。ただし、「取得対象外資産」が確定した日から30日以内に「事業者」が「処分決定」を行わない場合、「発注者」が「処分決定」を行う。
 - 三 「直接的妨害等」以外の事由に起因して第84条第1項乃至第4項により本契約の全部又は一部が解除された場合

「発注者」及び「事業者」は協議を行い、合意によって「処分決定」を行う。ただし、「取得対象外資産」が確定した日から60日以内に当該合意が成立しない場合、「発注者」が「処分決定」を行う。

(事業者による本事業専用地上施設関連資産の処分)

第89条 第85条第1項第2号、第86条第1項第2号及び第3号、第87条第1項第2号乃至第4号又は前条第3項各号に基づき「処分対象資産」の範囲が決定された場合、「事業者」は、自ら又は「地上施設運用企業」をして、「処分対象資産」について売却その他の処分をさせ、当該処分に係る経費及び手数料を差し引いた収益を国に納付させる。

- 2 前項に従い「処分対象資産」の売却その他の処分が行われる場合、「事業者」は、処分の相手方、処分の価格及び当該処分に係る経費及び手数料を差し引いた収益の納付について「発注者」との間で協議を行い、事前に「発注者」の承諾を得る。

(事業者による本事業専用地上施設関連資産の使用)

第90条 第85条第1項第2号、第86条第1項第2号、第87条第1項第2号若しくは第3号又は第88条第3項各号に基づき「使用対象資産」の範囲が決定された場合、「事業者」及び「地上施設運用企業」は、「使用対象資産」について売却その他の処分をし、又は使用することができる。

(解除精算金(専用地上施設整備費)の算定)

第91条 第81条乃至第84条により本契約の全部又は一部が解除され、第85条第1項第1号、第86条第1項第1号又は第87条第1項第1号及び本契約別紙12「解除精算金の算定方法」第2項に基づき「発注者」から「事業者」に対して「解除精算金(専用地上施設整備費)」が支払われる場合において、「発注者」が要求した場合には、「事業者」は、自らの責任及び費用負担において、(i)「解除精算金(専用地上施設整備費)」の算定に必要な資料を「発注者」に提出し、(ii)「発注者」が事前に承諾する外部専門家を起用した上で、「取得対象資産」及び「処分対象資産」の金銭的価値の評価その他「解除精算金(専用地上施設整備費)」の算定に関して「発注者」が要求する事項に関する外部専門家の意見を「発注者」に提出する。

第3節 本契約の終了

(貸与品の返還)

第92条 「事業者」は、理由の如何を問わず本契約を終了したときに、「発注者」から物品の貸与を受けている場合は、「発注者」に当該物品を返還する。

- 2 「事業者」は、前項の場合において、当該物品が「事業者」の故意若しくは過失により滅失若しくは毀損している場合には、代品を納め、若しくは原状に回復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

(関係書類の引渡し等)

- 第93条** 「事業者」は、理由の如何を問わず本契約が終了したときは、「本事業」に関し「事業者」が作成した一切の書類のうち、「発注者」が合理的に要求するものを、「発注者」に対して引き渡す。
- 2 「事業者」は、理由の如何を問わず「本契約」が終了するときは、終了の3ヶ月前までに、前項に定める書類に加えて、「発注者」が合理的に要求する各種運用マニュアル等の書類を作成し、「発注者」に提出するとともに、必要となる「発注者」への引き継ぎを行う（「発注者」が「本事業専用地上施設関連資産」を取得する場合における「本事業専用地上施設関連資産」に関する設計図面その他「発注者」が要求する書類の「発注者」への引渡しを含むが、これに限られない。）。
- 3 「発注者」は、前二項により「事業者」から引渡しを受けた書類について、本契約の存続の有無にかかわらず利用する権利及び権限を有する。

(統合運用システム等の処分)

- 第94条** 「本事業」が終了する場合又は「事業期間」が終了する場合、「発注者」及び「事業者」は「統合運用システム等」の処分の実施等について協議を行う。
- 2 「発注者」は、「事業者」による「統合運用システム等」の処分等に関して、処分先等の条件を指定することができる。
- 3 「事業者」は、「統合運用システム等」の処分等を実施した場合、「発注者」からの請求に基づき速やかに、当該処分等に係る経費及び手数料を差し引いた収益を国に納付する。

(事業期間の延長)

- 第95条** 「事業期間」の経過後も「本事業衛星によるコンステレーション」及び「本事業専用地上施設」を継続して使用することが有効であると「発注者」が認める場合、「発注者」は「事業者」と協議を行い、合意により、延長可能と見込まれる時点まで「事業期間」を延長することができる。

第10章 表明保証及び誓約等

(事業者による事実の表明保証及び誓約)

- 第96条** 「事業者」は、「発注者」に対して、本契約の締結日現在において、次の各号に掲げる事実を表明し、それらがいずれも真実かつ正確であることを保証する。
- 一 「事業者」は、日本法の下で適法に設立され、有効に存続する株式会社であり、本契約を締結し、本契約に基づく義務を履行するために必要な権利能力及び行為能力を有していること。
- 二 「事業者」による本契約の締結及び履行に関して、「事業者」に対し適用のある「法令等」、「事業者」の定款その他の社内規則上必要とされる「事業者」の一切の手續が有効に履践されており、これらの手續に関する違反がないこと。

- 三 「事業者」による本契約の締結及び本契約に基づく義務の履行が、「事業者」に適用のある「法令等」に違反せず、又は「事業者」が当事者であり若しくは「事業者」が拘束される契約その他の合意に反しないこと。
 - 四 本契約上の「事業者」の義務は、適法、有効かつ法的に拘束力のある「事業者」の義務であり、かつ本契約の各規定に従って「事業者」に対して執行可能であること。
- 2 「事業者」は、「発注者」の事前の承諾なくして、定款の変更、重要な資産の譲渡、解散、合併、事業譲渡・譲受、会社分割、株式交換、株式移転その他の組織再編行為を行わないこと、「基本協定書」に基づいて「出資者」が「発注者」に提出した「出資者誓約書」の内容に虚偽のないこと、及び「事業者」の代表者、取締役その他の役員又は商号に変更があった場合には、直ちに「発注者」に対して通知することを誓約する。

(提出書類)

第97条 「事業者」は、「要求水準書」に定めるところに従い、「事業者」の会社情報及び財務情報に関する各種書類を「発注者」に提出しなければならない。

- 2 「発注者」は、「本事業」の実施に重大な悪影響を与えるおそれがある場合など、必要に応じて、「事業者」に対して財務状況等に係る書類の提出及び報告を求めることができる。

(その他特約条項)

第98条 本契約の特約として、本契約別紙4「装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項」、別紙5「情報システムの調達に係るサプライチェーン・リスク対応に関する特約条項」、別紙10「暴力団排除に関する特約条項」及び別紙11「談合等の不正行為に関する特約条項」の規定が適用される。これらの別紙において甲とあるのは「発注者」をいい、乙とあるのは「事業者」をいう。

第11章 雑則

(本契約の変更)

第99条 本契約(別紙を含む。)の変更は、「発注者」及び「事業者」の書面による合意によらない限り、効力を生じない。

(準拠法及び裁判管轄)

第100条 本契約は、日本国の「法令等」に準拠し、これに従って解釈される。

- 2 本契約に関する紛争又は訴訟について、第一審の専属管轄は、東京地方裁判所とする。

(解釈)

第101条 本契約に定めのない事項について定める必要が生じた場合又は本契約の解釈に関して疑義が生じた場合には、その都度、「発注者」及び「事業者」の間で誠実に協議の上、これを定める。

附則

(出資者の誓約)

- 第1条 「事業者」は、「出資者」をして、事前に書面により「発注者」の承諾を得た場合に限り、「事業者」の株式（潜在株式を含む。）又は「事業者」に対する債権の全部又は一部を第三者に対して譲渡させることができる。ただし、「事業者」は、「基本協定書」別紙3の「出資者誓約書」を提出した「出資者」については、「発注者」による事前の書面による承諾がある場合を除き、本契約終了までの間、「事業者」の株式又は「事業者」に対する債権を保有させなければならない。
- 2 「事業者」は、「出資者」をして、事前に書面により「発注者」の同意を得た場合に限り、「事業者」の株式（潜在株式を含む。）又は「事業者」に対する債権の全部又は一部に対して担保権を設定させることができる。
- 3 第1項の取扱いは、「出資者」間において「事業者」の株式（潜在株式を含む。）又は「事業者」に対する債権の全部又は一部を譲渡しようとする場合についても同様とする。

(融資団との協議)

- 第2条 「発注者」は、その必要を認めた場合には、「本事業」に関し、「事業者」に融資を行う融資団との間で協議を行う。「発注者」がこの協議を行う場合には、次の各号に掲げる事項等を定める。
- 一 本契約に関し、「事業者」に損害賠償を請求し、又は本契約を終了させる際の融資団への事前通知及び融資団との協議に関する事項
 - 二 「事業者」の株式又は「事業者」に対する債権の全部又は一部を、「出資者」から第三者に対して譲渡させるに際しての融資団との間で行う事前協議に関する事項
 - 三 融資団が「事業者」への融資について期限の利益を喪失させ、又は担保権を実行するに際しての融資団との間で行う事前協議に関する事項
 - 四 「発注者」による本契約の解除に伴う措置に関する事項

別紙 1 事業場所

【事業者の提案による。】

別紙 2 契約代金額の内訳

書類名 サービス対価の内訳 様式番号 A-4添付① 1/3

サービス対価の内訳及び支払計画

単位:円

事業年度	令和8年度					令和9年度				
	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	年度計	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	年度計
I. 画像データ取得費					0					0
II. 専用地上施設運用等業務費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
統合運用システム等運用等業務費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
統合運用システム等整備費					0					0
統合運用システム等運用・維持管理費					0					0
専用地上局運用等業務費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
専用地上局整備費					0					0
専用地上局運用・維持管理費					0					0
III. 全般管理業務費					0					0
I + II + III: サービス対価の合計 (税抜)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
消費税等の合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
サービス対価の合計 (税込)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

<様式作成にあたっての注意事項>

- *1 本様式におけるサービス対価の合計(税抜)は、入札書の金額と一致させること。なお、本様式は、落札後、事業契約書別紙2として添付され、上記のスケジュールに従い、防衛省からサービス対価が支払われることに留意すること。
- *2 算定根拠は、様式A-4添付②における営業収入(国からの収入)と整合させること。
- *3 上表の各項目の算定方法等は、「資料-4 サービス対価の算定及び支払方法」に対応させること。
- *4 消費税等(地方消費税を含む。以下同じ。)を含め、四半期毎の各費目が1円単位となるように、小数点以下を切り捨てること。
- *5 各事業年度は、第1四半期(4月～6月)、第2四半期(7月～9月)、第3四半期(10月～12月)及び第4四半期(翌1月～3月)で構成される。
- *6 セルに入力済みの計算式は、原則として変更しないこと。
- *7 必要に応じて、物価変動を考慮すること。

サービス対価の内訳及び支払計画

事業年度	令和10年度					令和11年度				
	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	年度計	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	年度計
I. 画像データ取得費					0					0
II. 専用地上施設運用等業務費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
統合運用システム等運用等業務費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
統合運用システム等整備費					0					0
統合運用システム等運用・維持管理費					0					0
専用地上局運用等業務費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
専用地上局整備費					0					0
専用地上局運用・維持管理費					0					0
III. 全般管理業務費					0					0
I + II + III : サービス対価の合計 (税抜)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
消費税等の合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
サービス対価の合計 (税込)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

サービス対価の内訳及び支払計画

事業年度	令和12年度				年度計	総合計
	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期		
I. 画像データ取得費					0	0
II. 専用地上施設運用等業務費	0	0	0	0	0	0
統合運用システム等運用等業務費	0	0	0	0	0	0
統合運用システム等整備費					0	0
統合運用システム等運用・維持管理費					0	0
専用地上局運用等業務費	0	0	0	0	0	0
専用地上局整備費					0	0
専用地上局運用・維持管理費					0	0
III. 全般管理業務費					0	0
I + II + III : サービス対価の合計 (税抜)	0	0	0	0	0	0
消費税等の合計	0	0	0	0	0	0
サービス対価の合計 (税込)	0	0	0	0	0	0

別紙 3 用語の定義

本契約において使用する用語の定義は、次に掲げるとおりとする。
なお、各用語は五十音順に列記している。

- 1 「アベイラビリティ」
「本事業衛星によるコンステレーション」の「画像データ」取得のための体制構築に関する「要求水準」をいい、その内容の詳細は本契約別紙8「サービス対価の算定及び支払方法」による。
- 2 「飯岡地上局」
国が整備する千葉県旭市に所在する「地上局」をいう。
- 3 「違約金調整対象解除事由」
本契約別紙13「解除違約金の算定方法」第2項に定める本契約の解除事由をいう。
- 4 「打上失敗」
「本事業衛星」について、打上げに使用するロケットへの搭載が完了した後、地上における爆発事故の発生、当該ロケットの故障その他のトラブル（離陸の前後いずれに発生したものであるかを問わない。）により、宇宙空間における「要求水準」を満たす軌道に到達できないことをいう。
- 5 「打上遅延」
「本事業衛星」について、打ち上げを実施する第三者との間で当該打ち上げの実施に関する合意がなされているにもかかわらず、「提案書類」又は「実施計画書」に定める打上予定時期までに打ち上げられないことをいう（ただし、「打上失敗」を除く。）。
- 6 「運用期間」
「段階的運用期間」及び「本格的運用期間」を個別に又は総称していう。
- 7 「運用期間の変更」
「段階的運用期間」及び「本格的運用期間」の変更（ただし、「本事業」の終了日の変更を伴わないものに限る。）を個別に又は総称していう。
- 8 「衛星運用企業」
「画像データ取得業務」を「事業者」から直接受任し、又は請け負う者で、「事業者」の「提案書類」に記載される者をいう。
- 9 「海外衛星」
「国産衛星」以外の衛星をいう。
- 10 「解除違約金」
本契約第81条により本契約が解除された場合に「事業者」が「発注者」に支払う違約金をいい、詳細は本契約別紙13「解除違約金の算定方法」による。
- 11 「解除精算金」
「解除精算金（画像データ取得費）」及び「解除精算金（専用地上施設整備費）」を個別に又は総称していう。

- 12 「解除精算金（画像データ取得費）」
本契約別紙 1 2 「解除精算金の算定方法」第 1 項に基づき算定される精算金をいう。
- 13 「解除精算金（専用地上施設整備費）」
本契約別紙 1 2 「解除精算金の算定方法」第 2 項に基づき算定される精算金をいう。
- 14 「画像データ」
画像化処理等が行われ、製品になったデータをいう。
- 15 「画像データ取得業務」
以下の業務をいい、その業務内容の詳細は「要求水準書」及び「提案書類」による。
① 「本事業衛星によるコンステレーション」の整備
② 「本事業衛星によるコンステレーション」からの「画像データ」の取得
③ その他上記①及び②に関して必要な一切の業務
- 16 「画像データ取得費」
「発注者」が「事業者」に支払う「サービス対価」のうち「画像データ取得業務」の実施による対価をいい、その内容は本契約別紙 8 「サービス対価の算定及び支払方法」による。
- 17 「各業務」
「画像データ取得業務」、「専用地上施設運用等業務」及び「全般管理業務」のそれぞれをいう。
- 18 「活動報告書」
「実施計画書」に関する進捗状況や運用実績等に関する活動報告書をいう。
- 19 「簡易システム」
「統合運用システム」の代用として利用される運用システムをいう。
- 20 「簡易システム端末」
本契約第 63 条第 1 項第 2 号に定める端末を個別に又は総称していう。
- 21 「監視職員」
「事業者」による「本事業」の適正かつ確実な履行を確保するために監視等を行う者として「発注者」が定めた職員をいう。
- 22 「基本協定書」
「発注者」、「代表企業」及び「構成員」が締結した「本事業」に関する基本協定書（別紙を含む。）をいう。
- 23 「業績等」
「事業者」の経営管理状況、「事業者」及び「選定企業」が実施する「本事業」における「各業務」の業績及び実施状況をいう。
- 24 「業務不履行」
「発注者」による「業績等」に関する監視の結果、「要求水準」を達成しないおそれがある、又は「要求水準」を達成していないと判断した状態をいう。

- 25 「協力企業」
「本事業」に関する入札手続において競争参加資格の確認を受け、「事業者」に出資することなく、「本事業」に関する「各業務」を「事業者」から直接受任し、又は請け負う日本国法人をいう。
- 26 「許認可等」
本契約第 28 条第 1 項に定める「本事業」を実施するために必要となる一切の許認可の取得又は届出をいう。
- 27 「緊急観測」
「発注者」の「撮像指示」に基づき、最優先で撮像する方式をいう。
- 28 「契約解除通知日」
本契約の解除通知が通知の相手方に到達した日をいう。
- 29 「公共施設等の管理者等」
「PFI 法」第 2 条第 3 項に定める者をいう。
- 30 「構成員」
「本事業」に関する入札手続において競争参加資格の確認を受け、「本事業」に関する各業務等を「事業者」から直接受任し、又は請け負うとともに「事業者」に出資する日本国法人のうち、「代表企業」以外の者をいう。
- 31 「国産衛星」
日本国法人が、主として日本国内で設計・開発、製造及び所有し並びに管理する衛星をいう。
- 32 「サービス対価」
「発注者」が「事業者」に支払う「本事業」の実施による対価をいい、詳細は本契約別紙 8 「サービス対価の算定及び支払方法」による。
- 33 「再受任者」
「本事業」の実施に伴う「各業務」の一部を「事業者」から直接受任を受けて業務を実施する「選定企業」から受任する者をいう。
- 34 「再訪頻度」
衛星が同じ地点を観測する頻度をいう。
- 35 「撮像計画」
「統合運用システム等」により「事業者」側で立案される「撮像要求」に対する撮像の計画をいう。
- 36 「撮像指示」
「撮像計画」に基づく「発注者」からの最終的な撮像の指示をいう。
- 37 「撮像指示・画像表示端末」
「専用の端末」、「簡易システム端末」及び「統合運用システム端末」を個別に又は総称していう。
- 38 「撮像達成率」
撮像の指示に対して実際に撮像が行われ、「画像データ」が配信される割合をいう。
- 39 「撮像データ」
衛星のセンサで取得され、「画像データ」になる前のデータをいう。

- 40 「**撮像明細書**」
大要「要求水準書」別紙1の様式による撮像明細書をいう。
- 41 「**撮像優先権**」
ある者が行う撮像指示が、他者の要求よりも優先される権利をいう。
- 42 「**撮像要求**」
「撮像計画」を立案するための要求事項（撮像位置、撮像期間及び衛星等）をいう。
- 43 「**事業期間**」
本契約の締結日を開始日（同日を含む。）とし、理由の如何を問わず本契約の全部が解除された日又は「本格的運用期間」の終了日の双方のうち、いずれか早い方の日を終了日（同日を含む。）とする期間をいう。
- 44 「**事業契約書**」
「発注者」と「事業者」が締結した「衛星コンステレーションの整備・運営等事業事業契約書」（別紙を含む。）及びこれらに関する質問回答書をいう。
- 45 「**事業契約書等**」
「事業契約書」、「入札説明書等」及び「提案書類」の総称をいう。
- 46 「**事業工程表**」
「本事業」の「事業期間」に亘る工程表をいう。
- 47 「**事業者**」
「基本協定書」に基づいて「代表企業」及び「構成員」が「本事業」の実施のみを目的として会社法（平成17年法律第86号）に定める株式会社として設立した新会社をいう。
- 48 「**事業年度**」
「事業期間」中の4月1日から翌年の3月31日までの期間とし、初年度については、「事業契約書」の締結日から最初に到来する3月31日までとする。
- 49 「**事業用地**」
本契約の鑑に記載されている事業場所である用地をいう。
- 50 「**支出負担行為**」
財政法（昭和22年法律第34号）第34条の2第1項に規定する支出負担行為をいう。
- 51 「**下請負人**」
「本事業」の実施に伴う「各業務」の一部を「事業者」から直接請け負って業務を実施する「選定企業」から請け負う者をいう。
- 52 「**実施計画書**」
「各業務」に関する実施計画書をいい、その内容の詳細は「要求水準書」による。
- 53 「**支払対象期間**」
各「事業年度」における4月1日から6月30日までの期間、7月1日から9月30日までの期間、10月1日から12月31日までの期間又は1月1日から3月31日までの期間をいう。
- 54 「**出資者**」
「事業者」の株式を所有する日本国法人をいう。

- 55 「出資者誓約書」
「基本協定書」に基づいて「出資者」である者が「発注者」に提出する誓約書をいい、「基本協定書」別紙3に記載の書式による。
- 56 「取得可能資産」
「本事業専用地上施設関連資産」のうち、本契約第88条に基づき「発注者」又は「発注者」の指定する者が取得することが許容される資産をいう。
- 57 「取得対象外資産」
本契約第88条第3項柱書において定義された意味を有する。
- 58 「取得対象資産」
本契約第88条第1項において定義された意味を有する。
- 59 「使用対象資産」
「本事業専用地上施設関連資産」のうち、「事業者」又は「地上施設運用企業」が本契約第90条に基づき売却その他の処分をし、又は使用する資産をいう。
- 60 「処分対象資産」
「本事業専用地上施設関連資産」のうち、「事業者」又は「地上施設運用企業」が本契約第89条に基づき売却その他の処分を行う資産をいう。
- 61 「消費税等」
消費税法（昭和63年法律第108号）に定める税及び地方税法（昭和25年法律第226号）第2章第3節に定める税をいう。
- 62 「処分決定」
本契約第88条第3項第1号において定義された意味を有する。
- 63 「処理レベル」
「撮像データ」に施される前処理のレベルをいう。
- 64 「成果物」
「要求水準書」、「発注者」の要求その他本契約に基づき「事業者」が作成又は提供する「撮像データ」及び「画像データ」その他の一切の書類、図面、写真、映像等の総称をいう。
- 65 「選定企業」
「代表企業」、「構成員」及び「協力企業」を個別に又は総称していう。
- 66 「選定事業」
「PFI法」第2条第4項に定める選定事業をいう。
- 67 「全般管理業務」
「事業者」の経営管理及び「選定企業」の業務管理、「発注者」との間の連絡調整その他「本事業」の全般的な管理に必要な業務等をいい、その業務内容の詳細は本契約のほか、「要求水準書」及び「提案書類」による。
- 68 「全般管理業務費」
「発注者」が「事業者」に支払う「サービス対価」のうち「全般管理業務」の実施による対価をいい、その内容は本契約別紙8「サービス対価の算定及び支払方法」による。

- 69 「**専用地上局**」
「本事業」のために専用される「地上局」（「飯岡地上局」及び「その他地上局」を除く。）を個別に又は総称していう。
- 70 「**専用地上局運用・維持管理費**」
「発注者」が「事業者」に支払う「サービス対価」のうち「専用地上局」の運用及び維持管理の実施による対価をいい、その内容は本契約別紙8「サービス対価の算定及び支払方法」による。
- 71 「**専用地上局運用等業務**」
以下の業務をいい、その業務内容の詳細は「要求水準書」及び「提案書類」による。
① 「専用地上局」の整備（設計、製造及び設置）
② 「専用地上局」の運用
③ 「専用地上局」の維持管理
④ その他上記①乃至③に関して必要な一切の業務
- 72 「**専用地上局運用等業務費**」
「専用地上局整備費」及び「専用地上局運用・維持管理費」の合計額をいう。
- 73 「**専用地上局整備費**」
「発注者」が「事業者」に支払う「サービス対価」のうち「本事業専用地上施設」の整備の実施による対価をいい、その内容は本契約別紙8「サービス対価の算定及び支払方法」による。
- 74 「**専用地上施設運用等業務**」
「統合運用システム等運用等業務」及び「専用地上局運用等業務」を個別に又は総称していう。
- 75 「**専用地上施設運用等業務費**」
「統合運用システム等運用等業務費」及び「専用地上局運用等業務費」の合計額をいう。
- 76 「**専用地上施設整備費**」
「統合運用システム等整備費」及び「専用地上局整備費」の合計額をいう。
- 77 「**専用の端末**」
本契約第63条第1項第1号ア及びイに定める端末を個別に又は総称していう。
- 78 「**総括代理人**」
「事業者」が本契約第21条第2項の権限を行使させるために設置する者をいう。
- 79 「**その他衛星**」
「本事業衛星」以外の衛星（「海外衛星」を含む。）をいう。
- 80 「**その他地上局**」
「本事業」のために利用される、「専用地上局」及び「飯岡地上局」以外の「地上局サービス会社」が保有する「地上局」をいう。
- 81 「**損壊等**」
(i)宇宙空間において「要求水準」を満たす軌道上に存在する「本事業衛星」が完全に破壊され若しくは永久に滅失し、若しくは当該「本事業衛星」につき、軌道位置の保持、姿勢制御等の衛星バスの機能の完全な喪失、中継器等を構成するコン

ポーンートの機能の完全な喪失その他当該「本事業衛星」による撮像機能が喪失されたことにより、当該「本事業衛星」を利用した「本事業」の継続が不可能と「発注者」が認める状態、又は(ii)当該「本事業衛星」につき機能の低下又は寿命の短縮が生じた状態をいう。

82 「代表企業」

「本事業」に関する入札手続において競争参加資格の確認を受け、「本事業」に関する各業務等を「事業者」から直接受任し、又は請け負うとともに「事業者」に出資する日本国法人のうち、「提案書類」において代表企業として定められる者をいう。

83 「段階的運用（簡易システム導入後）」

「本契約」に従って「簡易システム」の導入後に「本事業衛星によるコンステレーション」を段階的に整備し、「本事業」のために運用することをいう。

84 「段階的運用（簡易システム導入前）」

「本契約」に従って「簡易システム」の導入前に「本事業衛星によるコンステレーション」を段階的に整備し、「本事業」のために運用することをいう。

85 「段階的運用期間」

「段階的運用期間（簡易システム導入前）」及び「段階的運用期間（簡易システム導入後）」を個別に又は総称していう。

86 「段階的運用期間（簡易システム導入後）」

「段階的運用（簡易システム導入後）」が行われる期間をいう。

87 「段階的運用期間（簡易システム導入前）」

「段階的運用（簡易システム導入前）」が行われる期間をいう。

88 「地上局」

衛星との間で情報の通信を行うために地上に設置される無線局をいう。

89 「地上局サービス会社」

地球観測衛星の撮像用コマンドの送信及び撮像データの受信をサービスとして提供する会社をいう。

90 「地上施設運用企業」

「専用地上施設運用等業務」を「事業者」から直接受任し、又は請け負う者で、「事業者」の「提案書類」に記載される者をいう。

91 「知的財産権等」

特許権、実用新案権、意匠権、商標権、実用新案権等の工業所有権、著作権、ノウハウその他の知的財産権の総称をいう。

92 「直接的な法令等の変更等」

「本事業」及び「PFI法」に基づく事業のみに影響を与える「法令等の変更等」の場合及び「本事業」の遂行に重大な支障を与えると認められる「法令等の変更等」（これに伴う「事業者」による損害の発生の防止手段を合理的に期待できないと認められる場合に限る。）をいう。

93 「直接的妨害等」

「本事業衛星」又は「本事業専用地上施設」の全部又は一部を直接的に対象とする物理的な滅失、毀損又は重要な機能の喪失を引き起こす戦争、戦闘行為、侵略、外

敵の行動、テロ（サイバーテロを含む。）、電氣的干渉、電波干渉、騷擾、暴動等（Anti-Satellite Device 又は原子力、核分裂若しくは核融合の作業、レーザー光線若しくはエネルギー光線の作用を用いた行為を含むが、これらに限られない。）をいう。疑義を避けるために付言すると、「選定企業」、「衛星運用企業」又は「地上施設運用企業」における、「本事業」以外の「本事業」と同種の事業を対象に含む事由は含まれない。

94 「提案書類」

「選定企業」が「本事業」の入札手続において「発注者」に提出した「本事業」の実施に係る提案書類一式（「発注者」が当該提案書類一式の詳細を明確化するために、本契約の締結までに「事業者」に提出を求めた資料その他の情報を含む。）をいい、内容を明確化するために、「発注者」及び「事業者」が本契約の締結までに確認した事項を含む。

95 「定常観測」

「発注者」の「撮像指示」に基づき、撮像目標を定期的に撮像する方式をいう。

96 「統合運用システム」

「発注者」の「撮像要求」に基づき、撮像に最適な「本事業衛星」を選択し、「本事業衛星」への「撮像指示」及び「発注者」への「画像データ」の伝送を統合的に管理するシステムをいう。

97 「統合運用システム端末」

本契約第 63 条第 1 項第 3 号に定める端末を個別に又は総称していう。

98 「統合運用システム等」

「統合運用システム」、「簡易システム」及び「専用の端末」に係るシステムを個別に又は総称していう。

99 「統合運用システム等運用・維持管理費」

「発注者」が「事業者」に支払う「サービス対価」のうち「統合運用システム等」の運用及び維持管理の実施による対価をいい、その内容は本契約別紙 8 「サービス対価の算定及び支払方法」による。

100 「統合運用システム等運用等業務」

以下の業務をいい、その業務内容の詳細は「要求水準書」及び「提案書類」による。

- ① 「統合運用システム等」の整備（設計、製造及び設置）
- ② 「統合運用システム等」の運用
- ③ 「統合運用システム等」の維持管理
- ④ その他上記①乃至③に関して必要な一切の業務

101 「統合運用システム等運用等業務費」

「統合運用システム等整備費」及び「統合運用システム等運用・維持管理費」の合計額をいう。

102 「統合運用システム等整備費」

「発注者」が「事業者」に支払う「サービス対価」のうち「統合運用システム等」の整備の実施による対価をいい、その内容は本契約別紙 8 「サービス対価の算定及び支払方法」による。

- 103 「二次的製品」
「画像データ」から制作された製品（「撮像データ」及び「画像データ」の復元が可能な画像情報を含むものであるか否かを問わない。）をいう。
- 104 「入札説明書等」
「発注者」が「本事業」の入札手続において配布した一切の資料及び当該資料に係る質問回答書をいう。
- 105 「発注者」
「事業契約書」に記名押印した、防衛装備庁の支出負担行為担当官等をいう。
- 106 「パフォーマンス」
「本事業衛星によるコンステレーション」から撮像した「画像データ」に関する「要求水準」をいい、その内容の詳細は本契約別紙8「サービス対価の算定及び支払方法」による。
- 107 「PFI 法」
民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）をいう。
- 108 「秘密情報」
本契約の内容、本契約に関する協議の内容、「本事業」の実施に際して直接的又は間接的に知り得た内容及び「本事業」に関して本契約の相手方当事者より開示を受けた情報をいう。
- 109 「不可抗力」
本契約別紙9「不可抗力の定義等」の定義によるものをいう。
- 110 「法令等」
法律、政令、省令、条例及び規則並びにこれらに基づく命令、行政指導及びガイドライン、裁判所の判決、決定、命令及び仲裁判断、並びにその他公的機関の定めるすべての規定、判断、措置等（いずれも「本事業」に関して適用される日本国外のものを含む。）をいう。
- 111 「法令等の変更等」
本契約の締結時点における既存の「法令等」の変更若しくは廃止又は新たな「法令等」の新設をいう。
- 112 「本格的運用」
「本契約」に従って「本事業衛星によるコンステレーション」及び「統合運用システム」を「本事業」のために運用することをいう。
- 113 「本格的運用期間」
「本格的運用」が行われる期間をいう。
- 114 「本事業」
「事業契約書等」及び「PFI 法」に基づいて実施する衛星コンステレーションの整備・運営等事業をいう。
- 115 「本事業衛星」
「本事業」に使用される、「発注者」が「撮像優先権」を有する「国産衛星」をいう。

- 116 「**本事業衛星によるコンステレーション**」
複数の「本事業衛星」により構成される人工衛星群をいう。
- 117 「**本事業専用地上施設**」
「統合運用システム等」及び「専用地上局」を個別に又は総称していう。
- 118 「**本事業専用地上施設関連資産**」
「事業者」及び「地上施設運用企業」が本契約の解除時点で所有する「本事業専用地上施設」に関する各資産（「本事業専用地上施設」の出来形部分、設計の成果物、契約上の地位その他権利を含むが、「地上施設運用企業」が「本事業」以外の目的のために所有している資産を除く。）を個別に又は総称していう。ただし、本契約第81条第2項、第82条第2項、第83条第2項又は第84条第3項若しくは第4項に基づき本契約の一部が解除される場合には、当該資産のうち解除の対象となった「専用地上施設運用等業務」に係るものに限る。
- 119 「**未達調整金**」
「アベイラビリティ」に関する「業務不履行」があった場合に、本契約別紙8「サービス対価の算定及び支払方法」に従って「事業者」が支払義務を負う未達調整金をいう。
- 120 「**未達調整金上限金額**」
本契約別紙8「サービス対価の算定及び支払方法」に定められる「未達調整金」の上限金額をいう。
- 121 「**民間商用事業**」
「各業務」に支障を及ぼさない等の一定の条件を満たす範囲において、「事業者」、「衛星運用企業」又は「地上施設運用企業」が「本事業衛星」又は「本事業専用地上施設」を用いて実施する「本事業」以外の事業をいう。
- 122 「**要求水準**」
「発注者」が「本事業」の実施にあたり、「事業者」に履行を求める水準をいう。なお、「提案書類」に記載された提案内容が「要求水準書」に示された水準を上回る場合は、当該提案内容による水準を適用する。
- 123 「**要求水準書**」
「発注者」が「本事業」の実施にあたり、「事業者」に履行を求める「要求水準」を示す書類をいい、「発注者」が公表した衛星コンステレーションの整備・運営等事業に関する業務要求水準書（公表後の追加、変更及び当該資料に係る質問回答書を含む。）をいう。

別紙 4 装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項

(保護すべき情報の取扱い)

第1条 乙は、この特約条項が付された契約を履行するに際しては、この特約条項の定めるところに従い、保護すべき情報（装備品等及び役務の調達に関する情報のうち、乙に保護を求める情報として、甲が指定したものをいう。以下同じ。）を取り扱わなければならない。

(情報セキュリティ基本方針等)

第2条 乙は、保護すべき情報を取り扱うに当たり、保護すべき情報を取り扱う乙の業務環境等を考慮の上、別紙（甲の定める「装備品等及び役務の調達における情報セキュリティ基準」（以下「本基準」という。））に従って、必要な措置をとらなくてはならない。

- 2 乙は、前項を実施するため、本基準に従い、情報セキュリティ基本方針を、本基準及び情報セキュリティ基本方針に従い、情報セキュリティ規則を、本基準及びシステムセキュリティ実施要領に従い、情報セキュリティ実施手順を作成しなければならない。
- 3 乙は、前項の規定により作成した情報セキュリティ基本方針等について、甲の確認を受けなければならない。ただし、他の契約により既に甲の確認を受けているものと同様のものである場合は、その旨を甲に届出をすれば足りる。
- 4 乙は、甲の確認を受けた基本方針等のうち、内容の全部又は一部を変更しようとするときは、あらかじめ、その内容が本基準に適合していることについて甲の確認を受けなければならない。

(下請負者に対する指導監督)

第3条 乙は、本特約条項が付された契約を履行するに当たり、これを適切に履行する義務を負い、下請負者（契約の履行に係る作業に従事する全ての事業者（乙を除く。）をいう。以下同じ。）に対して、適切な指導・監督を行わなければならない。

(下請負者等に保護すべき情報を取り扱わせる際の手続等)

第4条 乙は、契約の履行に当たり、保護すべき情報を下請負者に取り扱わせる必要が生じた場合には、当該下請負者において情報セキュリティが確保されるよう、甲の定めるところにより、適切な取扱いに必要な事項を確認しなければならない。

- 2 乙は、前項により確認した内容を書面により甲に届出するとともに、下請負者に保護すべき情報を取り扱わせることについて申請し、甲の承認を得なければならない。
- 3 乙は、第三者（甲と直接契約関係にある者以外の全ての者をいう。以下同じ。）との契約（この特約条項が付された契約以外の契約をいう。この項において同じ。）において、乙が保有し、又は知り得た情報を伝達、交換、共有等を行う約定があるときは、保護すべき情報をその約定の対象から除くよう、当該第三者との契約を変更する等の措置を講じなければならない。
- 4 甲は、第2項の規定により申請のあった内容を直接確認する必要があると認めた場合には、乙に、その旨を申し入れるものとする。

- 5 乙は、甲から前項の申し入れがあった場合には、必要な協力を行うものとする。
- 6 乙は、原則として下請負者を除く第三者に保護すべき情報を開示してはならない。ただし、契約の履行上又は公益上特に当該第三者に開示する必要があると認められる場合には、その都度、甲と協議するものとする。

(監査)

第5条 甲は、乙においてこの特約条項の定めに従い保護すべき情報の取扱いが行われているかにつき、監査を行うものとする。

- 2 甲は、前項に規定する監査を行うため、甲の指名する者を乙の事業所、工場その他の関係場所に派遣することができる。
- 3 甲は、第1項に規定する監査の結果、乙においてこの特約条項の定めに基づいて作成した情報セキュリティ基本方針等に従い保護すべき情報の取扱いが行われていないと認める場合には、その是正のため必要な措置を講じるよう求めることができる。
- 4 乙は、前項の規定により是正のため甲から必要な措置を講じるよう求めがあった場合には、速やかに必要な措置を講じなければならない。
- 5 甲は、乙の下請負者に対して直接監査を行う必要があると認めた場合には、乙に、その旨を申し入れるものとする。
- 6 乙は、甲から前項の申し入れがあった場合には、必要な協力をしなければならない。
- 7 第1項から第4項までの規定は、甲が行う乙の下請負者に対する監査について準用する。ただし、甲は、第3項の規定に準じて、是正のため必要な措置を講じるよう求めるに際しては、乙を通じて求めるものとする。

(事故等発生時の措置)

第6条 乙は、本基準に従って定めた情報セキュリティ規則において、事故等（当該規則において情報セキュリティ事故及び情報セキュリティ事象に該当するものをいう。以下同じ。）が発生したときは、本基準に定めるところにより適切な措置を講じるとともに、直ちに把握し得る限りの全ての内容を、その後速やかにその詳細を甲に報告しなければならない。

- 2 乙は、前項に規定する事故等がこの契約の履行及び関連する装備品等の運用に与える影響等について調査し、その措置について甲と協議しなければならない。
- 3 前項の協議の結果、事故等が乙の責めに帰すべき事由によるものである場合には、その措置に必要な費用は、乙の負担とする。
- 4 前項の規定は、甲の損害賠償請求権を制限するものではない。

(契約の解除)

第7条 甲は、乙の責めに帰すべき事由により事故等が発生し、この契約の目的を達することができなくなった場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- 2 前項の場合においては、主たる契約条項の契約の解除に関する規定を準用する。

(契約履行後における乙の義務等)

第8条 第1条、第3条、第5条及び第6条の規定は、契約履行後において、乙又は乙の下請負者が保護すべき情報を取り扱う場合について準用する。ただし、当該情報が保護すべき情報でなくなった場合は、この限りでない。

- 2 甲は、契約終了後における乙に対する保護すべき情報の返却、提出等の指示のほか、業務に支障が生じるおそれがない場合は、乙に保護すべき情報の破棄を求めることができる。
- 3 乙は、前項の指示又は求めがあった場合において、保護すべき情報を引き続き保有する必要があるときは、その理由を添えて甲に協議を求めることができる。

(適用の特例)

第9条 乙は、自らが保有する設備等の改修に時間を要する等の理由により直ちに本基準に従って保護すべき情報を取り扱うことが困難な場合は、その理由及び別紙に従った取扱いを行うことができる時期について、甲に申請しなければならない。

- 2 乙は、前項の規定により甲に申請をした場合は、本基準に従って保護すべき情報を取り扱うために必要な設備等の改修等に関する事業計画を速やかに甲に提出しなければならない。ただし、他の契約により、既に甲に対して事業計画を提出している場合には、その旨を甲に届け出るものとする。
- 3 前項の事業計画の終期は、令和10年3月31日を超えてはならない。
- 4 甲は、第2項の規定により提出された事業計画（第2項ただし書の規定により届出があった場合には、その内容）を確認し、これを適当と認めたときは、その旨を乙に通知するものとする。
- 5 乙は、前項の通知を受けた場合には、甲が適当と認めた事業計画が完了するまでの間は、装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（防経装第9246号。21.7.31）の規定を適用することができる。

装備品等及び役務の調達における情報セキュリティ基準

目 次

- 第1 趣旨
- 第2 定義
- 第3 対象
- 第4 情報セキュリティ基本方針等
- 第5 組織のセキュリティ
- 第6 保護すべき情報の管理
- 第7 情報セキュリティ教育及び訓練
- 第8 物理的及び環境的セキュリティ
- 第9 保護システムについての管理策
- 第10 情報セキュリティ事故等への対応
- 第11 情報セキュリティ事故等発生時の対応
- 第12 リスク査定
- 第13 セキュリティ監査
- 第14 防衛省による監査

第1 趣旨

装備品等及び役務の調達における情報セキュリティ基準（以下「本基準」という。）は、装備品等及び役務の調達に係る企業において当該調達に係る保護すべき情報の適切な管理を目指し、防衛省として求める対策を定めるものであり、当該企業は、本基準に則り情報セキュリティ対策を実施するものとする。

第2 定義

本基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 情報セキュリティとは、保護すべき情報の機密性、完全性及び可用性を維持することをいう。
- (2) 保護すべき情報とは、装備品等及び役務の調達に関する情報のうち、防衛省が企業に保護を求める情報として指定したものをいう。
- (3) 防衛関連企業とは、保護すべき情報を取り扱う契約相手方企業（団体及び個人を含む。）をいう。
- (4) 取扱者とは、保護すべき情報を取り扱う者として、経営者等が指定した者をいう。
- (5) 情報セキュリティ基本方針等とは、情報セキュリティ基本方針、情報セキュリティ規則及び情報セキュリティ実施手順をいう。
- (6) 経営者等とは、防衛関連企業の経営者又は受注案件を処理する部門責任者をいう。
- (7) 下請負者とは、契約の履行に係る作業に従事する全ての事業者（防衛省と直接契約関係にある者を除く。）をいう。
- (8) 情報セキュリティ基本方針とは、本基準に基づき、防衛関連企業が情報セキュリティへの取組の方針を定めたものをいう。
- (9) 情報セキュリティ規則とは、本基準及び情報セキュリティ基本方針に基づき、防衛関連企業が実施する情報セキュリティ対策について定めたものをいう。
- (10) 情報セキュリティ実施手順とは、本基準及びシステムセキュリティ実施要領に基づき、防衛関連企業が保有又は使用する保護システムに対する管理策を定めたものをいう。
- (11) 第三者とは、法人又は自然人としての防衛省と直接契約関係にある者以外の全ての者をいい、親会社、地域統括会社、ブランド・ライセンサー、フランチャイザー、コンサルタントその他の防衛省と直接契約関係にある者に対して指導、監督、業務支援、助言、監査等を行う者を含む。
- (12) 保護システムとは、保護すべき情報を取り扱う情報システムをいう。
- (13) 保護システム利用者とは、保護すべきデータに接する必要がある者及び保護システムの運用管理業務に従事する者であって、当該データを保存する領域又はその機器に関わる者をいう。
- (14) 伝達とは、知識を相手方に伝えることであって、有体物である文書等の送達を伴わないものをいう。
- (15) 送達とは、取扱施設の外に所在する者に送り届けることをいい、輸送（社外の事業者との契約に基づき、当該事業者が保護すべき情報を特定の相手方に送達することをいう。以下同じ。）を含む。

- (16) 保護すべき文書等とは、保護すべき情報に属する文書（保護すべきデータが保存された可搬記憶媒体を含む。）、図画及び物件をいう。
- (17) 可搬記憶媒体とは、パソコン又はその周辺機器に挿入又は接続して情報を保存することができる媒体又は機器のうち可搬型のものをいう。
- (18) 情報システムとは、ハードウェア（サーバ、パソコン、モニタ、携帯端末、プリンタ、スキャナ等を含む。以下同じ。）、ソフトウェア（プログラムの集合体をいい、ファームウェアを含む。以下同じ。）、ネットワーク（暗号化により公衆回線に作られる仮想的な専用ネットワークを含む。）又は記憶媒体で構成されるものであって、これら全体で業務処理を行うものをいう。
- (19) 悪意のあるコードとは、情報システムが提供する機能を妨害するプログラムの総称であり、コンピュータウイルス及びスパイウェア等をいう。
- (20) 情報セキュリティ事象とは、情報セキュリティ事故のおそれ並びに情報セキュリティ事故に至らない情報セキュリティ基本方針等への違反及びそのおそれのある状態をいう。
- (21) 情報セキュリティ事故とは、保護すべき情報の漏えい、紛失、破壊等の事故をいう。
- (22) 取扱施設とは、保護すべき情報の取扱い及び当該情報に属する文書等の保管を行う場所として、本基準の規定に従って防衛関連企業が指定する建物又は敷地の一部又は全部をいう。
- (23) 関係施設とは、取扱施設の外側に隣接する場所であって、本基準の規定に基づき防衛関連企業が指定する建物又は敷地の一部又は全部をいう。
- (24) システムログとは、情報システムにおける動作履歴に関する記録をいう。
- (25) 取扱施設等とは、取扱施設及び関係施設をいう。
- (26) ベースライン構成設定とは、保護システムとシステムコンポーネントの構成の把握並びに保護システムの更新及び変更時のベース（基準）となる構成設定をいう。
- (27) ブラックリストとは、保護システムにインストール又は保護システムで実行してはならないソフトウェアのリストをいう。
- (28) ホワイトリストとは、保護システムにインストール及び保護システムで実行してもよいソフトウェアのリストをいう。
- (29) 保護すべきデータとは、保護すべき情報が電子的な状態にあるものをいう。
- (30) 構成設定とは、情報システムを構成する構成要素（ハードウェア、ソフトウェア、ネットワーク及び記憶媒体）の機種、バージョン等及び当該構成要素の機能並びに動作等を制御する設定値を決定することをいう。
- (31) リプレイ攻撃とは、利用者の確認に用いられる認証データの通信を盗聴し得られたデータをそのまま用いてその利用者になりすます方式をいう。
- (32) モバイルコードとは、インターネット等のネットワークを通じて、自動的にダウンロード及び実行されるプログラムをいう。
- (33) 外部ネットワークとは、インターネットその他の防衛関連企業によって管理されないネットワークをいう。
- (34) 機密性とは、認可されていないものに対して、情報を使用不可又は非公開にする特性をいう。

- (35) 完全性とは、情報の正確さ及び完全さを保護する特性をいう。
- (36) 電子政府推奨暗号等とは、電子政府推奨暗号リストに記載されている暗号等又は電子政府推奨暗号選定の際の評価方法により評価した場合に電子政府推奨暗号と同等以上の解読困難な強度を有する秘匿化の手段をいう。
- (37) 管理者権限とは、情報システムの管理（情報システム利用者の登録、削除、及びアクセス制御等）を行うために付与される権限をいう。
- (38) 外部システムとは、防衛関連企業によって管理されないシステム（クラウドサービス事業者によるクラウドサービス、及び請負業者の情報システム等を含む。）をいう。
- (39) ユーザセッションとは、保護システム利用者が実行する各アプリケーションの論理的な経路をいう。
- (40) タイムスタンプとは、電子データの取得、作成等を行った時刻に関する情報をいう。
- (41) 可用性とは、認可されたものが要求したときに、アクセス及び使用が可能である特性をいう。

第3 対象

1 対象とする情報

対象とする情報は、防衛関連企業において取り扱われる保護すべき情報とする。

2 対象者

対象者は、防衛関連企業において保護すべき情報に接する全ての者（保護すべき情報に接する役員（持分会社にあっては社員を含む。）、管理職員、派遣社員、契約社員、パート、アルバイト等を含む。）とする。

第4 情報セキュリティ基本方針等

1 情報セキュリティ基本方針等の作成及び変更

- (1) 防衛関連企業は、本基準の内容に沿った情報セキュリティ基本方針等を作成し、経営者等の承認を得るものとする。
- (2) 防衛関連企業は、情報セキュリティ基本方針等を適切、有効及び妥当なものとするため、定期的な見直しを実施するとともに、情報セキュリティに係る重大な変化及び情報セキュリティ事故が発生した場合は、その都度見直しを実施し、必要に応じて情報セキュリティ基本方針等を変更し、経営者等の承認を得るものとする。
- (3) 防衛関連企業は、情報セキュリティ基本方針等を作成又は変更する場合は、本基準との適合性に関する防衛省の確認を受けるものとする。

2 情報セキュリティ基本方針等の周知等

- (1) 保護すべき情報の管理全般に係る総括的な責任を負う者（以下「総括者」という。）は、情報セキュリティ基本方針等を取扱者に周知するものとする。
- (2) 防衛関連企業は、情報セキュリティ実施手順を社外の者（契約に係る防衛省の職員を除く。）にみだりに公開しないよう適切に管理するものとする。

第5 組織のセキュリティ

1 経営者等の職責

経営者等は自社の情報セキュリティに係る最高かつ最終的な権限及び責任を有するものとする。

2 経営者等及び取扱者の責務

(1) 取扱者の指定等

ア 経営者等は、取扱者の指定の範囲を業務の遂行上必要最小限度に制限するとともに、次に掲げる事項に合意した者の中からふさわしい者を取扱者に指定するものとする。

(ア) 在職中及び離職後において、業務上知り得た保護すべき情報を、第三者に漏えいしないこと（以下「守秘義務」という。）。

(イ) 守秘義務に違反した場合に法律上の責任を負うこと。

(ウ) 守秘義務の内容を理解し、かつ、承諾すること。

イ 経営者等は、保護すべき情報に係る全ての情報セキュリティの責任を明確にするため、取扱者のうち、ふさわしいと認める者を次に掲げる者に指定するものとする。

(ア) 総括者

(イ) 保護すべき情報及びこれに関連する資産ごとに、それぞれ管理責任を負う者（以下「管理者」という。）

ウ 経営者等は、防衛省との契約に違反する行為を求められた場合に、これを拒む権利を実効性をもって法的に保障されない者を取扱者にふさわしい者として認めてはならない。

エ 管理者は、取扱者として指定した個人の氏名、生年月日、所属する部署、役職及び国籍等を記載したリスト（以下「取扱者名簿」という。）を作成又は更新し、取扱者に保護すべき情報を取り扱わせる前に、防衛省に届け出なければならない。

なお、保護すべき情報の取扱いの開始については、防衛省の指示によるものとする。

オ 管理者は、取扱者の退職、異動、職務内容の変更などの理由により、保護すべき情報にアクセスする必要がなくなった場合は、取扱者名簿を更新するとともに、当該取扱者との面談等により、守秘義務を再確認するものとする。

(2) 保護システム利用者の指定等

ア 経営者等は、保護システム利用者を指定するものとし、その指定の範囲を業務の遂行上必要最小限度に制限するものとする。その際、次に掲げる事項に関し書面による同意を事前に得るものとする。なお、保護システムの利用により、当該利用に対する常時監視、履歴の記録及び監査について同意したものとみなす。

(ア) ログオンする情報システムが、保護すべきデータを取り扱うための保護システムであること。

(イ) 保護システムの利用は常時監視されるとともに、利用履歴が記録され、監査の対象となること。

(ウ) 保護システムを不正に使用した場合に法律上の責任を問われる可能性があること。

イ 経営者等は、保護システムに係る全ての情報セキュリティの責任を明確にするため、保護システム利用者のうち、ふさわしいと認める者を次に掲げる者に指定するものとする。

(ア) 保護システムの運用管理に責任を負う者（以下「保護システム管理者」という。）

(イ) 保護システム管理者の業務遂行を補佐する者（以下「保護システム担当者」という。）

ウ 保護システム管理者は、アに規定する保護システム利用者の名簿（以下「保護システム利用者名簿」という。）を作成するものとし、保護システム利用者の退職、異動及び職務内容の変更などの理由により、保護システムを利用する必要がなくなった場合は、保護システム利用者名簿を更新するものとする。

(3) 情報セキュリティの確保

ア 経営者等は、情報セキュリティの責任に関する明瞭な方向付け、自らの関与の明示、責任の明確な割当て、情報セキュリティ基本方針等の承認等を通して、自社における情報セキュリティの確保に努めるものとする。また、組織内において、取扱者以外の役員、管理職員等を含む従業員、その他の全ての構成員に対して、取扱者以外の者は保護すべき情報に接してはならず、かつ、職務上の下級者等に対してその提供を要求してはならないことを定めるものとする。

イ 経営者等は、全ての従業員に対し、情報セキュリティ事故等（情報セキュリティ事故及び情報セキュリティ事象をいう。以下同じ。）を発見又は検知した場合は、管理者（保護システムに係る情報セキュリティ事故等にあつては、保護システム管理者又は保護システム担当者を含む。）に直ちに報告するよう義務付け、全ての従業員は、その義務を果たすものとする。

ウ 経営者等は、情報セキュリティ基本方針等に違反した取扱者に対する対処方針及び懲戒手続を定め、違反が生じた場合には、当該対処方針及び懲戒手続に基づき対処するものとする。

エ 経営者等は、前2号に規定する者、その他の責任の割当てについて、当該責任を業務の遂行上必要最小限度に分割して割り当て、同一の取扱者に広範な責任を持たせてはならない。ただし、総括者及び管理者については、兼任させることができるものとする。

3 保護すべき情報を取り扱う下請負者

防衛関連企業は、契約の履行に当たり、保護すべき情報を取り扱う業務を下請負者に請け負わせる場合は、本基準に規定する措置の実施を当該下請負者との間で契約し、当該業務を開始する前に、防衛省が定める確認事項に基づき、当該下請負者において情報セキュリティが確保されることを確認した後、防衛省に申請することとする。ただし、輸送その他保護すべき情報を知り得ないと防衛関連企業が認める業務を請け負わせる場合は、この限りでない。

4 第三者

(1) 第三者の保護すべき情報の取扱い

防衛関連企業は、防衛省の許可を受けずに第三者に保護すべき情報を取り扱わせてはならない。

(2) 第三者との約定からの保護すべき情報の除外

防衛関連企業は、第三者との契約において防衛関連企業の保有又は知り得た情報を伝達、交換、共有又は提供する約定がある場合は、約定の対象とする情報から保護すべき情報を除くものとする。ただし、事前に防衛省の許可を得た場合は、この限りでない。

第6 保護すべき情報の管理

1 保護すべき情報の分類

防衛関連企業は、保護すべき情報を他の情報から明確に区別できるよう適切に分類し、厳格に管理するものとする。

2 保護すべき情報の目録の作成等

(1) 目録の作成

管理者は、保護すべき情報を保管した場所、保存した保護システム、可搬記憶媒体等、保護すべき情報の管理状況を記載した目録を作成するものとする。

なお、目録の作成は、保護すべき情報の取扱いに関するシステムログの記録により代用することができるものとする。

(2) 目録の更新

ア 管理者は、下記の(ア)から(ウ)までに掲げる措置（以下「接受等」という。）を実施する場合は、保護すべき情報の目録を更新するものとする。

なお、目録の更新は、保護すべき情報の取扱いに関するシステムログの記録により代用することができるものとする。

(ア) 保護すべき情報の接受、作成、製作又は複製（バックアップを含む。以下同じ。）

(イ) 保護すべき情報の閲覧又は持ち出し（取扱施設の外に持ち出すことをいい、貸出を含む。以下同じ。）

(ウ) 保護すべき情報の送達、返却、提出又は廃棄

イ 目録には、接受等を行った者の氏名、所属、所在等を記載するものとする。ただし、保護すべき情報の取扱いに関するシステムログの記録により代用する場合は、アカウントの識別子を記載するものとする。

(3) 目録等の保管

管理者は、保護すべき情報の目録は、不正なアクセス、改ざん、盗難等から保護するため、文書により保存する場合は、施錠したロッカー等（第8第5項第2号の規定により鍵及び解錠キーを厳格に管理するものとする。以下同じ。）により、データで保存する場合には、暗号化により必要な期間保管又は保存するものとする。

3 保護すべき文書等の表示等

(1) 保護すべき文書等への表示

管理者は、保護すべき文書等を作成、製作、収集、整理又は複製（以下「作成等」という。）した場合は、次に掲げる措置を講じるものとする。

ア 当該文書等が保護すべき情報を含む旨の表示を行うこととし、当該表示は、文書の表紙右上に記載する等、容易に判別可能なものとする。

イ 当該文書等の中で、保護すべき情報が記録された箇所に、下線を引く、枠で囲む、文頭及び文末に括弧を付す等により明示すること。

ウ 当該文書等のうち、保護すべきデータが保存された可搬記憶媒体についても、保護すべきデータを含む旨を外形的に表示すること。

(2) その他の表示

管理者は、封筒又はコンテナ等の容器に保護すべき文書等を格納して保管する場合は、当該封筒、ファイル、コンテナ等の容器の中に保護すべき情報が存在する旨を表示するものとする。

4 保護すべき情報の持ち出し及び送達

(1) 持ち出し及び送達の方法

ア 保護すべき情報の持ち出し及び送達を行う場合は、管理者の許可を得るものとする。

イ 保護すべき情報を持ち出し又は送達する場合は、施錠等により物理的に保護された容器に格納するものとする。

(2) 送達することができる者の制限

管理者は、保護すべき情報を持ち出し及び送達することができる者を業務の遂行上必要最小限度に制限するものとする。

(3) 持ち出し及び送達の際の表示

ア 保護すべき情報を持ち出し又は送達する場合は、封筒、コンテナ等の容器に、その中に保護すべき情報が含まれる旨を表示しないものとする。

イ 保護すべき情報の送達は、当該情報を受け取ることができる者の氏名等を相手にあらかじめ明示し、直接の手交（郵送の場合にあっては書留）により、必ずその者によって受け取られるようにするものとする。

5 保護システムにおける可搬記憶媒体の使用制限

管理者は、保護システムにおいて可搬記憶媒体を使用する場合は、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 使用できる可搬記憶媒体及びその用途などを記載した目録を作成し、保護システム管理者の承認を得ること。なお、目録の作成は、保護すべき情報の取扱いに関するシステムログの記録により代用することができるものとする。

(2) 前号に規定する目録は、定期的に、及び保護システムにおいて使用できる可搬記憶媒体、その用途等に変更があった場合など必要があると認められる場合にはその都度精査し、必要に応じ、更新すること。

なお、目録の更新は、保護すべき情報の取扱いに関するシステムログの記録により代用することができるものとする。

(3) 個人の所有する又は所有者若しくは管理者が明確でない可搬記憶媒体を保護システムにおいて使用しないこと。

(4) 保護システムにおいて可搬記憶媒体を使用することができる者を業務の遂行上必要最小限度に制限すること。

(5) 可搬記憶媒体の使用が、第1号に規定する目録に従って実施されることを確保するため、保護すべきデータの可搬記憶媒体への複製をソフトウェアにより制御する等の技術上の措置を講じること。

(6) 第1号の規定により承認を得た可搬記憶媒体の保護システム以外の情報システムへの接続を制限すること。

6 保護すべき情報を記録した媒体の廃棄又は再利用

(1) 保護すべき文書等（この号において、保護すべきデータを除く。）の廃棄

防衛関連企業は、保護すべき文書等を廃棄する場合は、裁断等確実な方法により廃棄し、保護すべき文書等が復元できない状態であることを点検したうえで、その旨を記録するものとする。

(2) 可搬記憶媒体の廃棄又は再利用

防衛関連企業は、保護すべきデータの保存に利用した可搬記憶媒体を廃棄する場合は、保護すべきデータが復元できない状態であることを点検したうえで、可搬記憶媒体を物理的に破壊し、その旨を記録するものとする。また、再利用する場合は、保護すべきデータが復元できない状態であることを点検した後に実施するものとする。

(3) 保護システムの廃棄又は再利用

防衛関連企業は、保護システムを廃棄する場合は、保護すべきデータが復元できない状態であることを点検したうえで、記憶媒体を物理的に破壊し、その旨を記録するものとする。また、再利用する場合は、保護すべきデータが復元できない状態であることを点検した後に実施するものとする。

(4) 廃棄又は再利用前の点検

ア 管理者は、前各号における点検の記録は、廃棄又はデータ消去を実施した者の氏名、所属及び所在等、実施時刻並びに実施完了の証明となる資料（署名等）について記載又は添付し、文書により保管するものとする。

イ 前各号における点検を実施する者は、廃棄又はデータを復元できなくした者とは別の者を充てるものとする。

7 保護すべき文書等の防衛省への返却等

(1) 管理者は、契約履行後、防衛省の指示に従い、保護すべき文書等の返却、提出、破棄など必要な措置を講じるものとする。

(2) 防衛関連企業は、契約履行後、当該文書等を引き続き保有する必要がある場合は、その理由を添えて防衛省に協議を求めるものとする。

8 保護すべき文書等の作成等の手順

管理者は、保護すべき文書等の作成等及びその持ち出し、送達、返却及び廃棄に係る手順を定めるものとする。

9 防衛関連の情報を公開する場合の措置

防衛関連企業は、ホームページへの掲載、その他の方法により自社の情報を公開する場合は、当該情報の中に保護すべき情報が含まれていないことを確認するものとする。

第7 情報セキュリティ教育及び訓練

1 防衛関連企業は、取扱者に対し、次の各号に掲げる事項を含む教育及び訓練を1年に1回以上行うものとする。なお、教育及び訓練については、専門性の高い教育項目を含め、外部の知見を活用するなど適切に実施するものとする。

- (1) 情報セキュリティの重要性及び意義（情報セキュリティ意識の醸成を含む。）
 - (2) 「need to know の原則」（「情報は知る必要がある者のみに伝え、知る必要のない者には伝えない」という原則）の確実な履行
 - (3) 情報セキュリティ基本方針等の確実な履行
 - (4) 公私における慎重な行動
 - (5) 悪意のあるコードへの感染、内部不正、情報セキュリティ事象及び同事故等への対処手順
 - (6) 前号に掲げる事項のほか、情報セキュリティ事故等への対処のために必要な事項
 - (7) 第1号から第6号までに掲げる事項のほか、取扱者の役割と責任に応じて必要となる技術的及び専門的な事項
- 2 経営者等は、総括者、管理者、保護システム管理者、保護システム担当者に対しては、前項に掲げる事項に加え、それぞれの職責等に関する教育を行うものとする。
 - 3 管理者は、新たな取扱者の指定、取扱者の異動及び職務内容の変更、保護システムの変更が生じる場合その他必要があると判断する場合に、第1項に規定する教育及び訓練を行うものとする。
 - 4 管理者は、前各項に規定する教育及び訓練の実施に係る状況を記録した文書を作成し保管するものとし、文書により保管する場合は、施錠したロッカー等により、データで保存する場合には、暗号化により、必要な期間が経過するまで保管又は保存するものとする。

第8 物理的及び環境的セキュリティ

- 1 物理的セキュリティ対策の方針
 - (1) 管理責任者（取扱施設等の物理的セキュリティに責任を有する者で、管理者の中から総括者が指定した者をいう。以下同じ。）は、次に掲げる施設及び情報システム等に対する物理的セキュリティを確保するため、第2項から第5項までに掲げる事項に係る物理的セキュリティの対策の方針を作成するものとする。
 - ア 取扱施設及び関係施設
 - イ 取扱施設等の入退を管理するための鍵及び電子錠等の機器（以下「入退管理機器」という。）
 - ウ 保護システム
 - エ 保管された保護すべき文書等
 - (2) 管理責任者は、情報セキュリティ事故など物理的な情報セキュリティに重大な影響を及ぼす事象が発生した場合は、物理的セキュリティ対策の方針を精査し、必要に応じて修正を行うものとする。
- 2 取扱施設等に対する物理的セキュリティ対策
 - (1) 取扱施設等の指定
 - ア 経営者等は、自社のセキュリティ水準を維持する物理的範囲を画定するため、取扱施設に加え、関係施設を指定するものとする。
 - イ 経営者等は、取扱施設内に保護システム（保護すべき情報の保存又は当該情報へのアクセスを可能とする機器に限る。第4項において同じ。）を設置し、当該施設内で保護すべき情報を取り扱うものとする。

- ウ 管理責任者は、取扱施設等、取扱施設等に講じた物理的セキュリティ対策及び入退管理機器の設置状況について図面等により管理するものとする。
 - エ 管理責任者は、取扱施設等への立ち入り許可に関する手順を作成し、許可した者の名簿（以下「取扱施設等立入名簿」という。）を作成し、保護システム管理者の同意を得ることとする。
 - オ 管理責任者は、取扱施設等立入名簿に基づき取扱施設等への立ち入りを許可する証明書を発行するものとし、当該立ち入りを許可する者については、業務の遂行上必要最小限に制限するものとする。
 - カ 管理責任者は、取扱施設等立入名簿を定期的に見直し、必要に応じて更新するものとする。
- (2) 管理責任者は、取扱施設等に対する物理的セキュリティ対策を確保するため、次に掲げる措置を実施するものとする。
- ア 取扱施設と関係施設の境界に入退口を設置し、入退管理機器又は警備員、受付係その他管理責任者が指定した者（以下「警備員等」という。）により、入退する者が当該入退を許可された者であることを管理（識別及び認証を含む。以下この号において同じ。）すること。
 - イ 関係施設の外側境界に入退口を設置し、必要な管理措置により入退者を制限すること。
 - ウ 取扱施設への入退を I D カード（社員証、身分証明書その他入退する者の個人識別が可能なものをいう。以下同じ。）により管理する場合は、当該入退の記録を電子的に取得すること。
 - エ 取扱施設への入退を警備員等により管理する場合は、必要に応じて入退する者の所属、氏名、入退の時間等所要の事項を記録簿に記載すること。
 - オ ウ及びエの規定により取得した記録は、定期的に、及び保護すべき情報等への不正なアクセスの発見に資するなど必要と認められる場合には、その都度精査すること。
 - カ 取扱施設等において敷地を指定した場合は、十分な高さ及び強度のあるフェンス等を設置するなど必要な措置を講じること。
 - キ 取扱施設の入退を I C カード（一時的に貸与した入退カード、複数の者が共用するカードその他入退する者の個人識別ができないものをいう。）のみで管理する場合は、当該施設の境界を警備員等、センサー装置又は監視カメラによる監視など必要な措置を講じること。
 - ク 取扱施設においては、当該施設の画像、動画、音声等の情報の収集・通信が可能な機器（携帯電話、デジタルカメラ、ボイスレコーダー等）の利用（持ち込みを含む。）を制限すること。
- (3) 警備員等は、第 2 号オの規定により入退に係る記録を精査した場合は、その結果を記録した文書を作成し、管理責任者に報告するものとする。
- (4) 管理責任者は、第 2 号ウ及びエに規定する入退に係る記録並びに前号に規定する当該記録を精査した結果を記録した文書を保管するものとし、文書により保管する場合は、施錠したロッカー等により、データで保存する場合には、暗号化により契約履行後においても必要な期間保管又は保存するものとする。

(5) 立入りが許可されていない者による取扱施設への立入りは、管理責任者が承認した場合に限り許可することとし、管理責任者の指定した者が同行して監視するとともに、第2号ウ又はエの措置を行うものとする。

(6) 取扱施設等が自然災害等の非常事態により使用できない場合は、経営者等が指定する取扱施設等を代替する施設において、総括者が当該事態の状況を踏まえつつ、取扱者のみが当該保護すべき情報に接することができるようにするために必要な物理的セキュリティ対策を講じることで、保護すべき情報を扱うことができる。

3 入退管理機器に対する物理的セキュリティ対策

管理責任者は、入退管理機器に対する不正なアクセス等を防止及び検知するため、以下の措置を講じるものとする。

(1) 入退管理機器の現状を記録した目録を作成し保管するものとし、文書により保管する場合は、施錠したロッカー等により、データで保存する場合には、暗号化により必要な期間保管すること。

(2) 前号に規定する目録は、定期的に、及び入退管理機器の変更など必要があると認める場合には、その都度精査し、必要に応じ更新すること。

(3) 入退管理機器として暗証番号等を併用する場合は、定期的に、及び当該暗証番号等を配布されていた者が、異動等により取扱施設等への立ち入り権限を失うなど必要があると認める場合には、その都度当該暗証番号等を変更すること。

(4) 入退管理機器として錠を併用する場合は、鍵の紛失など必要があると認める場合に、当該錠を変更すること。

4 保護システムに対する物理的セキュリティ対策

(1) 保護システム管理者は、保護システムを構成するハードウェア及び記憶媒体について、不正な移動、持ち出し等を防止するため、必要な措置を講じるものとする。

(2) 保護システムの取扱施設外への持ち出しは、保護システム管理者が管理責任者と調整の上許可することとし、当該持ち出しを行う者が保護システム利用者でない場合は、保護システム管理者の指定する保護システム利用者が同行して監視し、記録するものとする。

(3) 保護システムに接続された送配線は、関係施設において破壊、情報窃取を防止又は検知できる物理的セキュリティ対策を講じるものとする。

(4) その他の保護システムに対する管理策については、第9に定めるところによるものとする。

5 保管された保護すべき情報の物理的セキュリティ対策

(1) 保護すべき情報の保管

ア 保護すべき情報を文書等により保管する場合は、取扱施設内の施錠したロッカー等に保管するものとする。

イ 保護すべきデータを保護システムに保存する場合は、第4項第1号に定める措置を行うものとする。

(2) 鍵等の管理

第1号に規定するロッカー等の鍵を保管するのは、管理者（保護システムに関連する場合にあっては保護システム管理者を含む。以下本号において同じ。）及び管

理者が指定した者のみとし、それ以外の者により解錠されることがないように厳格に管理するものとする。

第9 保護システムについての管理策

- 1 防衛関連企業は、自社の保有又は使用する保護システムに、保護すべき情報を適切に取り扱うために必要と認める情報セキュリティ対策を講じるものとする。
- 2 防衛関連企業は、前項の規定に基づき情報セキュリティ対策を講じる際は、本基準及び付紙に規定する管理策を盛り込んだ情報セキュリティ実施手順を定めるものとする。

第10 情報セキュリティ事故等への対応

1 情報セキュリティ事故等対処計画の策定

- (1) 経営者等は、情報セキュリティ事故及び情報セキュリティ事象（以下「事故等」という。）の発生に備え、情報セキュリティ事故等対処計画を定めるものとし、総括者は、次に掲げる事故等対処の各段階に対処し得る体制、責任及び手順を定めるものとする。

ア 事故等への対処の準備

イ 事故等の発見及び検知時の報告・連絡要領

ウ 事故等の監視（システム監視を含む。）及び分析

エ 事故等による被害及び影響の抑制並びに局限

オ 事故等に係る証拠の保存及び原因の究明

カ 事故等からの復旧（復旧に要する時間の目標を含む。）

- (2) 情報セキュリティ事故等対処計画においては、前号の規定による対処体制等のほか、次に掲げる事項についての措置を定めるものとする。

ア 保護システム管理者の下にヘルプデスク等を設置し、保護システム利用者に対し、情報セキュリティ事故等に関する必要な情報の提供等を行うこと。

イ 情報セキュリティ事故等の詳細を把握するため、デジタルフォレンジック技術の利用等により必要な情報を収集及び分析すること。

ウ 保護システムを含め、自社のネットワークにおけるすべての情報システムの分析及び精査（システムログの取得及び分析を含む。）を行い、当該情報システム内の構成要素、データ及びアカウント等の中から、悪意のあるコードへの感染又は不正アクセスなどの情報セキュリティ事故等が発生した原因を特定すること。

エ 情報セキュリティ事故等への対処の要領及び結果（当該事故等に対する分析及び原因究明等の結果を含む。）並びに当該対処により取得した情報等を記録した文書の作成及び保管に関すること。

オ 情報セキュリティ事故等への対処において収集した情報の分析結果を踏まえ、当該対処に係る教訓を取りまとめ、情報セキュリティ教育及び訓練、情報セキュリティ事故等対処計画及び情報セキュリティ事故等対処テストの内容に反映させること。

- (3) 事業継続計画を策定している場合は、当該計画と情報セキュリティ事故等対処計画との整合性を確保するものとする。

2 情報セキュリティ事故等への対処テスト

- (1) 防衛関連企業は、情報セキュリティ事故等対処計画の有効性を検証し、潜在的な弱点又は欠陥を発見するため、情報セキュリティ事故等対処テストを第7第1項の規定による訓練に含めるなど、定期的を実施するものとする。
- (2) 前号に規定する情報セキュリティ事故等対処テストを実施した場合は、当該テストの結果を記録した文書を作成し、文書により保管する場合は、施錠したロッカー等により、データで保存する場合には、暗号化により、必要な期間保管又は保存するものとする。

第11 情報セキュリティ事故等発生時の対応

1 情報セキュリティ事故等を発見又は検知した場合の処置

- (1) 全ての従業員は、情報セキュリティ事故等を発見又は検知した場合は、速やかに管理者（保護システムに係る場合は保護システム管理者）に報告するものとし、管理者は情報セキュリティ事故等対処計画に基づき適切に対処するとともに、その内容及び結果（当該事故等に対する分析及び原因究明等の結果を含む。）並びに当該対処により取得した情報等を記録した文書を作成し、総括者に報告するものとする。
- (2) 保護システム利用者が保護システムの脆弱性を発見又は探知した場合は、速やかに保護システム管理者に報告するものとし、保護システム管理者は、適切な対処を行うとともに、その内容、修正方法を記載した文書を作成し、総括者に報告するものとする。
- (3) 保護システム管理者は、前2号の規定により作成した文書は、文書により保管する場合は、施錠したロッカー等により、データで保存する場合には、暗号化により、契約履行後においても必要な期間保管又は保存するものとする。
- (4) 総括者は、第1号及び第2号による情報セキュリティ事故等対処計画に基づく対処を行う場合は、同計画に定められた期間内に行うものとする。
なお、当該期間までの改善又は修正が困難と認める場合は、是正計画を作成し、同計画に定められた期間内に修正を実施するとともに防衛省に報告するものとする。
- (5) 防衛関連企業は、保護システムの脆弱性に係る修正を実施する場合は、第12に規定するリスク査定の結果及び公開されている脆弱性情報データベース等を活用するものとし、当該脆弱性が保護システムのセキュリティに重大な影響を及ぼす場合には、可能な限り速やかに修正を実施するものとする。

2 防衛省への報告

- (1) 総括者は、前項第1号に掲げる情報セキュリティ事故等の報告を受けた場合は、適切な措置を講じるとともに、直ちに把握し得る限りの全ての内容を、その後速やかにその詳細を防衛省（契約担当官等又は防衛装備庁長官が別に定めた部署の職員。以下同じ。）に報告するものとする。
- (2) 総括者は、前号のほか、防衛関連企業の内部又は外部から情報セキュリティ事故等が発生した可能性又は将来発生する懸念の指摘があった場合は、当該可能性又は

懸念の真偽を含む把握し得る限りの全ての背景及び事実関係の詳細を速やかに防衛省に報告するものとする。

- (3) 総括者は、前2号に規定する防衛省への報告については、それぞれ責任者及び連絡担当者等を明示した連絡系統図を含む報告要領を定め、責任者及び連絡担当者等に異動等があった場合にはこれを更新するものとする。
- (4) 総括者は、第1号の規定による情報セキュリティ事故等の詳細の防衛省への報告は、情報セキュリティ事故等対処計画に定められた期間までに、それらの原因（当該情報セキュリティ事故等の原因となった悪意のあるコード等の検体を取得している場合には、当該検体を含む。）及び影響並びにそれらに対する初期的な対処状況について報告するものとする。

第12 リスク査定

- 1 総括者は、保護すべき情報に関連するリスクを特定、分析及び評価するため定期的に、自社の情報セキュリティに重大な変化が生じた場合など必要と認められた場合はその都度、リスク査定を実施するものとする。
- 2 総括者は、前項に規定するリスク査定を実施した場合は、速やかにその結果を記録した文書を作成し、当該文書を経営者等、管理者、保護システム管理者及び保護システム担当者その他の業務の遂行上必要と認める者に周知するものとする。
- 3 総括者は、前項に規定するリスク査定結果を記録した文書について、文書により保管する場合は、施錠したロッカー等により、データで保存する場合には、暗号化により、必要な期間保管又は保存するものとする。
- 4 総括者は、第1項に規定するリスク査定を実施する場合は、保護すべき情報及び保護システムへの不正なアクセス、開示、使用、改ざん及び破壊等が及ぼす被害、脅威及び脆弱性の程度を複合的に評価するものとする。
- 5 総括者は、前各項の規定によりリスク査定を実施する場合は、保護すべき情報を取り扱う部署の内部のほか、保護すべき情報の保護に影響を及ぼすおそれがあると認める範囲内で、自社の別の部署又は外部の組織（情報システムの運用を請け負う業者等を含む。）におけるリスクを特定、分析及び評価するものとする。

第13 セキュリティ監査

1 セキュリティ監査計画の作成等

- (1) 防衛関連企業は、情報セキュリティ基本方針等に基づく措置の実施状況の確認及びその措置が継続的に有効であることの評価を客観的に行うため、監査部門を設置し、同部門には原則として最低1名は監査を受ける部署以外の者を含むものとする。この場合において、セキュリティ監査の項目が保護すべき情報に関する事項である場合は、当該保護すべき情報の取扱者を含むものとする。
- (2) 監査部門は、次に掲げる事項を記載したセキュリティ監査計画を作成し、総括者を通じて経営者等の承認を得るものとする。
 - ア セキュリティ監査に関与する者の氏名、所属する部署、役職、権限、責任の内容等
 - イ セキュリティ監査を実施する日程

ウ 情報セキュリティ基本方針等に基づく措置に係る実施状況の確認及びその措置が継続的に有効であることの評価を行うための手順及び方法

(3) 前号アの規定によりセキュリティ監査に関与する者に対する保護すべき情報及び保護システムに対するアクセス権限について、総括者は当該セキュリティ監査の遂行上必要な権限を付与するものとする。

(4) 総括者は、セキュリティ監査を適切に実施するために必要な情報を監査部門に提供し、その情報を利用及び分析させるものとする。

2 セキュリティ監査の実施

総括者は、1年に1回以上及び自社の情報セキュリティに重大な変化が生じた場合など必要と認めた場合に、監査部門に、前項に規定するセキュリティ監査計画に基づくセキュリティ監査（情報セキュリティ基本方針等に基づく措置が継続的に有効であることの評価を含む。）を実施させるものとする。

3 セキュリティ監査結果の報告等

(1) 総括者は、監査部門に、セキュリティ監査終了後、速やかにその結果を記録した文書を作成及び提出させ、当該文書を経営者等、管理者、保護システム管理者及び保護システム担当者その他の業務の遂行上必要と認める者に周知するものとする。

(2) 総括者は、前号に規定するセキュリティ監査の結果を記録した文書には次に掲げる事項を明記させるものとする。

ア 情報セキュリティ基本方針等に基づく措置の実施状況及びその措置が継続的に有効であることに係る問題点の有無及びその内容

イ アに規定する問題点がある場合は、その改善提案

ウ イに規定する改善提案を踏まえた改善策の実施に必要な期間

(3) 総括者は、前号イの規定により監査部門から改善提案が示された場合は、当該措置を実施する部門と監査部門との間で協議させようとして改善策を決定し、同協議で定められた期間までに当該改善策を実施するものとする。

(4) 前号に規定する改善策が監査部門との協議の結果、定められた期間内に実施することが困難と認められた場合には、総括者は速やかに是正計画を作成し、同計画に定められた期間内に当該改善策を実施するとともに防衛省に報告するものとする。

(5) 総括者は、セキュリティ監査計画、セキュリティ監査の結果を記録した文書その他のセキュリティ監査に係る重要な文書は、文書により保管する場合は、施錠したロッカー等により、データで保存する場合には、暗号化により、必要な期間保管又は保存するものとする。

第14 防衛省による監査

1 監査の受入

防衛関連企業は、防衛省によるセキュリティ対策に関する監査の要求があった場合は、これを受け入れるものとする。

2 監査への協力

防衛関連企業は、防衛省が監査を実施する場合は、防衛省の求めに応じ必要な協力（監査官の取扱施設等への立入り、監査官による書類の閲覧、保護すべき情報の取扱いに関するシステムログの記録の確認等への協力）を行うものとする。

装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関するシステムセキュリティ
実施要領

目 次

- 第1 趣旨
- 第2 システムセキュリティ実装計画書
- 第3 構成管理
- 第4 保護システムの基本的防御
- 第5 アクセス制御
- 第6 識別及び認証
- 第7 通信制御
- 第8 システム監視
- 第9 システムログ
- 第10 脆弱性スキャン等
- 第11 バックアップ
- 第12 システムメンテナンス等

第1 趣旨

この要領は、装備品等及び役務の調達における情報セキュリティ基準（以下「本基準」という。）第9に基づき装備品等及び役務の調達における情報システムのセキュリティの確保に関して必要な事項を定めることを目的とする。

第2 システムセキュリティ実装計画書

1 システムセキュリティ実装計画書の作成

(1) 防衛関連企業は、自社の保有又は使用する保護システムについて、本基準に規定する措置を適切に実施し、本基準に適合していることを証明する資料として、システムセキュリティ実装計画書を作成するものとする。

(2) システムセキュリティ実装計画書には、自社の保有又は使用する保護システムに関する次に掲げる文書等を記載又は添付するものとし、同計画は保護システム管理者が作成し、総括者を通じて経営者等の承認を得るものとする。

ア 第3第2項第1号に規定するベースライン構成設定

イ 第3第2項第5号に規定するブラックリスト又はホワイトリスト

ウ 第3第4項第1号に規定する構成設定目録

エ 第4第2項第1号に規定する操作手順書

オ 第5第1項第1号に規定するアクセス制御方針

カ 第7第3項第1号及び第2号に規定する保護システムにおけるモバイルコード及びV o I P技術の利用に係る要件

キ 第7第3項第3号に規定する保護システムにおける各種のオフィス機器の利用に係る要件

ク 保護システムのセキュリティを確保するための組織体制図（経営者等、総括者及び保護システム管理者、その他保護システムのセキュリティに責任を有する者の具体的な責任の内容及び範囲を記載するものとする。）

ケ 保護システムのネットワーク構成図

コ 保護すべきデータのデータフロー図

2 システムセキュリティ実装計画書の定期的な確認

保護システム管理者は、保護システムの現状を正確に把握するためシステムセキュリティ実装計画書の内容を定期的に確認することとし、変更する場合は、第1項第2号により、総括者を通じて経営者等の承認を得るものとする。

3 システムセキュリティ実装計画書の保存等

保護システム管理者は、システムセキュリティ実装計画書を文書により保管する場合は、施錠したロッカー等により、データで保存する場合には、暗号化により、少なくとも必要な期間保管又は保存するものとする。

4 システムセキュリティ実装計画書の周知

保護システム管理者は、システムセキュリティ実装計画書を作成又は変更した場合は、これを周知するとともに、システム管理業務に従事する者以外にシステムセキュリティ実装計画書（操作手順書を除く。）を配布又は閲覧させないものとする。

5 システムセキュリティ実装計画書の防衛省への提出等

システムセキュリティ実装計画書を作成した場合及び防衛省からの求めがあった場合は、同計画書について防衛省の確認を受けるものとする。

第3 構成管理

1 セキュリティエンジニアリングの原則の適用

防衛関連企業は、保護システムの設計、開発、導入及び変更する場合において、セキュリティエンジニアリングの原則（情報システムの企画から設計、開発、運用に至るまでの全ての工程において、セキュリティを確保する方策をいう。）を適用するものとする。

2 ベースライン構成設定等

(1) 保護システム管理者は、保護システムを構成するハードウェア、ソフトウェア、記憶媒体及びネットワーク（以下「保護システム構成要素」という。）について、次に掲げる要件を満たすために必要なベースライン構成設定を定め総括者の承認を得るものとする。

ア 情報セキュリティ基本方針等に基づく措置が実施可能なものであること。

イ 保護システムのセキュリティを確保するものであること。

ウ 保護システム構成要素の機能及び動作を業務の遂行上必要な最小限度に制限するものであること。

(2) 保護システム構成要素の構成設定は、ベースライン構成設定に従って保護システム管理者が設定するものとする。

(3) 構成設定の方法

ア 保護システム管理者は、保護システム構成要素の構成設定を適切に制御するための手順を定めるとともに総括者の承認を得て、同手順に基づきソフトウェアの導入等を行うものとする。

イ アクセス権限の特定等

(ア) 保護システム構成要素の構成設定を行うための物理的及び論理的なアクセス権限は、当該構成設定を行うために必要な最小限度の範囲に限定するものとする。

(イ) (ア)に規定する論理的なアクセス権限は、構成設定を安全に実施する能力を有し、かつ、当該アクセス権限を使用することがふさわしい者に限り使用させることとする。

ウ 必要最小限度の機能等の設定

保護システム構成要素の構成設定は、当該保護システム構成要素の機能等（ポート、プロトコル及びサービスを含む。）及びプログラムのうち、安全でないもの及び必要不可欠な最小限を超えるものを無効化し、その実行を防止するものとする。

(4) 構成設定の精査

保護システム管理者は、定期的に、及び保護システム構成要素の構成設定を新たに実施した場合など必要と認める場合には、保護システム構成要素の構成設定の状況を精査し、ベースライン構成設定に従っていることを確認するものとする。

(5) ブラックリスト又はホワイトリストの作成等

ア 保護システム管理者は、ベースライン構成設定に基づき、個別の保護システム構成要素ごとに、ブラックリスト又はホワイトリストを作成するものとする。その際、保護システム管理業務従事者とそれ以外の保護システム利用者で業務上使用するソフトウェアに違いがある場合は、それぞれに向けたリストを作成することができるものとする。

イ 保護システム管理者は、ブラックリストを作成した場合は、保護システムが当該ブラックリストに掲載されたソフトウェアをインストール又は実行することが不可能となるように設定するものとする。

ウ 保護システム管理者は、ホワイトリストを作成した場合は、保護システムが当該ホワイトリストに掲載されたソフトウェアのみをインストール及び実行することが可能となるように設定するものとする。

エ 保護システム管理者は、定期的に、及び保護システム構成要素に変更が生じた場合など必要と認める場合には、イに規定するブラックリスト又はウに規定するホワイトリストを精査し、必要に応じ、当該リストを更新するものとする。

3 ベースライン構成設定等の変更等

(1) 保護システム管理者は、保護システム構成要素に係る脆弱性の発見及び修正並びに業務上必要な機能の変化等が生じた場合には、総括者の承認を得て、ベースライン構成設定を変更するものとする。

(2) 保護システム管理者は、個々の保護システム構成要素において、ベースライン構成設定に従うことが不可能又は著しく合理性を欠く等の事情があると認めた場合に、総括者の承認を得て、特別の構成設定を行うものとする。

(3) 保護システム管理者は、第1号の規定によりベースライン構成設定を変更する場合及び前号の規定により特別の構成設定を行う場合は、当該構成設定が保護システムのセキュリティに及ぼす影響を分析した上で、実施するものとする。

4 構成設定に係る記録及び保存等

(1) 構成設定目録

ア 目録の作成

(ア) 保護システム管理者は、保護システム構成要素の構成設定に係る現状を正確に確認及び証明するための目録（以下「構成設定目録」という。）を作成するものとする。

(イ) 構成設定目録には、個々の保護システム構成要素ごとに、保護システム管理者が指定した構成設定に責任を有する者の氏名、連絡先等を明記するものとする。

イ 目録の更新

(ア) 保護システム管理者は、保護システム構成要素の構成設定の現状に変化が生じた場合（保護システムにおけるソフトウェアのインストール及びアップデートを行った場合を含む。）は、構成設定目録を更新するものとする。

(イ) 構成設定目録の内容を定期的に精査し、現状が正確に記載されていない場合は、速やかに目録を更新するものとする。

(2) 構成設定に係る記録

保護システム管理者は、ベースライン構成設定の決定及び変更並びに保護システム構成要素構成設定の実施を記録した文書を作成するものとする。

(3) 目録等の保存等

防衛関連企業は、構成設定目録及び前号により作成した文書を、文書により保管する場合は、施錠したロッカー等により、データで保存する場合には、暗号化により、必要な期間保管又は保存するものとする。

第4 保護システムの基本的防御

1 保護システムの領域の確定

防衛関連企業は、保護システム（保護すべき情報の保存又は当該情報へのアクセスを可能とする機器に限る。以下同じ。）における保護すべき情報を取り扱う領域を定め、イントラネット及び外部ネットワークとの境界に物理的又は論理的に制御可能な措置を行うものとする。

2 保護システムの操作手順書の策定

(1) 保護システム管理者は、保護システム利用者による不適切な操作がセキュリティに悪影響を及ぼすことを防ぐため、保護システムの利用に当たっての手順及びセキュリティ上遵守すべき事項等を明記した操作手順書を作成し、総括者の承認を得るものとする。

(2) 前号に規定する操作手順書は、保護システム利用者が保護システムを使用する際に参照することができる状態にするものとする。

3 保護すべきデータの暗号化

(1) 暗号化

ア 防衛関連企業が保護システムに保護すべきデータを保存する場合は、当該データの機密性及び完全性を維持するため、当該データを暗号化するものとする。

イ 保護すべきデータを可搬記憶媒体に保存する場合は、当該データの機密性及び完全性を維持するため、当該データを暗号化するものとする。ただし、別に防衛省の指示がある場合には、その指示に従うものとする。

(2) 暗号化の方法

防衛関連企業が保護すべきデータの暗号化など保護システムにおいて使用する暗号は、電子政府推奨暗号等を使用するものとする。ただし、別に防衛省が指示する暗号がある場合は、その指示に従うものとする。

(3) 暗号鍵の管理

防衛関連企業は、前号に規定する暗号の暗号鍵を、自社の管理要領により厳格に管理するものとする。

4 その他

(1) ソフトウェアのインストール及びアップデートの制限等

ア 防衛関連企業が保護システムにおいてソフトウェアのインストール又はアップデートを行う場合は、保護システム管理者は、あらかじめその有効性及副作用の可能性等を分析及び評価し、必要かつセキュリティ上適切と認められる場合に限り実施するものとする。

イ アに規定する分析及び評価によりソフトウェアのアップデート（パッチ及びアンチウイルスシグネチャを含む。）を実施することが必要かつセキュリティ上適切と認めた場合は、当該ソフトウェアのアップデートが利用可能となってから速やかに実施するものとする。

(2) 管理者用機能と利用者用機能の分離

保護システム管理者は、保護システムにおけるアプリケーション等の機能は、管理者用機能と利用者用機能を分離するものとする。

(3) 管理者用機能の不正利用防止

保護システム管理者は、管理者権限を持たない保護システム利用者による管理者用機能の不正利用を防ぐため、アクセス制限や構成設定の実施などの対策を講じるものとする。

(4) 仮想化技術の利用時の対策

保護システム管理者は、保護システムを構成するハードウェア又はソフトウェアにおいて、仮想化技術を利用して複数の仮想コンピュータを構築する場合は、当該仮想コンピュータ間でデータの不正な又は意図しない移動を防止する対策を講じるものとする。

(5) 外部システムとの接続制限

保護システム管理者は、保護システムを外部システムと接続する場合は、当該接続及びその使用に係る安全性を検証し、保護システムと外部システムとの接続及びその使用を管理又は制限するものとする。

第5 アクセス制御

1 アクセス制御方針

(1) 防衛関連企業は、保護すべきデータ及び保護システムに対する論理的なアクセス（保護システムへのログオン及び保護システムの個々の機能へのアクセスを含む。以下同じ。）の制御を実施するために必要な措置を定めたアクセス制御方針を作成するものとする。

(2) アクセス制御方針は、保護システム管理者が作成し、総括者の承認を得るものとし、作成に当たっては、保護すべきデータ及び保護システムに対する論理的なアクセス権を有する者を業務の遂行上必要最小限度となるように定めるものとする。

(3) 保護システム管理者は、アクセス制御方針を定期的に、及び情報セキュリティに係る重大な変化及び情報セキュリティ事故が発生した場合には、その都度見直しを実施し、必要に応じてアクセス制御方針を修正するものとし、修正した場合は前号により総括者の承認を得るものとする。

2 アクセス制御方針に基づく管理策

防衛関連企業は、アクセス制御方針に基づき、以下の管理策を行うものとする。

(1) アカウントの管理

ア 保護システム管理者は、保護システムへ論理的にアクセスするための権利（以下「アカウント」という。）について、保護システム担当者のうち、アカウントの設定、変更、削除等（以下「アカウントの管理」という。）を行う者としてふ

さわしい者（以下「アカウント管理者」という。）をアカウント管理者に指定するものとする。

イ アカウント管理者は、業務の遂行上必要最小限度の機能及び権限となるよう、アカウントの管理を計画し、保護システム管理者の承認を得て実施するものとする。その際、保護システム管理者、保護システム担当者、その他の者ごとに適切なアカウントの範囲を区別し、付与する者は必要最小限度に制限するものとする。

ウ アカウント管理者は、保護システム利用者ごとにアカウントの管理を実施するものとし、アカウントの利用状況（利用者名及び利用開始日時）を記録するものとする。

エ 保護システム利用者の退職、異動及び職務内容の変更などの事由がある場合は、当該保護システム利用者のアクセス権限を変更又は失効させるものとし、アカウント管理者は、事由の発生から定められた時間内に保護システム管理者の承認を得て必要なアカウントの管理を行うものとする。なお、これにより難しい場合には、当該時間以内に、アクセス権の失効のみ実施するものとする。

オ エの規定により保護システム利用者のアクセス権限を変更又は失効させる場合は、アカウント管理者は、次に掲げる措置を講じるものとする。

(ア) 保護システム利用者の失効するアクセス権限に関連する識別子（アカウントにあつてはユーザIDをいい、保護システムを構成する機器にあつてはホスト名等をいう。以下同じ。）及び認証子を無効化させること。

(イ) 当該保護システム利用者の失効するアクセス権限に関連する鍵、IDカード等証明証及びトークン等に加え、保護システムの操作手順書等を返納させること。

(ウ) アカウント失効日時等の記録を行うこと。

カ 保護システム管理者及び保護システム担当者が使用するアカウントなど管理者権限の一部を付与されたアカウントについては、当該権限を使用する必要がある場合にのみ使用させるものとする。

(2) ログオンの管理

ア ログオン試行

保護システム管理者は、保護システムへのログオン試行時に連続して失敗できる上限を定め、それを超えた場合には、当該ログオン試行を行ったアカウントを自動的にロックし、当該ロック時から定められた時間が経過するまで保護システムに対するログオンの再試行が行えないよう設定するものとする。

イ 保護システム利用者が保護システムにログオン試行を行う場合は、パソコンの画面上に不正なログオン試行に有用な情報を表示させないものとする。

(3) ユーザセッションの管理

保護システム管理者は、保護システムにログオンした保護システム利用者のユーザセッションについて、次に掲げる方法により管理を行うものとする。

ア 非アクティブ状態であり続ける時間の上限を設定し、それを超えた場合は、当該ユーザセッションをロックすること。

- イ 保護システム利用者が保護システムの置かれた席から離席する際には、当該ユーザセッションをロックさせること。
 - ウ 当該ユーザセッションをロックした場合の不正なアクセス及びデータの閲覧等を防止するため、パソコンのディスプレイの全面をスクリーンセーバ等により保護すること。
 - エ 当該ユーザセッションのロックを解除するために、保護システム利用者に対し、第6第1項第2号アに規定する多要素認証を行わせること。
 - オ 保護システム利用者が、保護システム上でログオフを要求した場合は、自動的に当該ユーザセッションを終了させること。
 - カ 当該ユーザセッションを終了させる場合には、保護システム利用者が継続実行を設定した計算処理プログラム等を除き、すべてのソフトウェアプログラムを終了させること。
- (4) リモートアクセスの管理
- ア 保護システム管理者は、保護システムへのリモートアクセスの利用を業務の遂行上必要最小限度に制限するとともに、事前に承認するものとする。
 - イ アの規定によりリモートアクセスを利用する場合は、当該アクセスを通じた通信を適切に保護するため、保護システム管理者は、次に掲げる措置を実施するものとする。
 - (ア) 保護システムへのリモートアクセスに係る通信を暗号化すること。
 - (イ) リモートアクセス等を受ける保護システムの境界（プロキシサーバ及びバーチャル・プライベート・ネットワーク（VPN）サーバ等をいう。）を必要最小限度に制限すること。
 - (ウ) 保護システムへのリモートアクセスを利用している場合は、同時に当該リモートアクセスに利用するものとは異なる通信経路を利用しないこと。
 - ウ 保護システムへのリモートアクセスを利用している際の管理者権限の使用は、事前に保護システム管理者が承認した場合を除き、禁止するものとする。

第6 識別及び認証

防衛関連企業は、保護システムにおける識別及び認証について、アクセス制御方針に基づき、以下の管理策を行うものとする。

1 識別及び認証等の実施

(1) 識別の実施

- ア アカウント管理者は、アカウント及び保護システムを構成する機器（サーバ、パソコン及び周辺機器を含む。ウにおいて同じ。）に対し、識別可能な識別子を付与し、保護システム管理者が承認をするものとする。
- イ アに規定する識別子を当該保護システムにおいて有効化する場合は、機密性に配慮した方法で設定するものとする。
- ウ アに規定する識別子を他のアカウント及び保護システムを構成する機器に対し再使用してはならない。ただし、当該識別子の使用を終えた日から定められた期間を経過した場合にはこの限りでない。

エ アに規定する識別子が保護システムにおいて定められた期間以上使用されなかった場合は、当該識別子を無効化するものとする。

オ 保護システム利用者の代理として動作するプロセスを識別するものとする。

(2) 認証の実施

ア アカウント管理者は、保護システム利用者が第5第2項第1号の規定により付与されたアカウントで保護システムにログオンする場合は、本人だけが知る要素（以下「知識要素」という。）、本人だけが所有する要素（以下「所持要素」という。）及び本人の持つ生体的要素（以下「生体要素」という。）のうち複数の異なる要素を保持すると認められた者のみを許可（以下「多要素認証」という。）するものとする。

イ 保護システム利用者が保護システムに対し、リモートアクセスによりログオンする場合は、アに規定する多要素認証をリプレイ攻撃に耐性のある方式で行うものとする。

ウ アに規定するログオンを認証する場合は、当該ログオンに使用される機器が、前号アの規定により識別子を付与された機器であることを識別するものとする。

エ 保護システム利用者の代理として動作するプロセスが保護システムに対しアクセスする場合は、当該プロセスが前号オの規定により識別されたプロセスであることを認証するものとする。

(3) パスワードによる認証の実施

ア アカウント管理者は、第1号アに規定するアカウントのユーザIDに係る初期パスワードを保護システム利用者に割り当てる場合は、容易に推測されず、かつ、アカウントごとに異なるパスワードを割り当てるものとする。

イ アに規定する初期パスワードを保護システム利用者に配布する場合は、機密性に配慮した方法により行うものとする。

ウ 保護システム利用者が初期パスワードを使用した認証により保護システムにログオンした場合は、直ちに当該パスワードを変更させるものとする。

エ 保護システム利用者が作成又は変更するアカウントのユーザIDに係るパスワードは、次に掲げる要件を満たすものとする。

(ア) 大文字英字、小文字英字、数字及び特殊文字のうち、3種類以上使用した10文字以上であり、容易に推測されないものであること。

(イ) 紙等への記載又は記憶媒体への保存（オに規定する場合を除く。）が行われていないこと。

オ 保護システムへのログオンに使用されるパスワードを認証するため、当該保護システム内において保存又は伝送する必要があるパスワード情報は、他の者が容易に復号できない方式を用いて保存又は伝送するものとする。

カ 保護システム利用者が作成したパスワードを忘失した場合は、当該パスワードを無効化するとともに、当該保護システム利用者に対し、アの規定により初期のパスワードを配布するものとする。

2 識別及び認証におけるその他の留意事項

- (1) 保護システム管理者は、その他の認証子による認証について、適切な機器等（IDカード、IDカードリーダー、トークン及び生体認証機器を含む。以下同じ。）を使用することにより、十分な強度を確保するものとする。
- (2) 保護システム管理者は、前号に規定する機器等は、不正なアクセス等から保護するため、厳格に管理するものとする。
- (3) 保護システム管理者は、第1号に規定する機器等を紛失又は破損等により交換する場合は、保護システムにおいて、当該機器等による認証を無効化するものとする。

第7 通信制御

1 通信の制御

- (1) 防衛関連企業が保護システムと外部ネットワークとの通信を行う場合は、プロキシサーバ、インターフェイス（ゲートウェイ、ルーター及びファイアウォール等）を設置し、必ず当該機器を経由する通信を行うものとし、当該機器は許可された通信以外は拒否するよう設定するものとする。
- (2) インターネットなど不特定多数の者がアクセス可能なウェブサーバ等を保有する場合は、当該ウェブサーバ等を含むサブネットワークを設置するものとし、リモートアクセスを実施する場合には、リモートアクセスを管理するインターフェイスを設置するものとする。

2 通信データ及び通信セッションの保護

(1) 保護すべき情報の通信制限

ア 防衛関連企業が保護すべきデータの通信を行う場合は、セキュリティが確保され、かつ、業務の遂行上必要最小限度の範囲に制限するものとし、防衛省からの許可を得た場合を除き、保護システム以外の情報システムとの間における保護すべきデータの通信を行わないものとする。

イ 保護すべきデータの通信を行う場合は、第4第3項第1号の規定により暗号化されたデータにより行うか、当該データを転送する通信経路を暗号化しなければならない。ただし、漏えいのおそれがないと認められる取扱施設内において、送配線（有線）等により通信が行われる場合は、この限りでない。

(2) 通信セッションの保護

ア 保護システムを利用した通信のセッションの終了時又は当該セッションが非アクティブ状態で定められた期間を経過した場合は、当該セッションに関連するネットワーク接続を全て終了させるものとする。

イ 保護システムと外部ネットワークにおける通信のセッションにおいては、なりすましによる攻撃等を防止するため、電子証明書等の方法により、通信先が意図した相手であることを確保するものとする。

3 通信機能の利用制限

(1) モバイルコード

ア 保護システム管理者は、モバイルコードが悪意のある者により利用されたときの保護システムに与える被害を考慮し、保護システムにおける利用の要件を定めるものとする。

- イ 保護システムにおけるモバイルコードの利用は、アに規定する利用の要件を満たす場合に限り許可することとし、当該許可については、保護システム管理者が承認をするものとする。
- (2) IPネットワークによる音声伝達技術（以下「VoIP技術」という。）
 - ア 保護システム管理者は、VoIP技術が悪意のある者により利用された場合の保護システムに与える被害を考慮（通話内容の改ざん及び漏えい等を防ぐための通信経路の暗号化を含む。）した、保護システムにおける利用の要件を定めるものとする。
 - イ 保護システム管理者は、保護システムにおけるVoIP技術は、アに規定する利用の要件を満たす場合に限り許可することとし、当該許可に当たっては、保護システム管理者が承認をするものとする。
- (3) オフィス機器
 - ア 保護システム管理者は、保護システムに接続された電子ホワイトボード、ネットワークカメラ等の各種のオフィス機器等が悪意のある者により利用された場合の保護システムに与える被害を考慮し、次に掲げる事項を含めた保護システムにおける利用要件を定めるものとする。
 - (ア) 当該機器に対するリモートアクセスによる起動及び操作を禁止すること。
 - (イ) 当該機器が起動している場合には、外形的に明らかな表示を行うこと。
 - イ 保護システム管理者は、保護システムに接続されたオフィス機器等の利用は、当該利用の都度、アに規定する利用の要件を満たす場合に限り許可することとし、当該許可に当たっては、保護システム管理者が承認をするものとする。

第8 システム監視

1 システム監視の実施

防衛関連企業は、保護システムにおける不正なアクセス及び変更、アカウント及び権限の不正な使用、不正な通信並びに悪意のあるコード等（以下「不正なアクセス等」という。）の検知に必要な情報の収集を行うための機器の設置、ソフトウェアのインストール等を実施し、次に掲げる事項について保護システムの内部及び外部境界に対する監視（以下「システム監視」という。）を実施するものとする。

- (1) 不正な相手方又は方法等によるアクセス
- (2) 権限（管理者権限を含む。）の不正な使用
- (3) 内部及び外部との不正な通信
- (4) 悪意のあるコードの侵入

2 システム監視の実施方法

(1) システム監視の実施に係る共通事項

- ア 防衛関連企業がシステム監視を実施する場合は、システム上の挙動を常時監視するとともに、第9第1項の規定により作成されたシステムログの分析結果を利用するものとする。
- イ システム監視により不正なアクセス等を検知した場合は、保護システム管理者及び保護システム担当者にアラートが発せられるよう、保護システムを設定するものとする。

ウ 保護システムに対する不正なアクセス等のリスクの増大又はその兆候等が認められる場合には、必要に応じ、システム監視のレベルを引き上げるものとする。

(2) システム及び通信の監視方法

ア 防衛関連企業が第1項第3号に掲げる不正な通信に対するシステム監視を実施する場合は、次に掲げる事項に対する常時監視を行うものとする。

(ア) 保護システムの内部及び外部との間における双方向の通信トラフィック

(イ) 不正なローカル接続、ネットワーク接続、リモート接続及びリモートアクセス

イ 悪意のあるコードの検知

(ア) 第1項第4号に掲げる悪意のあるコードの侵入の監視は、保護システムを構成するサーバ及びパソコンにおける悪意のあるコードを検知するためのソフトウェア（以下「検知ソフトウェア」という。）として、ウイルス定義を用いたパターンマッチング手法のほか、未知の脅威に対応するためのヒューリスティックエンジン等の高度な手法を活用可能なソフトウェアをインストールするものとする。

(イ) ウイルス定義及び検知ソフトウェアのアップデート版が提供された場合において、第4項第1号に規定する分析及び評価によりそれらのアップデートを実施することが必要かつ適切と認められるときは、速やかにアップデートを行うものとする。

(ウ) 悪意のあるコードを検知するため、保護システムに対する検知ソフトウェアによるフルスキャンを定期的実施するものとする。なお、一定の期間以上電源の切断された状態にあるサーバ又はパソコン等については、再度の電源投入時に当該処置を実施するものとする。

(エ) 検知ソフトウェアにより、保護システムにおけるファイルのダウンロード、開封及び実行等の都度、当該ファイルに対し、悪意のあるコードを検知するためのリアルタイムスキャンを実施するものとする。

3 不正なアクセス等を検知した際の対応

保護システム管理者が第2項第1号イに規定するアラートを受けた場合又は検知ソフトウェアにより悪意のあるコードを検知した場合は、検知ソフトウェアによる誤検知の可能性を検証し、その結果を踏まえ、検知された悪意のあるコードを含むファイル等のブロック、隔離若しくは削除又はそれらを適切に組み合わせた措置を実施するものとする。

4 システム監視により取得した情報の利用及び保管

(1) 防衛関連企業は、システム監視により取得した情報を情報セキュリティ事故等への対処などに利用するものとし、保護システム管理者は、取得した情報を関係部署等に通知するものとする。

(2) システム監視により取得した情報に対する不正なアクセス、改ざん及び消去等を防ぐため、当該取得した情報は、文書により保管する場合は、施錠したロッカー等により、データで保存する場合には、暗号化により、必要な期間保管又は保存するものとする。

第9 システムログ

1 システムログの取得及び分析

(1) システムログの取得

ア 防衛関連企業は、保護システムにおける不正な操作や通信を探知するため、次に掲げる事項に係る記録をシステム上で自動的に取得するものとする。

(ア) 保護すべきデータへの動作の内容

(イ) 保護システム利用者ごとの操作内容

イ 保護システム担当者はアに規定するシステムログのほか、保護システムにおける不正な操作や通信を探知するために必要となるシステムログの内容並びにその取得に係る対象及び方法を決定し、保護システム管理者の承認を得るものとする。

ウ ア及びイに規定するシステムログの内容並びにその取得に係る対象及び方法は、保護システムにおいて取得可能であることを事前に検証するものとし、取得困難である場合は、当該保護システムにおいて実施可能な監視手法の再設計を検討するものとする。

エ システムエラー等によりシステムログの取得に失敗する場合に備え、当該失敗の影響の低減及び復旧等に係る対策をあらかじめ定めるものとし、取得に失敗した場合は、保護システム担当者等必要な者に対しアラートを発するとともに、ウに規定する措置を行うものとする。

オ ア及びイに規定するシステムログの内容並びにその取得に係る対象及び方法は、定期的に精査し、必要に応じて変更するものとする。

(2) システムログの分析

ア 保護システム担当者は、定期的にシステムログの分析を実施するものとし、分析を行う場合は、保護システム構成要素から取得したシステムログを集約し、全体的かつ横断的な分析を行うものとする。

イ システムログの分析の方法は、次に掲げる要件を考慮して選択し、保護システム管理者の承認を得るものとする。

(ア) 異常と認められる状況の発見に資すること。

(イ) 過去の情報セキュリティ事故等との類似性等の発見に資すること。

ウ システムログの分析及び分析結果の報告をサポートするため、保護システムに報告書生成機能を持たせるものとする。

エ システムログの分析を行った場合は、その結果を記録した文書を作成し、速やかに総括者及び保護システム管理者その他必要な者に報告するものとする。

オ エに規定するシステムログの分析に係る結果を記録した文書の作成においては、システムログの内容（時刻の順序を含む。）を変更しないものとする。

2 システムログの管理

(1) 保護システム管理者は、システムログの取得及び分析に関わる保護システムの設定を行うために必要なアクセス権限を、必要な者に限定して付与するものとする。

(2) システムログ及びその分析の結果の記録は、文書等の場合は、施錠したロッカー等により、電子データを保護システムに保存する場合は、保護システム管理者及び

保護システム担当者以外にアクセスされないよう設定することにより、必要な期間保存又は保管するものとする。

- (3) 保護システム管理者は、前号の規定により保存又は保管しているシステムログについて、定期的に改ざん又は削除等が行われていないか確認するものとする。

3 システムログに付与するタイムスタンプ

- (1) 保護システム管理者は、システムログに対し、保護システムの内部におけるシステムクロックを使用して、タイムスタンプを付与するものとする。
- (2) システムログのタイムスタンプは、日本標準時（JST）を基準とした時刻表記で統一するものとする。これにより難しい場合は、協定世界時（UTC）又はグリニッジ標準時（GMT）を基準とした時刻表記で統一するものとする。
- (3) タイムスタンプに使用するシステムクロックの同期は、保護システムに外部の権威ある機関が運営するNTPサーバ等から得られる日付及び時刻と同期する機能を持たせるものとする。

4 システムログを取得するツールの保護

保護システム管理者は、システムログを取得するツールを、不正なアクセス、改ざん又は削除から保護するものとする。

第10 脆弱性スキャン等

1 脆弱性スキャンの実施

- (1) 保護システム管理者は、保護システム全体に対する脆弱性スキャンを定期的に行い、その結果を分析するものとする。
- (2) 保護システム管理者は、社内からの脆弱性情報に加え、情報セキュリティに係る専門的な外部機関（以下「情報セキュリティ機関」という。）が発信する脆弱性情報等セキュリティに係る注意喚起及び助言等の情報を継続的に収集するものとし、当該脆弱性が保護システムに対し影響を与える可能性があると認められる場合に、保護システム全体に対し当該脆弱性に係る脆弱性スキャンを実施し、その結果を分析するものとする。
- (3) 保護システム管理者は、前2号による分析の結果を記載した文書を作成するものとし、脆弱性が特定された場合は、本基準第11第1項第4号及び第2項第1号の措置を行うものとする。

2 分析結果等の利用

- (1) 保護システム管理者は、自社における保護システム以外の情報システムにおける脆弱性の発見及び修正等に資するため、脆弱性スキャン結果の分析など脆弱性の発見に資する情報を自社の必要な者及び組織に共有するものとする。
- (2) 保護システム管理者は、社内又は前項第2号の情報セキュリティ機関から収集した情報に基づき、保護システム担当者、保護システム利用者（保護システムを利用する下請負者を含む。）等に対し、適切なセキュリティに係る注意喚起及び助言等を行うものとする。
- (3) 保護システム管理者は、前2号により脆弱性が特定された場合は、定められた時間内に特定された脆弱性を修正するものとする。

第11 バックアップ

- 1 保護システム管理者は、保護システムのサーバ及びパソコンに保存している全ての保護すべきデータ（防衛省が提供した保護すべきデータを除く。）及び保護システムにおけるシステムデータについて、定期的にバックアップを行うものとする。
- 2 前項の規定によりバックアップされたデータは、少なくとも次回のバックアップの完了まで保存するものとする。
- 3 バックアップは、自社が定めた保護システムの目標復旧時間に応じた頻度で行うものとする。
- 4 保護システム管理者は、第1項の規定によりバックアップされたデータの機密性、完全性及び可用性を保護するものとする。
- 5 保護システム管理者は、バックアップに関する手順を定めるものとする。

第12 システムメンテナンス等

1 システムメンテナンス等の計画

- (1) 保護システム管理者は、保護システムのメンテナンス等（保守、点検、診断、修理、整備及びアップグレードを含む。以下同じ。）を定期的に、及び必要な場合にはその都度行うものとする。
- (2) 保護システム管理者は、次に掲げる事項を定めた計画（以下「システムメンテナンス等計画」という。）を管理責任者と調整の上作成し、総括者の承認を得るものとする。

ア メンテナンス等を実施する人員

イ メンテナンス等の対象（保護システムにおけるソフトウェア、ハードウェア及びファームウェアを含む。）

ウ メンテナンス等の内容（メンテナンス等に使用される機器及びツールを含む。）

エ アからウまでに掲げるほか、第2項及び第3項に規定する措置を実施するために必要な事項

- (3) 保護システムを取り外す場合、取扱施設の外に持ち出す必要がある場合又は保護システム等に対しネットワークを経由したメンテナンス等（以下「リモートメンテナンス等」という。）を実施する必要がある場合は、保護システム管理者は、前号による承認を得るとともに、あらかじめ当該保護システム等に記録された保護すべき情報を削除又は移動させるなど必要な措置を講じ、システムメンテナンス等計画にその旨を記載するものとする。

2 システムメンテナンス等の実施

保護システム管理者は、システムメンテナンス等計画に従って、保護システムのメンテナンス等を実施するものとする。

(1) 人員の指定

ア 保護システム管理者は、保護システムのメンテナンス等を実施することができる人員を保護システム利用者のうちから業務の遂行上必要最小限度に制限したうえで、指定するものとする。

イ 保護システム利用者以外の者によるメンテナンス等を実施する必要がある場合は、保護システム管理者が前項第2号による承認を得て実施させるものとし、メンテナンス等の完了後、直ちに当該人員による保護システム及び取扱施設へのアクセスを含むメンテナンス等への関与を終了させるものとする。

(2) ツールの検査

保護システムのメンテナンス等の実施に当たっては、保護システム管理者が承認した適切な検査されたツール（診断ツールやテストプログラムが保存された記憶媒体を含む。）のみを使用させるものとする。

(3) システムへのアクセスの認証等

ア 保護システムのメンテナンス等を実施する人員が保護システムにアクセスする必要がある場合は、当該人員に対し多要素認証を求めるものとする。

イ 保護システムのメンテナンス等に使用する機器は、システムメンテナンス等計画に記載された機器と同一であることを識別するものとする。

(4) システムメンテナンス等の監督等

ア 保護システムのメンテナンス等を実施する場合は、保護システム管理者は保護システム利用者の中から技術的な知見を有する者を監督者として指定し、監督結果を管理責任者及び保護システム管理者に速やかに報告させるものとする。

イ アにより指定された監督者は、保護システムのメンテナンス等を実施する者とともに現場に所在（リモートメンテナンス等の場合はネットワークを経由）して、メンテナンス等の実施状況を監督するものとする。

ウ システムメンテナンス等の実施状況の監督に当たっては、第9に規定するシステムログの取得及び分析を実施するものとする。

(5) 保護システム管理者は、保護システムのメンテナンス等を実施する前に、メンテナンス等により影響を受けることが予測される事象についてのセキュリティ対策を実施し、メンテナンス等の終了後、当該セキュリティ対策がメンテナンス等の実施前と同様に適切に機能していることを確認するものとする。

3 システムメンテナンス等の記録

(1) 前項第4号アにより指定された監督者は、メンテナンス等を実施した日時、事業者の名称及び所在、人員の名簿（国籍等を記載）、実施の対象及び内容等の記録を文書により作成し、管理責任者及び保護システム管理者の確認を得るものとする。

(2) 前号に規定するシステムメンテナンス等の結果を記録した文書を、文書により保存する場合は、施錠したロッカー等により、データで保存する場合には、暗号化により、必要な期間保管又は保存するものとする。

別紙 5 情報システムの調達に係るサプライチェーン・リスク対応に関する特約条項

甲及び乙は、防衛省が行う情報システム（ハードウェア、ソフトウェア（プログラムの集合体をいう。）、ネットワーク又は記録媒体で構成されるものであって、これら全体で業務処理を行うものをいう。以下同じ。）の調達に係るサプライチェーン・リスク（当該情報システム及びその構成等品のサプライチェーンにおいて、不正プログラムの埋込み、情報の窃取、不正機能の組み込み等が行われるリスクをいう。以下同じ。）への対策に関し、次の特約条項を定める。

（意図せざる変更が加えられないための管理体制）

第1条 乙は、この契約の履行において、本情報システム（この契約において全部又は一部を設計、構築・製造、運用・保守又は廃棄（賃貸借によるものを含む。）する情報システムをいう。以下同じ。）に防衛省の意図しない変更や情報の窃取等が行われないことを保証する管理を、再委託（再々委託以降の委託を含む。なお、市場に流通するカタログ製品の購入は、再委託に含まれない。以下同じ。）先を含め、この特約条項の定めるところにより、一貫した品質管理体制の下で行わなければならない。ただし、第三者に再委託しても情報システムの内容を知り得ないことが明らかな場合並びに第三者に再委託してもマルウェア等の不正なプログラム及び機器が組み込まれる等のリスクがないことが明らかである製造請負を再委託する場合は、この限りではない。

2 乙は、防衛省の意図しない変更や要機密性情報の窃取等が行われないことを保証するための具体的な管理手順その他の品質保証体制を証明する書面（品質管理体制の責任者及び品質保証の各担当者がアクセス可能な範囲等を示した管理体制図を含めることを必須とする。）を甲に提出しなければならない。第三者機関による品質保証体制を証明する書面等が提出可能な場合には、当該書面等を合わせて提出するものとする。

3 乙は、本情報システムに防衛省の意図しない変更が行われるなど不正が見つかったときに、追跡調査や立入検査等、防衛省と連携して原因を調査し、排除するための手順及び体制（防衛省の情報システムの運用・保守業務を行う契約にあつては、当該運用・保守業務において乙及び再委託先が行う作業履歴を記録し、防衛省の求めに応じてこれらを防衛省に提出する手順及び体制を含めることを必須とする。）を整備し、当該手順及び体制を示した書面を甲に提出しなければならない。

4 乙は、この契約の一部を再委託する場合には、前項により、防衛省と乙が連携して行う追跡調査や立入検査等を再委託先が受け入れるよう、あらかじめ再委託先と約定しておかなければならない。なお、追跡調査や立入検査等において防衛省が必要と判断した場合には、この契約の履行に従事する再委託先の従業員の情報を確認するため、これに協力する旨を再委託先との約定に含めなければならない。

5 乙は、サプライチェーン・リスクを低減する対策として、情報システムの設計、製造・構築、運用・保守、廃棄の各工程における不正行為の有無について定期的及び必要に応じて監査を行うとともに、この契約により甲に納入する製品に対して意図しない変更が行われるリスクを回避するための試験を行わなければならない。当該試験の項目は、情報セキュリティ技術の趨勢、対象の情報システムの特性等を踏まえ、乙において適切に設定し、少なくとも以下の6項目については必ず実施しなければならない。

- (1) 環境設定されたパラメータの再確認
 - (2) 製造中に利用したアカウントの削除の確認
 - (3) ウイルスチェック
 - (4) 不要なソフトウェアパッケージの削除の確認
 - (5) 使用ソフトウェアのバージョン管理の確認
 - (6) ソフトウェアのインストール手順書（インストールソフトウェアの名称及び設定パラメータ内容から成る手順書をいう。）の完成度の確認
- 6 乙は、前項の試験に関し、実施要領を作成し、甲の確認を得た後、提出しなければならない。ただし、既に甲の確認を得た実施要領と同一である場合には、特別な指示が無い限り、届出をすれば足りる。
- 7 乙は、この契約の全部を一括して、第三者に再委託してはならない。また、この契約の履行における総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分を第三者に再委託してはならない。ただし、この契約の適正な履行を確保するために必要な範囲において、この契約の一部（総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分を除く。）を第三者に再委託する場合には、乙は、主たる契約条項の下請負に関する規定の定めるところにより、必要な手続きを実施しなければならない。
- 8 前項の規定は、乙が再委託先を変更する場合その他の事由により、届出を行った内容等を変更する場合に準用する。
- 9 乙は、再委託先に提供する情報は必要最低限の範囲とし、提供された情報を第三者に漏洩することを防止するため、再委託先において適切な管理を行う旨を再委託先との約定に含めなければならない。
- 10 乙は、この契約の一部を第三者に負わせる場合においても、この契約により乙の義務とされていることにつきその責めを免れない。
- 11 乙は、この契約の一部の再委託に当たり、再委託先においてこの特約条項に定める義務が確実に履行されるため必要な事項を、再委託先と約定しなければならない。

（委託先の資本関係・役員の情報等に関する情報提供）

第2条 乙は、この契約の履行に従事する従業員（契約社員、派遣社員等の雇用形態を問わず、この契約の履行に従事する全ての従業員をいう。以下同じ。）を必要最低限の範囲に限るものとし、以下の情報を書面により甲に届け出なければならない（送付も可とする。）。

- (1) 乙の資本関係及び役員の情報
- (2) この契約に係る各工程の実施場所（防衛省及び防衛省以外のそれぞれの場所）
- (3) この契約の履行に従事する従業員の氏名、所属、役職、専門性（特に、情報セキュリティに係る資格、研修実績、情報セキュリティ業務での経験年数）
- (4) この契約の履行に従事する従業員の国籍（労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号）第28条第1項に基づき事業主が厚生労働大臣に届け出る事項として、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則（昭和41年労働省令第23号）第10条第1項第3号に規定される国籍の属する国等をいう。以下同じ。）の割合

- (5) 情報システムに関する代表的な契約実績（防衛省及び防衛省以外とのそれぞれの契約実績）
- 2 前項の規定は、乙がこの契約の履行に従事する従業員を変更する場合にも準用する。
- 3 乙は、この契約の一部を再委託する場合、再委託業務に従事する従業員を必要最低限に限ることを再委託先と約定するとともに、以下の情報を書面により甲に届け出なければならない（送付も可とする。）。
- (1) 再委託先の資本関係及び役員の情報
 - (2) 再委託業務の実施場所（防衛省及び防衛省以外のそれぞれの場所）
 - (3) 再委託業務に従事する従業員の氏名、所属、役職、専門性（特に、情報セキュリティに係る資格、研修実績、情報セキュリティ業務での経験年数）
 - (4) 再委託業務に従事する従業員の国籍の割合
 - (5) 情報システムに関する代表的な契約実績（防衛省又は防衛省以外との契約実績）
- 4 前項の規定は、乙が再委託先を変更する場合又は再委託先が再委託業務に従事する従業員を変更する場合にも準用する。

（サプライチェーン・リスクに係る監査の受入れ等）

- 第3条 乙は第1条第3項に定める防衛省が行う追跡調査や立入検査等を受け入れなければならない。なお、追跡調査や立入検査等において防衛省が必要と判断した場合には、この契約の履行に従事する従業員の情報を確認するため、これに協力しなければならない。
- 2 乙は、再委託先に対し、定期的及び必要に応じて再委託先におけるサプライチェーン・リスク対応についての実施状況について監査を行うものとする。

（機器等の調達）

- 第4条 乙は、この契約により甲に納入する「IT 製品の調達におけるセキュリティ要件リスト」（経済産業省）に掲載される機器等（以下「機器等」という。）には、Common Criteria (ISO/IEC 15408)の評価保証レベル (EAL) 4以上の製品を努めて使用しなければならない。機器等に当該基準を満たす製品の使用が困難な場合は、使用を予定している機器等と当該基準の比較表を作成し、甲の確認を得た後、安全性及び信頼性の高い製品を使用するものとする。ただし、使用を予定している機器等と当該基準の比較表の確認に当たり、既に甲の確認を得た比較表と同一である場合は、特別な指示がない限り、届出をすれば足りる。
- 2 乙は、第2条第3項に掲げるもののほか、機器等の製造を再委託先に請け負わせる場合、再委託先にこれらの製品に対して意図しない変更が行われるリスクを回避するための試験を行わせなければならない。当該試験の項目は、情報セキュリティ技術の趨勢、対象の情報システムの特性等を踏まえ、乙が再委託先と調整して適切に設定し、少なくとも以下の6項目については必ず実施しなければならない。
- (1) 環境設定されたパラメータの再確認
 - (2) 製造中に利用したアカウントの削除の確認
 - (3) ウイルスチェック
 - (4) 不要なソフトウェアパッケージの削除の確認

- (5) 使用ソフトウェアのバージョン管理の確認
 - (6) ソフトウェアのインストール手順書（インストールソフトウェアの名称及び設定パラメータ内容から成る手順書をいう。）の完成度の確認
- 3 乙は、前項の試験に関し、再委託先に実施要領を作成させ、甲の確認を得た後、提出しなければならない。ただし、既に甲の確認を得た実施要領と同一である場合は、特別な指示が無い限り、届け出をすれば足りる。
- 4 乙は、機器等の調達におけるトレーサビリティを確保するため、乙の製造する機器等について製造工程の履歴を記録する管理体制を整備し、機器等を構成する主要部品について製造事業者、製造事業者の国籍、製造国に関する情報（以下「トレーサビリティ情報」という。）を把握しなければならない。また、乙は、当該管理体制に以下の項目を含めなければならない。
- (1) 機器等に対して不正な変更が加えられないための体制
 - (2) 不正な変更が加えられていないことを検査する体制
 - (3) 機器等の設計から部品検査、製造、完成検査に至る工程を一貫した品質保証体制の下で、不正な変更が行われないことを保証する体制
- 5 乙が機器等の製造を再委託先に請け負わせる場合にも、前項の規定を準用するものとする。
- 6 乙は、前2項の規定による管理体制を証明する資料を甲に提出しなければならない。また、甲の求めに応じ、トレーサビリティ情報を甲に提出しなければならない。

（防衛省施設において作業を実施する場合の届出）

- 第5条 乙は、この契約の履行のため、納入先部隊等の防衛省施設（艦艇を含む。）において作業（情報システムの内容を知り得ないことが明らかである役務を除く。）を行う場合には、あらかじめ、作業従事者名簿（当該作業に従事する者の会社名及び氏名を一覧にした名簿をいう。以下同じ。）を書面により甲に提出又は送付し、甲の確認を得なければならない。
- 2 甲は、前項により乙から提出された作業従事者名簿について、第2条第1項及び第2条第3項により乙があらかじめ届け出ている従業員であることが確認できた場合には、名簿の写しに確認年月日及び確認者名又は部署の長の了解を得た上で確認部署名を記入し、乙に送付又は手交する。
- 3 乙は、納入先部隊等の防衛省施設（艦艇を含む。）における作業に当たり、作業従事者名簿の写しに作業従事者管理報告書（作業従事者名簿の従事者ごとに作業内容の予定と実績を日ごとに記録する報告書）を添付し、この契約の受領検査官又は使用責任者（会計法（昭和22年法律第35号）第29条の11第2項の補助者として甲が乙に通知した者をいう。）に書面により届け出なければならない（送付も可とする。）。納入に先立ち部隊等で現地技術確認試験等を行う場合には、受領検査官又は使用責任者に代えて、甲が乙に指定する当該部隊等に所属する者（作業確認者）に届出（送付も可とする。）を行うこととする。

（その他）

第6条 この特約条項各条の規定により、乙が甲又は防衛省に提出する資料、書面等の名称及び提出時期については、この特約条項の別表による。

2 別表に掲げる資料、書面等により甲に報告された内容について、サプライチェーン・リスクが懸念され、これを低減するための措置を講じる必要があると認められる場合に、甲は乙に是正を求めることがあり、乙は相当の理由があると認められるときを除きこれに応じなければならない。

3 甲は、乙の責めに帰すべき事由により、本情報システムに防衛省の意図しない変更が行われるなど不正が見つかり、この契約の目的が達することができなくなった場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

4 前項の場合においては、主たる契約の解除に関する規定を準用する。

情報システムの調達に係るサプライチェーン・リスク対応に関する特約条項に基づき提出する資料、書面等の提出時期
(第6条関係)

番号	名称	条番号	資料、書面等の内容	提出時期	様式
1	管理手順及び品質保証体制 (意図しない変更及び情報の 窃取等の保証)	第1条 第2項	防衛省の意図しない変更や情報の窃取等が行われないことを保証するための具体的な管理手順その他の品質保証体制を証明する書面 (品質管理体制の責任者及び品質保証の各担当者がアクセス可能な範囲等を示した管理体制図を含めることを必須とする。)	契約の締結後遅滞なく	任意
2	不正発見時の追跡調査及び立 入検査等の手順及び体制(原 因調査及び排除)	第1条 第3項	防衛省の意図しない変更が行われるなど不正が見つかったときに、追跡調査や立入検査等、防衛省と連携して原因を調査し、排除するための手順及び体制(防衛省の情報システムの運用・保守業務を行う契約にあっては、当該運用・保守業務において乙及び再委託先が行う作業履歴を記録し、防衛省の求めに応じてこれらを防衛省に提出する手順及び体制を含めることを必須とする。)	契約の締結後遅滞なく	任意
3	製品に対して意図しない変更 が行われるリスクを回避する ための試験実施要領	第1条 第6項	乙が納入する製品に対して意図しない変更が行われるリスクを回避するための試験実施要領が記載された書面	試験実施前まで	任意
4	再委託業務に従事させる場合 の届出書	第1条 第7項	再委託の相手方の商号又は名称及び住所並びに再委託する業務の範囲、再委託の必要性について記載した書面	主たる契約条項の定めによる。	主たる契約条項の定めによる。
5	委託業務従事者届出書	第2条 第1項	乙の資本関係等、作業従事者の氏名等及び情報システムに関する代表的な契約実績が記載された書面	委託先において業務を行う前まで	付紙様式第1
6	委託業務従事者届出書(変 更)	第2条 第2項	乙が本契約の履行に従事する従業員を変更する場合の届出	従業員を変更する前まで	付紙様式第1
7	再委託業務に従事させる場合 の届出書	第2条 第3項	再委託先の資本関係等、作業従事者の氏名等及び情報システムに関する代表的な契約実績が記載された書面	再委託先において、 業務を行う前まで	付紙様式第2
8	再委託業務に従事させる場合 の届出書(変更)	第2条 第4項	乙が再委託先を変更する場合又は再委託先が再委託業務に従事する従業員を変更する場合の届出	再委託先又は再委託先が 従事者を変更する前まで	付紙様式第2
9	使用を予定している機器等と Common Criteria (ISO/IEC 15408)の比較表	第4条 第1項	機器等にCommon Criteria (ISO/IEC 15408)レベル4を満たす製品の使用が困難な場合は、使用を予定している機器等と当該基準の比較表	当該製品を使用する前まで	任意
10	製品に対して意図しない変更 が行われるリスクを回避する ための試験実施要領	第4条 第3項	再委託先が納入する製品に対して意図しない変更が行われるリスクを回避するための試験実施要領が記載された書面	試験実施前まで	任意
11	製造工程の履歴を記録する管 理体制	第4条 第6項	機器等の調達におけるトレーサビリティを確保するため、乙の製造する機器等について製造工程の履歴を記録する管理体制を証明する書類	契約の締結後遅滞なく (再委託する場合) 再委託先において、 業務を行う前まで	任意
12	トレーサビリティ情報(機器 等を構成する主要部品)	第4条 第6項	機器等を構成する主要部品について製造事業者、製造事業者の国籍、製造国に関するトレーサビリティ情報が記載された書面	甲から求めがあった場合は速やかに	任意
13	作業従事者名簿届出書(追 加)	第5条 第2項	納入先部隊等での作業を実施する場合の作業従事者名簿	納入先部隊等での作業開始前	付紙様式第3
14	作業従事者管理報告書	第5条 第3項	作業従事者管理報告書	納入先部隊等での作業開始前	付紙様式第4

委託業務従事届出書（変更）

年 月 日

所 属
官 職
氏 名 殿

住 所
会 社 名
代表者名 印

下記契約に関して、情報システムの調達に係るサプライチェーン・リスク対応に関する特約条項第〇条の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

調 達 要 求 番 号
 認 証 (契 約) 番 号 ・ 年 月 日
 品 名 ・ 数 量

1 事業者

番号	資本関係	役員	業務実施場所	住所・ 電話番号	業務範囲

2 作業従事者

番号	所属・役職	氏名	専門性 (情報セキュリティに係る資格・研修実績・経験年数)

3 国籍

番号	国名	作業従事者数 (名)	割合 (%)

4 情報システムに関する代表的な契約実績

番号	契約相手方	契約システム名	契約年度

注1：契約の締結後、遅滞なく本様式で届け出ること。この場合、件名の（変更）を横線で消去すること。

注2：変更がある場合は、変更する旨を本様式により作業に従事する前までに、届け出ること。

再委託業務に従事させる場合の届出書（変更）

年 月 日

所 属
官 職
氏 名

殿

住 所
会 社 名
代表者名

印

下記契約に関して、情報システムの調達に係るサプライチェーン・リスク対応に関する特約条項第〇条の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

調 達 要 求 番 号
 認 証 (契 約) 番 号 ・ 年 月 日
 品 名 ・ 数 量

1 事業者名：

番号	資本関係	役員	業務実施場所	住所・ 電話番号	業務範囲

2 作業従事者

番号	所属・役職	氏名	専門性 (情報セキュリティに係る資格・研修実績・経験年数)

3 国籍

番号	国名	作業従事者数 (名)	割合 (%)

4 情報システムに関する代表的な契約実績

番号	契約相手方	契約システム名	契約年度

注1：再委託先において委託業務を行う前までに本様式で届け出ること。この場合、件名の（変更）を横線で消去すること。

注2：業務範囲については、いずれの会社（事業者）の下請業務か分かるよう、かつ、簡潔に記載すること。

注3：変更がある場合は、変更する旨を本様式により作業に従事する前までに、届け出ること。

作業従事者名簿届出書（追加）

年 月 日

所 属
官 職
氏 名 殿

住 所
会 社 名
代 表 者 名 印

下記契約に関して、情報システムの調達に係るサプライチェーン・リスク対応に関する特約条項第〇条の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

調 達 要 求 番 号
認 証 (契 約) 番 号 ・ 年 月 日
品 名 ・ 数 量

作業従事者名簿

番号	会社名（事業者名）	氏 名

注1：納入先部隊等での作業開始前までに本様式で届け出ること。この場合、件名の（追加）を横線で消去すること。

注2：追加のあった場合は、速やかに追加した旨を本様式で届け出ること。

作業従事者管理報告書

調達要求番号
 認証(契約)番号・年月日
 品名・数量

(会社名) 年 月 日

氏 名	作 業 内 容	
	予 定	実 績

注1：作業内容については、予定欄は契約相手方が、実績欄は受領検査官等が記入する。
 注2：本届出書の提出時において、日々の作業内容の決定が困難な場合には、予定欄は作業開始前までに記入するものとする。

上記のとおり確認した。

年 月 日

所 属
官 職
氏 名

印

別紙 6 事業者等が付す保険等

「本事業」に関して、「事業者」に付保を要請する保険及びその条件は以下のとおりとする。ただし、以下の保険種目並びに保険条件は最小限度の条件であり、「事業者」の判断に基づき、追加的な保険種目の付保並びに補償範囲を拡大することを妨げるものではない。

1 履行保証保険

保険内容： 本契約の不履行により生じる損害をてん補
契約者： 「事業者」又は「選定企業」
被保険者： 「発注者」又は「事業者」
保険期間： 本契約締結日から「本格的運用」の開始日の前日までの期間
保険金額： 「専用地上施設整備費」に相当する額の10分の1以上。

本契約の履行を確保するために、本契約第9条第1項第二号による保証を付す場合に限る。

「事業者」又は「選定企業」は、被保険者を「発注者」とすることを原則とし、やむを得ず被保険者を「事業者」とするときは、「事業者」又は「選定企業」をして、保険金請求権に本契約第85条第2項による違約金支払債務を被担保債権とする質権を、「発注者」のために設定させる。かかる質権設定費用は「事業者」又は「選定企業」が負担する。

2 「各業務」に係る保険

「事業者」又は「選定企業」は、必要に応じて「各業務」遂行に係る保険を、全「事業期間」について、提案することができる。その内容は「事業者」の提案によるものとする。

「事業者」は、上記の保険契約を締結したときは、その保険証券の原本証明付写し又はこれに代わるものを「発注者」に提出するものとし、「発注者」の承認なく保険契約及び保険金額の変更又は解約をすることができない。

別紙 7 業績等の監視及び改善要求措置要領

【入札説明書添付書類 資料-7 業績等の監視及び改善要求措置要領を添付する。】

別紙 8 サービス対価の算定及び支払方法

【入札説明書添付書類 資料-4 サービス対価の算定及び支払方法を添付する。】

別紙 9 不可抗力の定義等

本契約における「不可抗力」の定義及び本契約第 87 条第 3 項に定める「不可抗力」による費用分担は以下のとおりとする。

1 不可抗力の定義

天災その他自然的又は人為的な事象であつて、「発注者」及び「事業者」のいずれにもその責を帰すことが出来ない事由（経験ある管理者及び「事業者」側の責任者によつても予見し得ず、若しくは予見できてもその損失、損害、又は傷害発生の防止手段を合理的に期待できず、かつ、「本事業」への悪影響を回避することを合理的に期待できないような一切の事由）をいう。ただし、(i)「事業者」、「選定企業」又は「再受任者」若しくは「下請負人」の構内における火災、経済事情の変動、原材料又は輸送手段の調達困難等並びに(ii)「打上失敗」及び「打上遅延」（「不可抗力」に起因しないものに限る。）は、「不可抗力」には含まれない。

なお、「不可抗力」の具体例としては以下のとおり。

(1) 天災

宇宙空間での自然現象若しくは障害物に起因するもの、「発注者」の想定を超える自然災害（大地震、大津波、大噴火、火砕流、落雷、暴風雨、洪水、内水氾濫、土石流、高潮、異常潮位、高波、豪雪、なだれ、異常降雨、土砂崩壊を含む。）をいう。ただし、設計基準等が事前に定められたものについては当該基準を超える場合をいう。

(2) 人為的事象

戦争、戦闘行為、侵略、外敵の行動、テロ、内乱、内戦、反乱、革命、クーデター、騒擾、暴動等をいう。

(3) その他

放射能汚染、航空機の落下及び衝突、航空機等による圧力波、類焼、類壊、放火、第三者の悪意及び過失、公権力による占拠、解体、撤去、差押え、（公権力によると否とを問わず）逮捕、捕獲、抑留、押収又は没収等をいう。

2 不可抗力による損失及び損害の範囲

「不可抗力」による損失及び損害の範囲は以下のとおりとする。

- ① 「運用期間」の変更、延期及び短縮に伴う「画像データ取得費」、「専用地上施設運用等業務費」及び「全般管理業務費」（金利及び物価変動を含む。）に係る追加費用
- ② 原因、被害状況調査及び復旧方法検討に必要な調査研究費用、再調査・設計及び設計変更等に伴う追加費用
- ③ 損害防止費用、損害軽減費用、応急処置費用
- ④ 損壊した「本事業衛星」及び「本事業専用地上施設」の修復及び復旧費用、残存物及び土砂等の解体、撤去及び清掃費用、工事中機械及び設備関連、仮工事、仮設建物等の損傷・復旧費用

- ⑤ 「運用期間」の変更に伴う各種契約条件変更及び「不可抗力」を理由とする解除に伴う追加費用（合理的な金融費用、違約金を含む。）
- ⑥ 「運用期間」の変更、延期及び短縮に伴う「事業者」の間接費用及び出費（経常費、営業継続費用等。）

3 不可抗力による損害額の分担

「不可抗力」に起因して本契約第 84 条により本契約の全部又は一部が解除され、「事業者」が本契約第 87 条第 1 項第 1 号に定める「解除精算金」の額を超過する損害を被った場合、当該損害額（「サービス対価」の内容に含まれていないと合理的に認められるものであり、かつ、当該損害の明細及び当該損害の金額の合理性に関する「発注者」の満足する疎明資料が「発注者」に提出されている場合に限る。）については、「発注者」及び「事業者」が 50%ずつ負担する。ただし、「直接的妨害等」に該当する「不可抗力」については、「発注者」が全額負担する。

別紙 10 暴力団排除に関する特約条項

甲及び乙は、暴力団排除に関し、次の特約条項を定める。

(属性に基づく契約解除)

第1条 甲は、警視庁又は道府県警察本部の暴力団排除対策を主管とする課の長（以下「暴力団対策主管課長」という。）への照会、又は暴力団対策主管課長からの通知により、乙が次の各号の一に該当すると認められたときは、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 乙は、甲から求めがあった場合、乙の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表とする。）及び登記簿謄本の写しを提出するとともに、これらの提出書類から確認できる範囲での個人情報警察に提供することについて同意するものとする。

(行為に基づく契約解除)

第2条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて支担当等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(暴力団排除に関する表明及び確約)

第3条 乙は、前2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

- 2 乙は、前2条各号の一に該当する者（以下「排除対象者」という。）を下請負者等（下請負者（再下請負以降の全ての下請負者を含む。））、受任者（再委任以降の全ての受任者を含む。）及び下請負者又は受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

（下請負者等に関する契約解除）

第4条 乙は、契約後に下請負者等が排除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請負者等との契約を解除し、又は下請負者等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 甲は、乙が下請負者等が排除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負者等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負者等との契約を解除せず、若しくは下請負者等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

（損害賠償等）

第5条 甲は、第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

- 2 乙は、甲が第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。
- 3 甲は、第1条、第2条及び前条第2項の規定によりこの契約の全部又は一部を解除した場合は、代金（一部解除の場合は、解除部分に相当する代金）の10パーセントの金額を乙から違約金として徴収するものとする。
- 4 前項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

（不当介入に関する通報・報告）

第6条 乙は、自ら又は下請負者等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負者等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

別紙 1 1 談合等の不正行為に関する特約条項

甲及び乙は、談合等の不正行為に関し、次の特約条項を定める。

(談合等の不正行為に係る解除)

第1条 甲は、この契約に関して、次の各号の一に該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

一 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第7条の4第7項若しくは第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

二 乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人の場合にあつては、その役員又は使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき。

2 乙は、この契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第7条の4第7項又は第7条の7第3項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲に提出しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

第2条 乙は、この契約に関して、次の各号の一に該当するときは、甲が契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

一 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

二 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

三 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の4第7項又は第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

四 乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人の場合にあつては、その役員又は使用人）が刑法第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑が確定したとき。

2 乙は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ次の各号の一に該当するときは、前項の契約金額の10分の1に相当する額のほか、契約金額の100分の5に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

一 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の2第1項及び第7条の3の規定による納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

- 二 当該刑の確定において、乙が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
- 三 乙が甲に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。
- 3 乙は、契約の履行を理由として、前2項の違約金を免れることができない。
- 4 第1項及び第2項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

別紙 1 2 解除精算金の算定方法

本契約第 81 条乃至第 84 条により本契約の全部又は一部が解除された場合に「発注者」が「事業者」に対して支払う「解除精算金」の金額は、以下のとおりとする。

1 「解除精算金（画像データ取得費）」

- (1) 本契約第 81 条第 1 項若しくは第 84 条第 1 項若しくは第 2 項に基づく全部解除（本契約第 84 条第 1 項及び第 2 項については当該解除が「直接的な法令等の変更等」以外の「法令等の変更等」に起因する場合に限る。）又は本契約第 81 条第 2 項、第 82 条第 2 項、第 83 条第 2 項若しくは第 84 条第 3 項若しくは第 4 項に基づく一部解除の場合

「解除精算金（画像データ取得費）」は支払われない。

- (2) 本契約第 82 条第 1 項、第 83 条第 1 項又は第 84 条第 1 項若しくは第 2 項に基づく全部解除の場合（本契約第 84 条第 1 項及び第 2 項については当該解除が「直接的妨害等」に該当する「不可抗力」又は「直接的な法令等の変更等」に起因する場合に限る。）

「解除精算金（画像データ取得費）」 = (A-B) × C

A：「事業期間」全体における「画像データ取得費」の合計額（ただし、本契約別紙 7「業績等の監視及び改善要求措置要領」に従い「画像データ取得費」が減額された場合には、当該減額後の金額とする。）

B：本契約の解除時点までに「事業者」に支払われた「画像データ取得費」の合計額（本契約第 86 条第 3 項又は第 87 条第 4 項に基づき支払われる「画像データ取得費」の未払額を含む。疑義を避けるために付言すると、本契約別紙 8「サービス対価の算定及び支払方法」に従い「画像データ取得費」に関して支払われた「未達調整金」及び返納された金額は控除しない。）

C：「契約解除通知日」の属する期間に応じた以下の支払割合

「契約解除通知日」の属する期間	支払割合
本契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日までの期間	0%
令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの期間	50%
令和 9 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 30 日までの期間	70%
令和 10 年 3 月 31 日から令和 11 年 3 月 31 日までの期間	90%
令和 11 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日までの期間	100%

- (3) 本契約第 84 条第 1 項又は第 2 項に基づく全部解除の場合（当該解除が「直接的妨害等」に該当しない「不可抗力」に起因する場合に限る。）

「解除精算金（画像データ取得費）」 = (A-B) × C

A：「事業期間」全体における「画像データ取得費」の合計額（ただし、本契約別紙 7「業績等の監視及び改善要求措置要領」に従い「画像データ取得費」が減額された場合には、当該減額後の金額とする。）

- B：本契約の解除時点までに「事業者」に支払われた「画像データ取得費」の合計額（本契約第 87 条第 4 項に基づき支払われる「画像データ取得費」の未払額を含む。疑義を避けるために付言すると、本契約別紙 8「サービス対価の算定及び支払方法」に従い「画像データ取得費」に関して支払われた「未達調整金」及び返納された金額は控除しない。）
- C：「契約解除通知日」の属する期間に応じた以下の支払割合

「契約解除通知日」の属する期間	支払割合
本契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日までの期間	0%
令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの期間	25%
令和 9 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日までの期間	35%
令和 10 年 3 月 31 日から令和 11 年 3 月 31 日までの期間	45%
令和 11 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日までの期間	50%

2 「解除精算金（専用地上施設整備費）」

(1) 「本格的運用期間」の開始日より前に本契約が解除された場合

「解除精算金（専用地上施設整備費）」＝A+B

A：「取得対象資産」（もしあれば）が「発注者」又は「発注者」の指定する者に引き渡された時点における、当該「取得対象資産」に相応する額

B：本契約の解除時点における、「処分対象資産」（もしあれば）に相応する額

(2) 「本格的運用期間」の開始日以降に本契約が解除された場合

① 本契約第 81 条第 1 項、第 82 条第 1 項、第 83 条第 1 項又は第 84 条第 1 項若しくは第 2 項に基づく全部解除の場合

「解除精算金（専用地上施設整備費）」＝A-B

A：「事業期間」全体における「専用地上施設整備費」のうち、「取得対象資産」及び「処分対象資産」に対応する部分の合計額（ただし、本契約別紙 7「業績等の監視及び改善要求措置要領」に従い当該部分が減額された場合には、当該減額後の金額とする。）

B：本契約の解除時点までに「事業者」に支払われた「専用地上施設整備費」のうち、「取得対象資産」及び「処分対象資産」に対応する部分の合計額（本契約第 85 条第 5 項、第 86 条第 3 項又は第 87 条第 4 項に基づき支払われる「専用地上施設整備費」の未払額のうち、「取得対象資産」及び「処分対象資産」に対応する部分を含む。疑義を避けるために付言すると、本契約別紙 8「サービス対価の算定及び支払方法」に従い当該部分に関して支払われた「未達調整金」及び返納された金額は控除しない。）

② 本契約第 81 条第 2 項、第 82 条第 2 項、第 83 条第 2 項又は第 84 条第 3 項若しくは第 4 項に基づく一部解除の場合

「解除精算金（専用地上施設整備費）」＝A-B

A：「事業期間」全体における、解除の対象となった「専用地上施設運用等業務」に係る「専用地上施設整備費」のうち、「取得対象資産」及び「処分対

象資産」に対応する部分の合計額（ただし、本契約別紙7「業績等の監視及び改善要求措置要領」に従い当該部分が減額された場合には、当該減額後の金額とする。）

- B：本契約の解除時点までに「事業者」に支払われた、解除の対象となった「専用地上施設運用等業務」に係る「専用地上施設整備費」のうち、「取得対象資産」及び「処分対象資産」に対応する部分の合計額（本契約第85条第5項、第86条第3項又は第87条第4項に基づき支払われる「専用地上施設整備費」の未払額のうち、「取得対象資産」及び「処分対象資産」に対応する部分を含む。疑義を避けるために付言すると、本契約別紙8「サービス対価の算定及び支払方法」に従い当該部分に関して支払われた「未達調整金」及び返納された金額は控除しない。）

別紙 13 解除違約金の算定方法

本契約第81条第1項又は第2項により本契約の全部又は一部が解除された場合に「事業者」が「発注者」に対して支払う「解除違約金」の金額は、以下のとおりとする。

- 1 本契約第81条第1項第11号以外の同項各号に基づく解除の場合（本項及び第2項のいずれにも該当する場合を含む。）

$$\text{「解除違約金」} = (A - B) \times 10\%$$

- A：「事業期間」全体における「サービス対価」の合計額（ただし、本契約別紙7「業績等の監視及び改善要求措置要領」に従い「サービス対価」が減額された場合には、当該減額後の金額とする。）
- B：本契約の解除時点までに「事業者」に支払われた「サービス対価」の合計額（本契約第85条第5項に基づき支払われる「サービス対価」の未払額を含む。疑義を避けるために付言すると、本契約別紙8「サービス対価の算定及び支払方法」に従い支払われた「未達調整金」及び返納された金額は控除しない。）

- 2 本契約第81条第1項第11号に基づく解除の場合（本項及び第1項のいずれにも該当する場合を除く。）

$$\text{「解除違約金」} = (A - B) \times 10\% \times C \div 6$$

- A：「事業期間」全体における「サービス対価」の合計額（ただし、本契約別紙7「業績等の監視及び改善要求措置要領」に従い「サービス対価」が減額された場合には、当該減額後の金額とする。）
- B：本契約の解除時点までに「事業者」に支払われた「サービス対価」の合計額（本契約第85条第5項に基づき支払われる「サービス対価」の未払額を含む。疑義を避けるために付言すると、本契約別紙8「サービス対価の算定及び支払方法」に従い支払われた「未達調整金」及び返納された金額は控除しない。）
- C：本契約の解除時点において該当する次の解除事由（以下「違約金調整対象解除事由」という。）の数

業務	項目	解除事由
「画像データ取得業務」	「再訪頻度」	令和10年3月31日以降において「本事業衛星」の「再訪頻度」が「要求水準」を満たさず、かつ、1年以内に「要求水準」を達成しない場合又は達成することが見込まれない場合
	「撮像優先権」	令和10年3月31日以降において「本事業」に使用される衛星のうち「国産衛星」に関する「発注者」の「撮像優先権」が確保されない状況が1年間以上継続した場合
	「国産衛星」の基数	令和10年3月31日以降において「本事業」に使用される衛星のうち「国産衛星」の基数が「要求水準」を満たしておらず、かつ、1年以内に「要求水準」を達成しない場合又は達成することが見込まれない場合
	「撮像達成率」	令和10年度以降のいずれかの年度において、「発注者」の「撮像指示」に係る「撮像達成率」が「要求水準書」に定める「撮像達成率」から10を控除したパーセンテージを下回った場合
「専用地上施設運用等業務」	「統合運用システム等」の運用開始及び稼働率	令和11年3月31日までに「要求水準」を満たす「統合運用システム等」の運用が開始されない場合若しくは開始されないことが見込まれる場合、又は令和10年度以降のいずれかの年度において、「統合運用システム等」の稼働率が、「要求水準書」に定める稼働率から10を控除したパーセンテージを下回った場合
	「専用地上局」の運用開始及び稼働率	令和11年3月31日までに「要求水準」を満たす「専用地上局」の運用が開始されない場合若しくは開始されないことが見込まれる場合、又は令和10年度以降のいずれかの年度において、「専用地上局」の稼働率が、「要求水準書」に定める稼働率から10を控除したパーセンテージを下回った場合

- 3 「専用地上施設運用等業務」又は「地上施設運用企業」に関して本契約第81条第1項各号に該当する事由が発生したことに起因する、同条第2項に基づく一部解除の場合

「解除違約金」＝(A-B)×10%

A：「事業期間」全体における、解除の対象となった「専用地上施設運用等業務」に係る「サービス対価」の合計額（ただし、本契約別紙7「業績等の監視及び改善要求措置要領」に従い当該「サービス対価」が減額された場合には、当該減額後の金額とする。）

B：本契約の解除時点までに「事業者」に支払われた、解除の対象となった「専用地上施設運用等業務」に係る「サービス対価」の合計額（本契約第85条第5項に基づき支払われる「サービス対価」の未払額を含む。疑義を避けるために付言すると、本契約別紙8「サービス対価の算定及び支払方法」に従い当該「サービス対価」に関して支払われた「未達調整金」及び返納された金額は控除しない。）